

令和7年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和7年3月4日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北 村 和 士	2 番	武 尾 哲 治	3 番	吉 田 功
4 番	中津川 定 雄	5 番	秋田谷 光 彦	6 番	古 谷 星工人
7 番	平 野 由里子	8 番	田 代 実	9 番	井 上 栄 一
1 0 番	南 雲 まさ子	1 1 番	飯 田 一	1 2 番	寺 嶋 正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	野 崎 智	会計管理者兼出納室長	中津川 文 子
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	参事兼総務課長	早 野 政 弘
安全防災担当室長	鎌 田 将 次	税 務 課 長	山 岸 裕 子
町民課長兼寄出張所長	堀 谷 恵 子	福 祉 課 長	宮 根 正 行
子育て健康課長	渋谷 昌 弘	観 光 経 済 課 長	遠 藤 洋 一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳 澤 一 郎	環境上下水道課長	渋谷 好 人
教 育 課 長	椎 野 晃 一	_____	_____

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石 井 友 子	書 記	島 秀 明
-----------	---------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 町長の行政報告

日程第 4 議長の諸般報告

日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。西平畑公園の桜も見頃を迎えたと思ったところで寒の戻りとなりました。気温も乱高下しておりますが、議員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る2月25日、松田町告示第8号により、令和7年第1回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

I C Tを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を許可しておりますので、御理解ください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定員数に達しておりますので、令和7年第1回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長より指名いたします。

12番 寺嶋正君、1 番 北村和士君の両名にお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る2月28日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。令和7年第1回議会定例会の招集に当たり、去る2月28日午前9時より、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日3月4日から3月13日までの10日間といたします。本会議は3月4日から7日と、13日の5日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の3月4日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第5「一般質問」の受付番号第6号まで行います。

本会議2日目の5日は、一般質問の受付番号第7号から第10号を行います。本会議終了後は、大会議室において議会全員協議会を開催します。

本会議3日目の6日は、日程第6「議案第2号」から日程第21「議案第17号」までを行います。このうち、「議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例」「議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は産業厚生常任委員会に付託して審査を行います。「議案第3号」「議案第4号」「議案第6号」から「議案第17号」は即決でお願いします。本会議終了後は、議会運営委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示でお願いします。

本会議4日目の7日は、日程第22「議案第18号」、日程第28「議案第24号」、日程第29「議案第25号」を行います。「議案第18号令和7年度松田町一般会計予算」は、一般会計予算審査特別委員会を設置し付託しますので、詳細質問は特別委員会で行います。「議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算」「議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算」は、上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会を設置し付託しますので、詳細質問は

特別委員会をお願いします。また、議長におかれましてはオブザーバーとして各特別委員会へ出席していただきます。終了後に、令和7年度工事予定箇所の現地視察を実施します。

8日、9日は休会です。

10日は大会議室で一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、関係者の出席をお願いします。

11日は9時より大会議室で上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会を開催しますので、関係者の出席をお願いします。午後は、産業厚生常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示をお願いします。

12日は総務文教常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示をお願いします。各常任委員会には、必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いします。

本会議5日目の13日は、午前中、議会運営委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示をお願いします。午後に本会議、「議案第18号」「議案第24号」「議案第25号」の特別委員会報告後、質疑、討論、採決を行います。その後、日程第23「議案第19号」から日程第27「議案第23号」、日程第30「議案第26号」まで即決をお願いします。休憩中に議会全員協議会を開催した後、本会議を開催し、日程第31「同意第1号」を即決をお願いします。続いて、日程第32「報告第1号」から日程第35「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。最終日は委員会へ付託された議案等についての委員会報告がなされると思いますので、当日配付される日程に追加します。

なお、本議会は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合は審議をお願いします。

陳情については6件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、机上配付とさせていただきますので御覧ください。

以上で議会運営委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期につきまして、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、令和7年第1回松田町議会定例会の会期は、本日3月4日から3月13日までの10日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の所信表明」に入ります。

町 長 皆さん、改めましておはようございます。本日から10日間の議会定例会、よろしく願いいたします。春の風が心地よい季節となったような感じがしましたが、急に今度は寒くなりました。西平畑公園での桜まつりにより、町なかの賑わいが始まったなというふうな、思う今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと、心からお喜びを申し上げます。

去る2月25日に令和7年第1回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変御多用のところ議員全員の御出席を賜り、本日ここに本定例会が開催できましたことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から早くも14年を迎えます。今年も東日本大震災追悼式の前となりますが、2月21日に追悼並びに町民の皆さんをはじめ、多くの方々から心のこもった義援金を、陸前高田市、佐々木市長へ、松田町の代表として直接お届けをしまいいりました。現在、市内では新たな一般住宅や大型施設が増え、目に見えて復興が進んでいることが確認できましたが、人口減少が続き、この復興や雇用の場の確保など、まだまだ課題が山積しているとのお話や、今年からメジャーへ挑戦をしております佐々木朗希選手の出身地として、地元での盛り上がりを復興の一助につなげたいなどの、非常に興味深いお話も伺ってまいりました。今後も東日本大震災での出来事を風化させることがなく、可能な限り支援を行っていくことをお約束してまいりましたので、引き続き町民の皆様の御協力のほど、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、行政報告につきましては日を追って詳細について御報告をさせていただくところでございますが、さきにお配りをさせていただいている公務報告書にて一部割愛させていただき、主な行事などについてのみ御報告をさせていただきますことを御了承願います。

年が明けた1月5日、本年最初の町の行事として、松田町賀詞交換会、名誉町民の称号贈呈式並びに表彰式を行いました。本年は松田町名誉町民称号を、松田町長として3期12年にわたり行政運営に多大なる御尽力を賜りました、故平野興二様に贈呈をさせていただきました。また、表彰の栄に浴されたのは、自治功労1名、一般表彰4名、1団体、感謝状3名、2団体でございました。表彰された皆様方にはこれからも町政に対しましてさらなる御指導と御尽力を賜りたいというふうに存じます。今年は式典終了後、ゴールドサーカスさんによるパフォーマンスや、寺子屋まつだによるヒップホップダンス、毎年恒例のふるさと大使であります北川大介さんのおもてなしコンサートが行われ、およそ250人の皆様方に楽しいひとときを過ごしていただきました。

次に、1月7日には酒匂川町民親水広場にて、消防出初め式を挙行了したところ、議員や町民の皆様方には寒中の中、御高覧賜り、改めて御礼を申し上げます。消防団の皆様方は日頃本業を持ちながら、日夜、火災や災害などから町民の生命と財産を守るため献身的な活動をしていただいていることに深く感謝をしております。当日行われました統率取れた行進や、第5分団による消防操法は訓練のたまものであり、大変心強く感じられました。日本各地で起こっている自然災害から学び、引き続き町民の安全・安心な暮らしを守るため、危機管理体制の強化を図ってまいります。

次に、1月11日に寄みやま運動広場人工芝生化の工事完成に伴うリニューアルセレモニーを行いました。当日は国会議員や町議会議員の皆様方をはじめ、関係機関や各種団体の皆様など、多くの皆様方に御来場いただき、盛大な式典を挙行することができました。式典後には元なでしこジャパンの5人の選手によるサッカー教室や、ふるさと大使の渡辺元智様による野球教室などを行い、約300名の皆様方に御参加をいただきました。本人工芝生化事業につきまして

は、町立寄幼稚園並びに寄小学校の存続を図ることを目的としておりますので、グラウンドの機能面の強化の促進により、スポーツツーリズムを推進し、地域における消費額の向上及び地域の活性化による雇用の創出を図るなど、子育て世代の移住につながるよう取り組んでまいります。

次に、12日の午前に行いましたはたちの集いにつきましては、これまで同様に実行委員会の皆様方を中心に企画・運営していただき、大人の仲間入りをした新成人は79名中、当日58名の新成人をお迎えでき、私自身も気持ちを新たにしましたところでございます。今年も関係各位の皆様方に御協力を賜り、はたちの集いを滞りなく行うことができましたこと、感謝申し上げますとともに、子育てをするようになったら松田町に住んでもらえるよう、様々な課題解決に取り組んでまいります。

続きまして、1月26日、足柄上合同庁舎をスタートし、松田町をはじめとする上地区各市町を7人のランナーでたすきをつなぐ、第79回足柄上地区一周駅伝競走大会が、11チームの出場のもと行われました。松田町は2チームエントリーし、松田Aチームにつきましては、昭和51年の第38回以来、41年ぶりに優勝されました。今年度の松田Aチームは、全7区間中、4区間において区間1位のタイムでの力走を見せ、特に最終の第7区では区間新記録での疾走し、全走行距離45キロを2時間26分47秒で走り抜け、栄冠を勝ち取りました。また、松田Bチームにおいても2時間59分17秒で見事完走されました。また、2月9日に開催されました第79回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会では、県内32チームが参加し、松田町は市町村の部、11チーム中、3位入賞、足柄上地区トップという成績で、昨年までの記録を大きく上回る最高のタイムという好成績で終わることができました。松田町を背負ってくれた選手、また関係者の皆様方には感謝と敬意を表します。

続きまして、1月18日から始まりました第13回寄ロウバイまつりは、開花が順調に進んだことから、当初日程どおり2月16日をもって終了いたしました。今年度の来場者数は前回より7,000人増の約2万7,000人の方が来場され、甘い香りと心地よいひとときを楽しんでいただきました。実行委員の皆様方はじめ、

関係各位の方々に対し、寄地区の賑わい並びに松田町のPRを担っていただいたことに深く感謝を申し上げます。

続いて、第26回松田桜まつりにつきましては、2月8日から開催し、見頃を迎えました2月の下旬から、あでやかに色つき、訪れる皆様方に春をお届けしております。祭りの開催期間中…開催は当初3月9日までとしておりましたが、今年は寒波などの影響から開花が遅れましたので、3月16日まで延長となりました。議員の皆様方におかれましても御来園いただければと思います。

まず、本定例会に提案をさせていただいております条例案、補正予算案等の概要について御説明を申し上げます。提出議案等につきましては、新規条例1件、条例の一部改正する条例9件、補正予算6件、新年度予算9件、同意1件、報告2件でございます。

議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例については、地域の営農活動の維持や住民が安全に暮らすために、鳥獣被害対策実施隊員の処遇を改善し、隊員の確保や継続的な有害獣駆除活動の実施、さらに、現在の職務内容等に鑑み、隊員の補償や身分を明確化するため、新たに条例を制定したいので提案するものでございます。

議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法等の一部を改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の改正等が生じたため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第4号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年4月1日に育児休業、介護休業等、育児または家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実施するための拡充や介護離職防止の、仕事と介護の両立支援制度の強化等を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第5号松田町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例につきましては、松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定に伴い、鳥獣被害対策実施隊員に係る規定について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第6号松田町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第7号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた常勤職員の給与条例の改正を踏まえ、一般職の均等を図るため、会計年度任用職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第8号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年度より保護者負担金を無償化することにより、共働き世帯等の経済的・心身的な負担軽減を図り、安心して子育てができる環境を創出するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第9号松田町消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、国が社会経済情勢などに対応するため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令を改正したことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第10号松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国が非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令を改正することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第11号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第12号令和6年度松田町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入では交付額の増額や、国・県等の補助金等を活用した事業の実績などによ

るものや、物価高騰対策関連事業への地方創生臨時交付金の追加充当、町債についても各種事業での進捗を踏まえた減額、歳出につきましては、事業等の進捗状況と実績見込みなどによる増減に対し、新松田駅周辺整備基金への積立て、障害福祉サービス等給付金の増額などによる補正予算となります。

議案第13号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第6号）につきましては、年度末までの決算見込みによる診療収入の減額と財源不足を補うため、財政調整基金繰入金に伴う補正となります。

議案第14号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、介護給付費のうち施設サービスの利用者が増加したことによる介護給付費の増額に伴う補正予算となります。

議案第15号令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、低所得者等の保険料の軽減分減少に伴う繰入金と、令和5年度決算に伴う繰越金の補正予算となります。

議案第16号令和6年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、寄簡易水道法会計への貸付金の増額に伴う補正予算となります。

議案第17号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、各水源のポンプ動力費の増額に伴う補正予算となります。

議案第18号から第26号までが、令和7年度の一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、全9会計を提案させていただくものでございます。

同意第1号人権擁護委員の推薦については、1名の人権擁護委員の任期が令和7年6月30日で満了するため、本定例会に同意案件として上程するものでございます。

報告第1号松田町行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の報告については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上及び行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正されることに伴う所要の改正をしたいので、専決処分をいたしましたので御報告をさせていただきます。

報告第2号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護に伴う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴う所要の改正をしたいので、専決処分いたしました…について専決処分いたしましたので報告させていただきます。

以上が提出条例案等のそれぞれの概要でございます。なお、定例議会でございますので、途中に追加案件の提出があった場合につきましては、追加議案の議決を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、御説明申し上げました諸議案につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、課長等より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議会に先立ちまして貴重な時間を拝借いたしまして、令和7年度の初めての定例議会開会に当たりまして、議案とともに皆様方に提出をさせていただきました、令和7年第1回定例議会所信表明をもとに、令和7年度当初予算案の概要を申し上げるとともに、当初の町政に対する取組などについて所信の一旦を申し上げさせていただくわけですが、主に新規事業や重点事業などの概要とさせていただくことを御了承願います。これからもうちょっと時間がかかりますので。皆さんにお配りしているやつ、よろしいですかね。

令和7年度の当初予算案につきまして、初めに、本町では少子高齢化や雇用の場の不足などによる人口減少を抑え、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進する必要があるため、町の未来予想図となる第6次総合計画に示す多種多様な事業を達成することにより、その基本構想に掲げている将来像「いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける” 故郷」を目指し、2040年の将来目標人口1万人に向けて取り組んでいるところでございます。

令和3年、県内14町村の中で唯一SDGs未来都市として選定されて以来、自治体として誇りを持ち、チルドレンファーストを念頭に、子供や子育て世帯が安心・安全な生活環境を整えることにより、住みたい町、住み続けたい町へ、世代を超えた協働連携協力による、2世代、3世代が安心して近くに一緒に住

み続けられるまちづくりを目指す中、町民の命と暮らしを守るため、コロナ禍による新たな日常で学んできた経験を生かし、町民や議会、行政が一丸となって強い信念を持って持続可能なまちづくりに取り組むとともに、松田町自治基本条例の理念に基づき、常に町民目線に立ち、町民のために町政運営を進めてまいりました。

現在、高齢者や子育て世代等への支援をはじめ、地域経済の活性化、定住促進、交流関係人口施策など、及び防災対策などなど、町民、議会議員の皆様の御理解と御協力を賜り、住民福祉の増進と地域の活性化に資する施策などを展開できていることに対し、この場をお借りいたしまして、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

令和7年度予算編成の基本的な考え方でございますが、当町は2014年5月に日本創成会議が発表した際には消滅可能性都市に分類されておりましたが、その後10年間の様々な施策による総合的な効果により、2020年の人口を基にした最新の発表では、対象となる女性の人口減少が50%未満と推定されたことにより、消滅可能性都市から脱却を果たすこととなりました。

しかしながら、近年においてコロナ禍の影響もあり、人口減少のスピードが増している状況を鑑み、引き続き危機感を持ち、子供から高齢者までが安心・安全に暮らせる町を目指し、未来を担う子供たちや子育て世代への事業に重点を置き、持続可能なチルドレンファースト4年目の予算として、従来から行っている高校生までの小児医療費や第2子保育料の無償化に加え、新たに小学校・中学校の給食費の無償化や、全国的にも例が少ない学童保育保護者負担金の無償化、大阪関西万博での子供入園チケット代の全額補助と併せて、神奈川県下トップの8つのゼロに取り組み、子育て世代の皆さん方が安心して子育てに希望と喜びを感じられるよう、「子ども・子育て応援」宣言から、「子供から高齢者と共に成長するチルドレンファーストネクスト 子ども・子育て大応援」と題しまして予算編成を行いました。

それでは、令和7年度当初予算案の概要の説明を申し上げます。令和7年度当初予算案につきましては、一般会計及び全会計合わせて過去2番目の予算規

模となりますが、令和３年・４年に行った事業総額約32億円の大規模事業であります町立松田小学校整備事業を除くと過去最大の予算規模となります。

一般会計予算案の総額につきましては、61億7,000万円、前年度対比９億7,000万円の増額、率にして18.7%の増となっております。なお、令和６年度の３月補正に繰越事業として計上を予定しております寄小学校大規模改修事業、松田中学校屋外運動場整備事業、松田小学校屋内運動場空調設備整備事業及び地域防災緊急整備事業の４つの事業の総額約４億3,000万について、令和７年度予算と併せて実施することになりますので、一般会計の実質総額は約66億となり、松田小学校整備事業で行った令和３年度当初予算額65億7,000万円を超える、過去最大の予算規模となります。

次に特別会計につきましては、令和６年度より下水道事業及び寄簡易水道事業特別会計が企業会計に移行され、国民健康保険事業のほか全５事業となり、会計全体は27億4,893万円、前年度対比１億2,247万円の増額、率にして4.7%の増となります。主な増額要因につきましては、介護保険事業に伴う施設利用給付費及び国民健康保険事業による保険給付費の増額などによるものでございます。

企業会計につきましては、全３会計の総額は６億9,079万円、前年度対比4,460万円の減額、率にして6.1%の減となります。主な減額の要因につきましては、上水道事業における宮下水源浸水対策事業が令和６年度で完成することによるものでございます。

全９会計の令和７年度予算総額は96億927万円、前年度対比10億4,787万円の増額、率にして12.2%増となり、こちらも町立松田小学校整備事業を除くと過去最大の予算規模となります。なお、令和６年度３月補正に繰越事業と合わせると、全会計の実質総額は、松田町として初めてとなる過去最大の100億円を超える予算規模となります。

初めに、一般会計における歳入につきまして、特色のあるものを中心に御説明を申し上げます。町税につきましては、予算額15億3,902万円、前年度対比3,757万円の増額、率にして2.5%の増となります。景気の緩やかな回復による

個人所得や企業収入の増などにより、個人住民税では1,936万円、率にして3.4%、法人町民税では1,785万円、率にして21.7%と、共に増額を見込んでおります。また、固定資産税では家屋の新築などにより378万円、率にして0.5%の増額を見込むなど、全体として増額を見込んでおります。

地方交付税につきましては、予算額14億6,000万円で、令和7年度の国の地方財政計画に基づき、前年度対比1億6,000万円の増額を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、予算額7億7,173万円、前年度対比2億4,362万円の増額、率にして46.1%の増となります。主な増額要因は、スポーツツーリズム推進拠点整備事業などによるものでございます。主な交付金等については、社会資本整備総合交付金や新しい地方経済生活環境創生交付金などとなります。

次に県支出金につきましては、予算額4億5,785万円、前年度対比5,226万円の増、率にして12.9%の増となります。主な増額の要因は、障害者自立支援給付費などによるものでございます。主な補助金は、河川・水路自然浄化対策推進事業補助金や市町村自治基盤強化総合補助金などになります。

寄附金につきましては、予算額1億7,200万円、前年度対比5,190万円の増額を見ております。これは主にふるさと納税関連によるもので、町内3か所のゴルフ場におけるふるさと納税のほか、企業版ふるさと納税制度を含め、観光PRの推進や顧客の拡大、さらに返礼品の品目を増やすなど、寄附金の額の積極的な受入れを引き続き進めてまいります。

次に繰入金につきましては、予算額5億8,537万円、前年度対比3億9,920万円の増額、率にして214.5%の増となります。主な増額の要因は、一般会計全体の財源不足を補うため、財政調整基金4億3,080万円を繰り入れ、前年度対比3億5,080万円の増額などによるものでございます。

主な繰入金につきましては、公共施設等整備基金や新松田駅周辺整備基金及び教育施設整備基金などとなっております。なお、財政調整基金の残高につきましては、令和6年度末にて13億3,300万円、令和7年度末では9億200万円を見込み、令和7年度の財政調整基金からの繰入金4億3,080万円は、駅周辺整備基金への積立額や消防松田分署整備事業などの合計金額とほぼ同額となって

おります。

町債につきましては、予算額 2 億 3,670 万円、前年度対比 3,500 万円の減額、率にして 12.9% となります。主な減額要因は、観光施設等の整備事業の完成や新松田駅南口広場整備によるものでございます。令和 7 年度に予定しております主な町債につきましては、スポーツツーリズム推進拠点整備事業や観光スポーツ施設整備事業、小田原市消防松田分署土地購入事業、消防車両購入事業、非常用大型電機整備事業、全国瞬時警報システム機材整備事業によるものでございます。また、地方交付税を補う臨時財政対策債におきましては、平成 13 年度よりの制度創設以来、初めて新規発行額 0 円となりましたので、前年度対比 2,000 万円の減となります。

次に、歳出について、主な施策と予算科目順に御説明を申し上げます。議会費、予算額 8,503 万円、前年度対比 90 万円の増額となっております。主な増額の要因は、議会運営に係る経費の増額などによるものでございます。

次に、総務費、予算額 11 億 841 万円、前年度対比 1 億 7,594 万円、率にして 18.9% の増となります。主な増額要因は、県市町村システム共同事業組合負担金やふるさと納税の寄附に伴う返礼品発送と委託業などの増額になるものでございます。新規事業につきましては、令和 7 年 4 月 1 日に松田町・寄村合併 70 周年を迎えるための記念事業等に関する経費を計上しております。重点事業では、寄幼稚園・小学校の存続を目的として、人口減少が著しい寄地区に、子育て世代等の移住・定住を施すため、対象世帯当たり基本額 50 万円プラス、小学生以下 1 人当たり 30 万円を支給するなど、寄地区に特化した子育て世代と移住・定住促進事業に 1,116 万円や、新モビリティサービス推進事業に 2,715 万円を計上し、A I オンデマンドバス事業実証実験でのエリアの一部拡大や、町全体を対象とした定住・少子化対策支援事業及び移住交流促進事業に 1,522 万円を計上し、実際に松田町に住宅を購入された方への住宅取得奨励支給事業や、3 世代の定住支援のため、2 世代同居等促進奨励金の支給をはじめ、民間の空き家等の解消に向けた若年世代・子育て世代及び学生世代への家賃補助を通じた居住支援、新婚生活への支援、移住促進事業として、増加傾向にある空き家

の利活用のための改修や解体補助などについても引き続き実施してまいります。地域公共交通事業につきましては708万円を計上し、駅前広場の渋滞緩和や地域公共交通の補完を目的に、路線バスの維持確保に併せた地域公共交通対策として、引き続き実施する乗合バス路線の増発、枝線の乗り入れ運行に対する補助や、バス通学定期券、高齢者まちなりバス定期券の購入補助を引き続き実施してまいります。地域集会施設等の改修事業につきましては、かなん沢・中里地域集会施設と湯の沢児童センターの改修工事を計上しております。そのほか、地方創生推進事業として、町のプロモーション用の商品開発や町の魅力を町内外に発信、浸透させて、定住・交流人口やふるさと納税の増加につなげるための経費2,014万円を計上しております。

次に、民生費、予算額16億4,060万円、前年度対比1億5,193万円の増額、率にして10.2%の増となります。主な増額要因は、障害児者給付費に要する経費3,876万円の増額などによるものです。高齢者福祉施策では、新たに物価高騰対策として、75歳以上の高齢者及び妊産婦さんの日常生活における外出支援として、A I デマンドバス及びタクシー利用料金に対し、1回当たり300円を助成し、A I デマンドバスは町内移動の場合は1回200円となる高齢者等移動手段確保助成事業に360万円、身寄りのない高齢者等を対象に、日常生活の見守りや終活に伴う事務支援を目的とした権利擁護支援事業委託料に446万円を計上しております。そのほか、デジタル機器を活用した高齢者等見守り事業に54万円、障害者福祉施策では、重度障害者医療費助成事業や障害者福祉サービス等給付費事業などを計上しております。そのほか、高齢者や障害児者、子育て世帯等のための基本的な施策についても継続してまいります。児童福祉施策の新規事業では、小学生始業前の安心・安全な場所を提供するため、朝の子供の居場所づくり事業に105万円、拡充事業及び重点事業の学童保育運営事業については、小学生1年生から6年生までを対象として、A L Tによる英会話を取り入れた学びの実施、新たに神奈川県下初となる学童保育保護者負担金、1人年間7万2,000円の無償化を実施する学童保育運営事業経費として3,098万円、保育所運営事業については、保育所等の利用者の負担軽減を図るため、3歳未

満の第2子利用者負担金の無償化や、新たに保育園等への給食費の補助事業など、2億2,857万円を計上しております。

重点事業につきましては、0歳から満18歳に達した方を対象とした小児医療費の無償化による助成金4,040万、子育て世代支援事業では、出産・育児関連用品などの購入費への活用目的とした松田すこやか祝金として、新生児1人当たり3万円、子育て支援給付金として、1歳と2歳児、1人当たり3万円を給付する事業として532万円、ひとり親家庭等医療費助成事業に687万円を計上し、安心・安全に子育てしながら生活ができるよう支援をまいります。また、子育て支援センターファミリーサポート事業、児童手当事業として、3歳未満1人当たり1月1万5,000円、3歳以上から高校生の年代まで、1人1月1万円を支給する事業などにも取り組んでまいります。そのほか福祉施策では、災害時に備え、健康福祉センターの外壁打診調査及び自家発電改良工事を実施してまいります。

次に衛生費、予算額3億4,789万円、前年度対比1,000万円の減額となります。母子健康保険事業の新規事業では、オンライン医療相談の導入や、1か月健診費用の助成及び5歳児健診を実施いたします。松田町独自の事業として、保険適用外部分を補う不妊・不育症治療費助成や、妊産婦健診時及び出産時のタクシー利用に関する助成、産後ケア応援助成金として、産後の家事支援や産後ケアに係る費用の一部を助成、3歳児健診時の視覚屈折検査を実施し、お子様の視覚異常の早期発見につなげる事業を継続してまいります。一般健康づくり事業では、神奈川県下初となる松田町のみ事業として、AI健康測定器や水素酸素吸引事業により、健康意識の促進に向けた経費167万円を計上しております。感染症予防事業の新規事業では、帯状疱疹ワクチンと新型コロナワクチンが定期接種化となり、接種費用の一部助成を開始し、生後6か月から中学生を対象とした小児インフルエンザワクチン任意接種費用の一部助成事業の実施なども行ってまいります。健康促進につきましては、健康促進法に基づいた各種がん検診の実施や、後期高齢者保険事業では75歳以上の高齢者を対象に、フレイル早期発見や重度化予防の実施、高齢者健康診査受診率向上に向けた取組な

どを継続してまいります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、新設された妊婦のための支援給付として、妊婦さんを5万円、出産後、子供1人当たり5万円の給付事業のほか、全ての妊婦さんや子育て世代が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない妊婦等包括相談支援事業を行います。

重点事業の鳥獣防除対策事業では、新たに鳥獣被害対策実施隊員の補償や身分を明確化するための処遇改善経費、管理がされていない果樹、放置果樹の伐採による熊の誘引放任果樹伐採補助、安全確保を目的とした熊スプレーの購入補助などに754万円、ジビエ処理加工施設運営事業では、鳥獣対策駆除活動の継続を高めるとともに、ジビエ利用促進に向けたジビエ処理加工施設の維持管理に要する経費310万円を計上しております。次に、グリーン化を含めた再生可能エネルギー利用促進事業に658万円を計上し、新たに住宅用太陽光発電システムの蓄電池設置補助を行い、継続事業として一般家庭用の太陽光発電システムの購入に対する補助、住宅用電気自動車充電用設備設置補助金などを計上しております。そのほか、ごみ減量推進事業では、家庭用コンポストやペットボトル圧縮機などの無料支給など、110万円を計上しております。

次に、農林水産業費、予算額9,194万円、前年度対比324万円の増額、率にして3.7%の増となります。主な増額の要因は、農業振興に伴う新規補助金の創設などによるものでございます。拡充事業の農業振興補助金につきましては、新たに耕作をするための種子や種苗及び高騰する農薬等の購入に係る農業資材購入支援補助金や、耕作放棄地再生補助金を計上しております。そのほか、新規就農者等担い手支援補助金や、被災農地復旧事業補助金などを計上してまいります。重点事業では、寄七つ星ドッグラン受付棟の建て替えや寄ロウバイまつりの実施、寄地区に観光客等を迎えるための地域活性化を含めた寄自然休養村の管理に関する経費1,513万円を計上しております。また、地域水源整備事業では、森林の持つ多面的機能の保全を目的とした私有林整備の支援などを計上しております。

次に、商工費、予算額4億9,964万円で、前年度対比2億2,339万円、率にし

て80.9%の増となります。主な増額要因は、スポーツツーリズムの推進に向けた、寄自然休養村管理センターのリニューアル及び周辺設備の受入れ環境整備に係る経費 3 億3,869万円や、寄みやまグラウンドナイター照明改修工事3,420万円などによるものでございます。拡充事業としまして、西平畑公園内施設整備に1,077万円、物価高騰対策では、プレミアム率20%、発行総額8,400万円となる商工振興商品券発行事業に1,670万円、重点事業につきましては、引き続き町民ニーズやまちづくりの推進に欠かせない重点事業の方向性を議論していく松田町買物環境向上協議会と、松田山活性化検討協議会の開催経費を計上しております。そのほか、継続事業として、商工振興対策事業に903万円、町観光協会の運営事業費補助や足柄花火大会などの観光宣伝事業に1,377万円を計上しております。

次に土木費、予算額 6 億8,432万円、前年度対比 2 億3,735万円、率にして53.1%の増となります。主な増額要因は、新松田駅周辺整備事業に係る基金積立て 3 億3,200万円などによるものでございます。重点事業の新松田駅周辺整備推進事業では、都市計画決定に向けて地区計画や高度利用地区などの具体的な検討や、資金計画、権利変換計画モデル案に係る図書の製作などに加え、駅周辺整備事業については、多くの町民が望み願う最優先事業のため、後年度の財政負担を軽減するため、基金積立金 3 億3,200万円を計上しております。これにより、令和 7 年度末現在での積立金の残高は約10億円となることを見込んでおります。続いて、新松田駅南口駅前広場整備事業につきましては、歩道改良事業としてエレベーター設置に伴う調査費などを計上しております。継続事業では、町道、生活道路の老朽化などに対する道路補修及び生活環境改善を踏まえた安全性や快適性を向上するため、道路補助事業に3,030万円を計上しております。また、定住促進を進めるため、住環境などの基盤整備は不可欠なものであり、そのほか、その対策の一つとして道路新設改良整備事業に4,508万円を計上し、安心・安全な住環境整備並びに住宅地化等の誘導促進、防災上の課題にも対応するための拡幅整備などを計上しております。

次に消防費、予算額 4 億9,904万円、前年度対比で 1 億9,023万円、率にして

61.6%の増となります。主な増額の要因は、小田原市消防松田分署土地購入費及び物件補償…損失補償等に係る費用2億3,800万円などによるものでございます。新規事業につきましては、町消防団員第4分団消防車両の購入費2,000万円、第5分団詰所施設整備に170万円、拡充事業につきましては、町消防団組織の維持及び団の活動や運営に伴う経費、防災資機材等整備事業の非常時に必要な備蓄量の確保、老朽化した防災倉庫の更新や平時の訓練用AED購入など、非常時の対応強化を目的に1,665万円を計上しております。

次に教育費、予算額6億1,298万円、前年度対比4,895万円、率にして7.4%の減となります。主な減額の要因は、松田中学校太陽光発電設備工事1億1,000万円の完了などによるものでございます。新規事業の物価高騰対策事業につきましては、町立小学校1人年間6万1,600円、中学校が1人当たり年間6万8,200円の給食費無償化、幼稚園につきましても補助金を増額する、給食費保護者負担軽減措置事業に4,173万円、大阪関西万博に係る子供入園チケット代全額補助、松田町・寄合併70周年記念「全国まつだサミット」開催経費97万円、幼児期の教育環境について協議するための経費や、物価高騰に伴う中学生の制服の値上げ相当額を支援する助成金などを計上しております。

新規事業といたしましては、中学生の英語力向上を加速するためのオンライン英会話事業、継続事業ではALT5人によるグローバル教育環境の提供、英語検定授業料の全額補助、施設の長寿命化を図るため屋上防水工事などの生涯学習センター施設整備事業を計上しております。令和7年度よりスタートするコミュニティ・スクール事業に121万円、重点事業では学校ICT推進事業として、小・中学校全ての児童・生徒へ1人1台のタブレットを配付し、学習を行う経費として1,580万円、スポーツツーリズム推進事業に812万円、継続事業として、地域スポーツ活動推進事業に626万円や、スポーツ協会への事業補助金などの経費として489万円を計上しております。

続いて、公債費につきまして、4億7,346万円、前年度対比3,175万円、率にして7.19%の増となります。主な増額要因につきましては、松田小学校整備事業における元金償還が始まったことによるものでございます。

次に、諸支出金につきましては8,870万円、前年度対比623万円、率にして7.56%の増で、公営企業会計への支出金となります。これは寄簡易水道事業と、下水道事業会計の繰出金などとなります。

予備費につきましては3,800万円、前年度対比200万円の減額となります。

以上が一般会計における令和7年度当初予算のあらましとなります。

続きまして、特別会計、企業会計について御説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、予算額12億690万円、前年度対比4,806万円、率にして4.1%の増となります。主な増額の要因につきましては、65歳から75歳までの前期高齢者が被保険者の約半数を占めていることや、医療費の高度化などに伴う保険給付費の増額によるものでございます。

国民健康保険事業の運営につきましては、平成30年度の国民健康保険制度広域化により、財政運営の責任主体となった神奈川県のご指導の下、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担ってまいります。松田町の国民健康保険は、被保険者の減少や高齢化、さらに軽減税率の拡充などから、保険税収入2億706万円は、前年度対比1.65%の減となっております。制度改革の影響を鑑みながら事業遂行、医療費の適正化に取り組むとともに、引き続き保険者努力支援制度による交付金の財源確保を基に管理栄養士を配置し、生活習慣病の重度化予防に傾注してまいります。保健事業につきましては、地域包括ケアシステムの推進として、健康の見える化事業に引き続き取り組むとともに、健康相談事業として、健康福祉センターでの幅広い年代層を対象とした健康相談を実施いたします。

次に、国民健康保険診療所事業特別会計につきましては、予算額5,086万円、前年度対比345万円の減額、率にして6.4%の減となっております。主な減額の要因は、診療所の開設日の見直しによる人件費の減額等によるものでございます。診療所の開設日につきましては、財政調整基金の繰入れと、繰越金を除く単年度収支で、令和5年度はマイナス1,729万円、令和6年度ではマイナス2,475万円が見込まれており、この状況では国民健康保険の基金が約2年で枯渇し、運営が困難になることが見込まれることから、受診者数などを鑑み、開

所の日数等の見直しを図ることといたしました。国民健康保険診療所は、地域の皆様方から信頼され、身近で安心な治療が受けられる医療機関として重要な役割を担っておりますので、地域の方々にとってはなくてはならない存在として、引き続き町民の皆様方の健康と地域医療の向上に取り組んでまいります。

続いて、介護保険事業特別会計につきましては、予算額12億3,731万円、前年度対比7,362万円の増額、率にして6.3%の増となります。主な増額の要因は、介護施設利用者の増加に伴う施設給付費の増額によるものでございます。介護保険事業につきましては、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画2年目の年となります。計画に基づき、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる包括ケアシステムの推進を重点目標とし、町職員として専門職員を増員するなど行い、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るために、適正なサービス提供を進めてまいります。

次に、用地取得特別会計につきましては、予算額1,533万円、前年度対比1万円の減額、率にして0.1%の減となります。平成7年に取得いたしました旧松田土木事務所等跡地の起債に対する元利償還金を計上しております。令和7年度にて償還が完了する予定でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額2億3,854万円、前年度対比426万円の増額、率にして1.8%の増となります。主な増額要因は、令和7年度は全ての団塊の世代の方々が75歳以上となり、後期高齢者医療制度に加わる方、約180人の増加によるものでございます。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほか、一般会計から後期高齢者医療広域連合へ直接支出する広域連合事務負担金として875万円と、法定の市町村定率負担金として1億3,995万円、合わせて総額1億4,870万円を計上しております。

続きまして、3つの企業会計について説明いたします。3会計ともに収入につきましては、人口減少などによる使用料金収入が減少傾向にあり、支出については施設や管路の老朽化による今後の更新時期を迎え、また近年増加しつつある地震や水害などで想定される対策が急務となっております。さらに昨今の燃料費の高騰により、支出が大幅に増えていることなど、赤字経営の原因とな

っております。そのため、3会計ともに令和7年度中に、8年度以降の経営方針を見直すために、各会計の審議会を開催する予定でございます。

初めに、上水道事業会計につきましては、予算額2億2,378万円、前年度対比5,576万円の減額、率にして19.9%の減となります。主な減額の要因は、宮下水源浸水対策事業が令和6年度で完了することによるものでございます。水道料金収入につきましては、前年度対比8万円の減となっており、資本的支出では籠場橋配水管免震化等を予定しております。近年の決算では、総額収支は黒字となっておりますが、水道料金収入だけの収支では水道サービスの提供に要する費用を賄えず、その不足額を加入負担金など営業外収入で補填している状況は続いております。

次に、寄簡易水道事業会計につきましては、予算額6,981万円、前年度対比674万円の増額、率にして10.7%の増となっております。主な増額の要因は、各ポンプ場の動力費の高騰によるものでございます。水道使用料収入については、前年度対比22万円の増としております。水道料金収入及び営業外収入を含めた総額においても、水道事業に対して収入が不足している赤字経営となっております。財政調整基金繰入金と繰越金を除く単年度収支では、令和5年度はプラス50万円、令和6年度はマイナス1,500万円を見込んでおります。令和7年度につきましては、上水道事業会計より1,900万円の借入れをすることで経営する予算としておりますが、現在の状況では毎年同様な借入れを行うことになり、さらには借り入れた額の返済も徐々に始まることから、負担が重なる状況となっております。

続いて、下水道事業会計につきましては、予算額3億9,720万円となり、前年度対比443万円の増額、率について1%の増となります。主な増額の要因は、水防法の改正による雨水排水の浸水想定区域図の作成によるものでございます。下水道料金収入及び営業外収入を含めた総額においても、下水道事業費に対して収入が不足する赤字経営となっております。財政調整基金と繰入金と、基金繰入金と繰越金を除く単年度収支では、令和5年度はマイナス約270万円、令和6年度はマイナス約380万円を見込んでおります。令和7年度につきましては

は、一般会計より1,100万円を借りることで経営する予算としておりますが、現在の状況では毎年同様な借入れを行うことになり、さらには借り入れた分の返済も徐々に始まることから、負担がかさむこととなる状況でございます。引き続き快適な暮らしを営むための生活環境の向上と、河川環境の保全に向けて、計画的に下水道の整備及び維持管理に努めてまいります。

以上、3会計ともに今後収支バランスを勘案するとともに、危機感を持って健全な経営に向けて、町民、議会の皆様方の御意見を頂きながら進めてまいりたいと思っております。

以上、令和7年度当初予算案と、当面の町政運営につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきますと終わりといたします。以上でございます。

議 長 町長の所信表明を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和6年第4回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付させていただいております。その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

議 長 暫時休憩といたします。10時25分から再開します。 (10時13分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時25分)

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 中 津 川 それでは一般質問をさせていただきます。受付番号第1号、質問議員、第4番 中津川定雄。件名、新松田駅北口地区市街地再開発事業の現状と今後について。

要旨。本町における最重点施策である新松田駅周辺地区整備事業は、基本構

想・基本計画が策定されて6年が経過しますが、整備スケジュールが当初計画に比べ3年ほど遅れています。整備の早期実現が望まれていることに鑑み、次のことについて伺います。

1、本市街地再開発事業は、基本計画に基づき事業推進に取り組まれています。昨年12月に再度事業スケジュールの見直しが行われました。本事業の進捗状況や、スケジュール見直しの経緯について。

2、市街地再開発準備組合のパートナーである事業協力者の関わりや町の支援体制について。

3、都市計画決定など今後の事業プログラムにおける課題や、事業完遂に向けた取組方針について。

以上よろしく願いいたします。

町 長 それでは中津川議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目の、3年ほど遅れているスケジュールに係る見直しの件についてお答えさせていただきます。6年前の平成31年3月に策定いたしました基本構想・基本計画のスケジュールでは、令和3年度に準備組合を設立し、令和5年度に本組合の設立、令和7年度に権利変換の認可を得て工事に着手し、令和8年度末の完成を掲げておりましたが、約3年ほど遅れた理由及び原因について大きく2つございます。1つ目は、令和2年から流行し始めました新型コロナウイルス感染症の影響により、予定をしていた協議会等の開催ができなかったことや、2つ目は、ちょうど4年前の令和3年度第1回議会定例会において提案させていただきました令和3年度当初予算において、新松田駅北口駅前広場詳細設計業務委託料の債務負担行為の削除という修正議決と、予算執行の凍結がなされたことによって時間的な遅れと、関係機関への信頼回復などに注力する事態も生じ、当初計画より3年遅れとなっている状況でもございます。

現在は新型コロナが令和5年5月に5類感染症に移行したこともあり、昨年12月にお示しいたしました直近の準備組合の活動状況を反映した最新のスケジュール案のとおり、当初計画より3年遅れの進捗状況ではございますが、令和11年度中の完成を目指し、再開発事業の都市計画決定に向けて準備組合内での

合意形成を図っていらっしゃる状況でもございます。

続いて、2つ目の御質問にあります準備組合における事業協力者の関わりや、町の支援体制についてお答えをさせていただきます。令和6年3月に選定されました事業協力者であります株式会社マリモさんは、全国各地で再開発事業の実績やノウハウを生かしながら、準備組合にて検討されております都市計画決定に向けた基本計画案を多角的に検討するとともに、集約施設のうち住宅施設のみならず、商業施設の調査や誘致活動を実施していただいております。

次に、町は現在準備組合の事務局を、令和5年度に新たに設置いたしました駅周辺事業推進担当室が担っており、全額町負担により専門的な知見を有するコンサルタントに委託した事業支援を行っております。今後も事業進捗に合わせて事業協力者とともに連携しながら、準備組合の支援をしまいたいというように考えております。

最後に、3つ目の今後想定される課題や事業完遂に向けた取組の方針についてお答えをさせていただきます。現在、再開発事業の都市計画決定に向けて、準備組合内での合意形成を図っていらっしゃる段階となりますので、町側が理解している今後のスケジュールにおいて、工事の着手までに重要なステップが大きく6つございます。

1つ目といたしましては、今年11月を目指しています都市計画決定は、事業区域の設定、公共施設や住宅、商業施設の規模感、配置の概要等ではありますが、地権者の御理解、御協力が必要不可欠となるので、丁寧な説明による準備組合での合意形成を行っていただくこと。

2つ目には町の都市計画審議会における建築物の高さや、景観などに関する協議を行っていただくこと。

3つ目に、当該決定に係る神奈川県との協議において、事業の実現性などの観点から回答を頂く必要があること。

4つ目に、令和8年度に予定している本組合の設立に向けて、土地・建物などの権利者の従前資産の評価について、より詳細な調査結果に基づく合意と、より具体化された施設配置計画についての御理解を得ること。

5つ目に、権利変換計画認可では、どの区画の権利を誰が取得するかなどを盛り込んだ、さらに踏み込んだ計画の合意が必要なこと。

6つ目として、この事業の遂行に当たっては当然になりますが、資金計画の裏づけが必要となるために、物価や人件費の高騰など、外的要因にも十分に対応していくこと。以上6つの重要な事項がございます。

このように、事業の完遂に向け、今後も段階ごとに想定される様々な課題をクリアしていくことが必要であるため、町は施行主体である準備組合との連携を図り、引き続き本事業の完遂に向けて強い信念を持って取り組む方針に変わりはございません。

本事業は14年前に策定いたしました第5次総合計画、6年前に策定しました第6次総合計画においても、多くの町民が望み願う積年の夢として、最優先事業に位置づけられているものでありますので、引き続き地権者や関係者の皆様方、議会の皆様方に御理解、御協力をお願いし、事業を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番 中 津 川 御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

新松田駅周辺もですね、鉄道やバス、タクシーなどの交通の錯綜、それから歩行者動線の未整備による利便性が阻害されているなどですね、交通環境に関わる課題があります。また、松田町の玄関口として特徴づける良好な町並み、そういった景観も有してないとかですね、あとは近隣住民や駅利用者にとって快適性が感じられないなどの、市街地環境に関わる課題があります。これらの課題を解消するために、駅利用者の安心・安全の確保とともにですね、本町の定住促進、地域活性化に向けた駅前広場や周辺街区の再編などに関する、いわゆる整備の方向性ですとか整備の手段を整理したものが、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画で、6年前に制定をされました。

交通のですね、錯綜、あるいは歩行者動線の未整備についてはですね、実際に早朝のね、朝早く新松田駅に立ちますとですね、北口には大型バスの発着やタクシー乗り場があり、そこをですね、通勤・通学の方や小田急線と御殿場線を乗り換える方がですね、本当に縫うように行き交うという、大変な危険な状

況を目の当たりにします。また、家族をですね、送迎する車も、商店の前に車を駐車して乗り降りする、その隣を大型のバスが通過するというようなですね、大変危険な状況もあります。地域住民やですね、駅利用者の安心・安全を確保するためには、駅周辺整備事業をですね、重点的かつ早期に推し進める必要があると改めて認識をするところでございます。

新松田駅北口地区の周辺整備事業につきましてはですね、これまでも地元説明会や議会においても勉強会が開催され、いろいろとですね、資料も確認させていただいているところですけども、今回この事業に関してですね、初めて、初の質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まずですね、基本構想・基本計画の策定からちょうど6年というところですが、基本計画の最後にですね、計画の進行管理と見直しという項目がございます。ここではですね、この事業計画の適正な進行管理を図り、実効性を高めていくとしています。関係各課をはじめ、町民や事業者がそれぞれの立場で、継続的に確認・評価する体制を構築するというふうにしています。文書の中にはですね、まちづくり課が中心となり、計画を実行に移し、その成果を評価、点検し、必要に応じて改善してさらに次の計画につなげていく、いわゆるPDCAサイクルによって計画の進行管理と質的向上を図るというふうにしています。また、PDCAサイクルのスピードについてはですね、おおむね2年をめぐとして定期的な進行管理を行いますというふうに記載をされております。ちょうど基本計画の策定から6年が過ぎたので、ちょうど節目の年かなと思いますけども、本事業計画の進行管理はですね、どのようになっているのか、まずそこから確認をさせてください。はい、お願いします。

まちづくり課長 それではお答えをさせていただきます。ただいま御質問にありましたのは進行管理と、どのようにやっているかということかと思います。基本構想・基本計画に書いてあるとおり、PDCAサイクルを回していくと。これは何の事業でも同じかとは思いますが。

まずですね、その体制として、進行管理の体制としてですね、本再開発事業に関しては準備組合さんの中でですね、理事会というものを構成していただい

て、常にその事業に関する課題をどのように解消していくか、こういうことを議論していただいています。一昨年度ですね、一昨年か、前の5月ですね、もうここから33回もこの理事会を開催していただいて、慎重に議論を進めていただいております。その際、やはりその再開発事業としての当然全体の進行管理ですね、全体事業を見据えた中で計画をどうしていくかというのを常にやっていただいているのがまず1点。

もう一つは、先ほど言っていた基本構想・基本計画、これは再開発事業だけにとどまらないわけですね。駅周辺という全体を見直した中で、ただ、ここが皮切りに今、動いているという中でですね、庁内的には毎月この進行管理というのを理事者を含めて報告をさせていただきながら、駅周辺事業全体としてのですね、考え方を整理し、また進行管理としてのお尻を、今、令和11年度ということで述べさせていただいておりますけども、ここを見据えてどうなのかということを常に行っているという状況でございます。

4 番 中 津 川 おおむね2年というスピードでのPDCAサイクルということだったんですけども、準備組合できてから理事会を33回ですか、開催しているということで、その中でいろいろと課題解決をしながらスケジュールの見直しだとかをしているということで、あえて庁内の中にそういったグループ的なものとか、組織的なものは構築をしていないということですよね。はい、分かりました。引き続きですね、ここでは2年となってるんですが、必要に応じて定期的にですね、その場面場面で進行管理していただければなというふうに思います。

次にですね、進捗率についてですけども、第6次総合計画におけるですね、目標指数の達成状況を見ますと、このまちづくりアクションプログラムの最終年度、2026年度ですね、目標値が全体の50%になっています。2024年3月、1年前ですけども、1年前の実績としてですね、20%というふうに報告をされています。昨年、ちょうど1年経過しましたがけども、現時点における全体的な事業の中の進捗状況というのは、どのくらいであるというふうにお考えでしょうか、お願いします。

まちづくり課長 進捗率に係る目標指数、これが現時点でどれくらいかというお話になります。

この再開発事業の全体、最後100%まで当然目指して、今、動いているわけですが、先ほど答弁の中でもさせていただきました、大きくステップが幾つかあるという中で、まず都市計画決定というステップ、そして本組合設立というステップ、そして権利返還、ここまでが済んで、その後に工事が行われるわけですね。今、担当として考えておりますのが、本組合の設立というのを令和8年度に考えている中で、これを50%という整理をしてございます。先ほど御質問の、1年前はほぼ20%というお答えをさせていただいておりますが、都市計画決定につきましては一つ目安として30%という考え方を持ってございます。今この30%に向けて、まさに動いている最中でございますので、この20%から30%の間というのが、今現時点の状況と、担当としては考えております。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。11月の都市計画決定で30%、令和8年の本組合の設置で50%。そうすると2026年度、来年度の今、目標値が大体50%になってるんですけども、それは非常に今、厳しい段階だということですよ、はい。どんどん、町だけでの工事じゃないので、地権者さんもいるから、いろいろと調整の中でやっていくので、なかなか難しいところもあると思いますけども、引き続きですね、進捗というのが伸びるようにですね、ぜひ頑張ってくださいと思います。

先ほど、事業スケジュールが3年遅れている理由についてはですね、町長さんの答弁にありましたけども、コロナ禍によるものと、あとは予算執行に関わる時間的な遅れとのことですが、この遅れの中ですね、昨年12月の議会全員協議会でですね、再度事業スケジュールの見直しについて説明がありました。令和6年3月25日にですね、事業協力者と事業協力に関する協定を締結して、1年後の今年3月に、今ですけども、都市計画決定を目標として再開発事業の施行区域、施設の用途、基本計画案の検討を行ってきたけども、計画案の取りまとめには相当な時間を要したため、都市計画決定が11月にずれ込んだということですけども、この計画案の取りまとめのネックになっているものというのは何なんですか。お願いします。

まちづくり課長 お答えさせていただきます。ネックという表現がいろいろあろうかと思いま

すけども、まずこの再開発事業、手探りの中いろいろなものの検討をしているということが大きく前提としてあろうかと思います。本町では昔にも再開発準備組合というものが設立した経緯がございました。ただ、ディベロッパーを決定してですね、さらに深めていっている段階というのは今までにないことかなとは思ってます。ただ、そういう前提の中でもいろいろな議論をしてきているわけですけども、施設の配置計画一つとってもですね、例えば道路がどうなるのか、広場がどうなるのか、こういった考え方というのをしっかり把握されて、その理事会の中でも御議論を深めてくださってます。いわゆる再開発ができるときに、自分たちの再開発のエリアだけを考えて物事を考えるのではなくて、やはりこの事業というものの性質をとらまえてですね、その組合の中ではまちづくりという大きい視点も踏まえて御議論いただいている、こういうところが本当に時間をかけてくださった御議論の結果としてということになろうかと思ってます。

4 番 中 津 川 いろいろと施設の配置計画について時間をかけて検討しているということですけども、例えば駅前広場の施設計画って、これ警察協議はもう調ってるんですよ。その辺との組合の中での調整との整合性というのはどうなってるんですかね。ちょっとそこを確認させてください。

まちづくり課長 今、駅前広場に関して、これは警察協議というものをしっかり済ませなければいけないのかというお話でございます。この警察協議というものはですね、当然地元の所轄の方ともいろいろ相談をし、また県警の本部に行ってですね、当然交通管理者として安全が第一でございますから、こういったことに関していろんな絵をぶつけてですね、御指導を頂きながら固めた形というものはございます。まずそれを前提に、準備組合のほうでもその案を基にですね、御議論を頂いております。やはり、最初からじゃあこの形なのかというような、準備組合の中でもお話はありましたけども、一つ駅前広場をするに当たっては、駅広の、駅前広場の整備の指針、基準もございます。そして安全面のルールもございます。そういったことを丁寧に御説明させていただきながら、今、準備組合の中では御理解を頂いて、今現在の案に落ち着いているということでござい

ます。ただ、都市計画決定前の段階でございますので、当然都市計画決定を受けるに当たっては、改めてまた警察のほうとも協議をさせていただくと、こういう段取りになります。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございます。警察協議のほうもまだまだ最終確認が残っているということなので、準備組合の中でもいろいろと施設配置について御議論をね、していただいているようですので、一番重要なポイントではないかと思えますのでね、ひとつよろしく願いいたします。

本事業のですね、大きな目的に、交通環境に関わる課題解決が求められていますけども、バス、タクシー、鉄道などですね、交通事業者さんとの協議はどのように進められ今日に至っているのか、ちょっとそこを確認させてください。

まちづくり課長 ただいまの御質問でございます。交通関係というと、その交通事業者、幾つかあると思います。一次交通的には鉄道事業者、こちらについては小田急さん、またＪＲさんですね、様々なお話をしていかなければならない。広場もそうです。また、橋上改札もそうです。ＪＲさんの用地やその日影、いろんな話というのがありますので、こういったことのお話をさせていただきながらやります。特に今、御質問の趣旨としては、二次交通のバス、タクシーの事業者様の関係かと思えます。これが駅前広場に直結する内容としてございますけども、当然先ほど申し上げた駅前広場の警察協議、こういう前段でですね、事業者様からはヒアリングをさせていただいております。ニーズがどれぐらいあるか、将来的にどうなのか、こういったことを我々もその絵をお示しして、事業者との協議をしてですね、必要数、例えば必要台数、こういったものを割り出しながら、駅前広場の絵をつくらせていただいていると、こういうことでございます。そこが一応検討案に今、反映されてると、こういうふうに御理解いただければと思います。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございました。事業者さんとヒアリングをしてということですけども、結構あれですかね、回数的には長く、いつ頃から重点的にヒアリングとか進めてられるのか。もう２年、３年という、そのぐらいのスパンでやられるんですかね。はい、分かりました。

それじゃ、ちょっと次の質問に行かせていただきます。再開発の準備組合はですね、本組合の前身となる組織ですけども、都市再開発法にはですね、何ら根拠規定がなくですね、法人格を有してない団体ですけども、再開発の手続きはですね、都市計画案や事業計画概要、権利変換など、再開発に関する重要な項目のですね、ほとんどがこの準備組合の段階で決められる仕組みになっています。事実上、本組合と同様の規約等によりですね、運営されていると、部分が多くなっていますけれども。そこで、この本事業における再開発準備組合の体制とですね、その後は活動内容について確認をさせてください。

まちづくり課長 再開発準備組合の現在の体制と活動内容というお話です。まず、この準備組合に加入を今されております人数につきましては、33名の権利者様で構成されている組織でございます。今、議員御指摘のとおり、法的な位置づけというのが本組合と違ってない部分ではございますけれども、この本組合の段階で議論する前に、一定程度当然その先というものを見据えた議論をしていただいております。主立って、先ほど申し上げた理事会というものがございまして、5名の理事がいられて、また幹事が1名いらっしゃいます。そして、そうですね、先ほど申し上げたとおりに、その理事会というのがもう33回を数えるほど開催していると。あとは、当然規約の中で総会がございまして。総会というのは当然、重要事項を決める大きい会議になろうかと思います。また、総会以外もですね、全体説明会というような名称でですね、事業の進捗というのを総会前に挟みながら、皆さんの理解共通を図っているというところがございます。この再開発準備組合の、プラスですね、ここにまた事業協力者と、マリモさんが今、ディベロッパーさんとして入っておりますけれども、ここも一緒に連携をしながら検討してるというのが、先ほど答弁した内容で御説明したとおりでございます。

4 番 中 津 川 準備組合の体制、活動内容については概略、承知をいたしました。

続きましてですね、この準備組合の事業推進パートナーとなっているマリモさんですけども、具体的にですね、マリモさんの支援というのはどのような支援があるのか、ちょっとそこを確認させていただきたいんですけども。

まちづくり課長 事業協力者であるマリモさんの具体的な支援、先ほど答弁書でお答えした内

容が主立ってではございます。マリモさんもその事業協力者として、まず参入される際にですね、当該地域、この再開発のエリアについての、まず提案というものをされてます。やはり町の基本構想・基本計画、また町民の意見等も加味した中で、ここに事業参入するという提案をしている、これがまず1つ目として、参入のきっかけでございます。そこから参加していただいた中ではですね、先ほど申し上げた理事会にも全て出席をしていただいております。また、答弁書の中でもお話、少しさせていただいておりますけれども、都市計画決定に向けた、今、権利者様への御説明、御挨拶含めてですね、こういったことも常に同席をされながら、プラスですね、計画全体の内容というのを検討していただいていると。

あと一つとしては、やはりこの再開発事業をやるに当たってはですね、賑わいという点で町民のアンケートをしたときには、スーパーというのが常に、買い物場所ですね、こういったものが非常に大きく挙がっているところです。これに関しては今回の開発の中で、スーパーを入れていくことが非常に大事だということも御理解をされている中でですね、いわゆるそういった商業施設、スーパーさんへの誘致活動ですね、これについて動いていただいているということです。

いずれにいたしましても、全国各地でいろんな実績があられる、ノウハウがある、こういったところで常にいろいろな場面で参加をしていただきながら、また検討していただきながらということでは、今、一体となって動いているということでございます。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございます。先ほど町長答弁にあったようにですね、都市計画決定に向けて多角的に支援を頂いているということであると思います。支援体制についてはですね、町のほうも、事務局のほうを町が支援してますけれども、町の支援についてですね、ちょっと具体的にどのような支援しているのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 町側の支援体制、実施内容ということでございます。先ほど、ちょっと前の答弁でもさせていただきました、再開発事業というものが町の中で経験したこ

とがない、経験者がいない中で、手探りであるところは前提としてあります。そういった中で、こういったものを補うためにですね、再開発事業のいわゆる支援をするコンサルタントに委託をしております。まずこれが一番大きいところかなと。プラスしてですね、町として事務局として入っている中で考え得べきは、基本構想・基本計画、駅周辺事業として全体としての考え方も整理しながら、準備組合さんと考え方を同じにして進めていかねばなりません。そういった面でも町として一緒に当然関わっていく、関わっていった支援をしているという考え方かと思います。

2つ目としては、町民の方々へのですね、例えば説明会、また今、個別にいろんな御説明もさせていただいてますけども、そういったときに今まで町がいろいろ考えて進めてきた部分も当然ございます。町としての考えもある中で、御一緒させていただき、いわゆるつなぎといいますか、いろいろなところで町民の方とのしっかり連携が取れるように町として入る、これも大きい役割かと考えています。

あとは、これは当然一番大きいお話になろうかと思います。資金計画、補助金の関係になります。この事業をやはり成立させていくためにはですね、補助金や負担金、あと公共施設としての整備、こういったものでしっかり事業を成立させていかねばなりません。そういった意味では事業計画に基づく有意な補助金ですとか、そういったものについてですね、常に検討・調整を行っているということでございます。ちょっとざっくばらんかもしれないですけど、大きく3点です、はい。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございました。全体の調整役、それから地元の説明会ですとか資金計画、多岐にわたってですね、事務局をサポートしていらっしゃいますけども、このサポートをしてるのが、今、まちづくり課の中にある駅周辺事業推進室であると思います。室長はまちづくり課長が兼務をし、課長補佐と職員が1名、計3名で今、対応していらっしゃいます。そのうち土木職は1名です。先ほど課長の回答にもありましたけども、町として初めてのね、再開発事業ですから、経験者はいないということで、職員の皆さんは再開発に関わる制

度ですとか手続、知識を習得しながら業務を担当し、大変御苦勞をされていると思います。都市計画決定後にはですね、本組合が設立され、町は事業協力者と連携してですね、引き続き支援することになり、権利返還とか工事着手となりますけども、今後における駅周辺事業推進室の体制についてはどのようにお考えなのか。これはちょっと人事配置の関係もありますので、町長にお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

町 長 そうですね、これは私が答えないといけないですね。これまでですね、私が就任してから、どっちかという土木職だとかという職員さんが多くて、建築に関しての職員を、今、大体私になってから2人ほど採ったのかな。それと土木が1人。今年、新年度でまたちょっとこういうこともあろうかと思って、事前に勝手にあれですけど、一応土木職というか、そういった技術を少し持っている、ノウハウを持っているのを1人採用する予定で今います。やっぱり進捗に合わせて職員の配置は、そのときそのときに配置しながらやっていくつもりではいますので、ええ、はい。だから本当はね、これ3年ずれなかったら私がいるのでね、めんばって行けたんですけども、ずれちゃったもんでね、非常にもやもやしているところも多少ありますけどもね。いずれにしろ、役場の職員ができない分はコンサルタントが、プロがいますから、その辺にやっていくことと、やっぱりコンサル任せにはしちゃいけないので、そういったコンサルを今度コントロールするためには、また副町長さんもいらっしゃいますからね、その辺でバランスよく、必要に応じて対応していきたいというふうに考えてます。はい、以上です。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございました。この事業ね、この重点事業の推進にはですね、やっぱりオール松田でね、町長、オール松田で対応する必要があるというふうに私、思います。今ちょっとお話ありましたが、必要に応じてですね、柔軟な人員配置、これをぜひお願いしたいというふうに思います。

都市計画決定についてはですね、地権者の同意は法的には必要とされていませんが、都市計画決定後にですね、事業を進めるうえでは、地権者さんと準備組合との一定の合意が必要となります。都市計画案の合意形成についてはです

ね、3月上旬までに地権者さんの方に戸別訪問して、戸別説明を行うということでしたけども、地権者さんとの合意形成の見込みについては、現時点でどのようなになっているのか確認をさせてください。お願いします。

まちづくり課長 都市計画決定に向けて、今、準備組合さんの中でですね、地権者様に協議をして御意向等を伺っている最中でございます。見込みということでございますけども、今現在その取りまとめで一定程度の形にはなりつつあるんですが、実は準備組合さんでですね、3月の9日、今週の日曜になります。全体の説明会というところで組合員さんの皆様に合意形成の見込み、数字についてですね、御披露をさせていただく予定であります。つきましてはですね、この場でちょっとお答えすることは差し控えをさせていただきたいと思います。ただ、一言だけ申し上げるとすれば、過半数とかですね、しっかりそういった部分というのはクリアしていくのかなと、今現在は考えているところです。

4 番 中 津 川 なかなか答えづらい質問をしてしまったようですけども、3月9日の全体説明会、それが過ぎましたらまた情報を頂ければというふうに思います。1人でもね、合意できないと今後の事業進捗に影響があると思いますのでね、引き続き丁寧な話し合いをですね、地権者さんとしていただければと思います。

次にですね、ちょっと事業費について確認をさせてください。令和5年11月ですね、地元説明会の資料と、先月2月6日の資料を比べるとですね、総事業費はですね、約150億円とあまり変わりはありませんけども、駅前広場整備は14億円から30億円に倍増してます。集約施設の整備費はですね、120億円が約106億円。14億円ほどですね、減っていますけども、この事業費の増減について、増減の理由について確認をさせてください。お願いします。

まちづくり課長 御説明申し上げます。駅前広場に関してでございます。まずこれが14億円から30億円に倍増している理由でございますけども、当時6年前基本構想・基本計画を策定したときに、やはり事業費が一定程度見込めないと、この事業に関してどうなのかというお話を基に、概算で試算をしたものと承知をしております。その中で駅前広場、今回試算をしておおむね30億という数字を出しておりますけども、一番大きい要素といたしましては、駅前広場の上の部分ですね、

ペDESTリアンデッキという施設が大きくございます。当時見込んでいたペDESTリアンデッキというのが、どちらかというとちょっと言葉があれですけども、歩道橋的な非常に簡易なもので試算をしておりました。ただ、今回この駅前広場、先ほど申し上げたとおりに、どのように整備を考えていくかという議論の中で、ペDESTリアンデッキの重要性、これは新松田駅とJRの松田駅を結んでいくという大きい命題のほかですね、やはりまちづくりという考え方ではそこにできる商業施設、住宅施設、いろんなところをしっかりと周遊できるような形を整えねばならないだろうと、こういう話の中で、ペDESTリアンデッキとしてのこの整備で10億を超えるですね、金額の差異が生じてございます。ほかの内容としましては、物価の高騰のお話がありますので、やはりこれも大きい要素かなというふうに考えてございます。

駅広についてはそういうことですね、あとは集約施設、いわゆる再開発のビル、建物に関するものです。こちらは逆に減ってるじゃないかという御指摘でございます。基本構想・基本計画を考えていたときの建物の規模等がでございます。これが今現在、集約施設として考えているビルの建物規模が全体として少し小さくなってるということが大きい原因となっております。物価高はこちらにも当然跳ね返っておるものですけども、事業費の増減の説明としましては以上でございます。

4 番 中 津 川 事業費の増減の理由についてはですね、駅広のほうはペDESTリアンデッキの約10億円と、集約施設についてはビル、規模が全体的に小さくなったということと理解をいたしました。

次に、ちょっと工事のことについて質問させていただきたいんですけども、現時点はですね、令和10年5月に着工して、11年の12月に完成する予定になっています。これ約、工期が約20か月となっています。この工期は現計画の大まかな施工計画を勘案して設定したものであると考えますけども、バス、タクシー、歩行者がですね、錯綜している駅前広場でね、あと狭い道路、建物が密集していると、こういう状況の中で工事を進めるにはですね、駅利用者や地域住民の安全、それから利便性を確保することが最大の課題であるというふうに考

えます。再開発工事に関してですね、どのようなステップを踏んで事業進捗を図っていくのか、そこをちょっと確認させてください。

まちづくり課長 ただいま工事が着工した際ですね、どのようなステップで行くかという御質問かと思います。細かい内容というのがまだ確定しているわけでは当然ございませんし、今現在担当として考えている部分、また検討している部分ということでのお答えをさせていただくことになろうかと思います。さらに申し上げますと、最終的にはこれまた組合さんでも当然しっかりと議論をしていただく部分ですけども、ディベロッパーさん、プラス、ゼネコンさんが最終的に工事をする主体として入ってきます。そのノウハウも含めていろいろ聞いていくことになると思いますが、先ほど議員がおっしゃった、今、駅前のいわゆる機能をどのように確保しながら、あの狭いエリアでどうやっていくかということです。

大きい考え方だけで申し上げますけども、まず、今現在は町道3号線、ロマンス通りを分けて、北街区と南街区という考え方でお示しをしております。御案内のとおり、南街区に交通の機能が集積してます。そこにある広場があると。そうしたときに、じゃあいきなり南街区を工事で着手できるわけではないので、まず南街区に手をつける前にですね、北街区、北街区の解体や工事着工を図っていく。そして北街区に仮であれ、今、バスやタクシーですね、こういった機能を少し集積、仮で集積できる場所というのを造っていくというのが大きい考え方で持っております。その仮をまた元に戻せる、本設になるまでというのが最終的な期間になりますけども、いずれにしてもあれだけの交通の結節点としての場所ですので、いろいろな皆様に御迷惑をおかけしないようにですね、しっかり協議をしてやっていきたいと考えております。

4 番 中 津 川 まだ詳細なね、図面ができてないのでということなんでしょうけども、実はですね、昨年10月にこの市街地再開発事業に関連してですね、先進的な取組をしている事業について、産業厚生常任委員会で行政視察を行いました。そのうちの一つですけども、愛媛県松山市で実施している松山市駅前広場の整備事業はですね、駅前広場の規模が新松田と違いますけども、歩行者動線の分断、

バス・タクシー・一般車の輻輳、あとは狭い広場、ほとんど新松田駅と同様の課題があつて、この課題解決のためにですね、松山市は歩いて暮らせるまちづくりの一環として、この駅前広場の整備を実施して、令和8年度完成を目指している事業です。ここではですね、整備による交通への影響ですとか、あとは完成後の賑わいの創出の効果などを分析・評価を行う社会実験を行って、工事に着手をしています。駅前広場の整備に関してはですね、整備の進捗に合わせた、例えばバスやタクシーの乗降車場の配置や移動、歩行者動線などをですね、ステップ1からステップ3までにルール化して、これをですね、事前にホームページやテレビ、新聞、様々な媒体を活用して地域の住民の方に事前周知をしているということでした。

担当者に聞くとですね、一番大変だったのは、ステップごとのバスやタクシー、歩行者動線などの交通の切替だったそうです。具体的にはですね、終バス、最終バスの乗降が終わってから翌日の始発までの短時間にバスの発着所あるいはタクシーの乗り場の移動ですね。それと交通規制の路面標示や標識板の設置などを行ったそうです。切り替えについてはですね、そういった路面標示や標識板だけでなく、切り替えた後しばらくの間はですね、交通誘導員を配置して、車両や歩行者の誘導をしたということ、これが大変有効であったというような貴重なお話を伺うことができました。松山市駅に比べるとですね、規模は小さいですけども、狭い新松田駅前で既存の、先ほども言ってますけども、狭い新松田駅前ですね、既存の交通機能を確保しながら整備を進めるというのは大変な難工事になるというふうに思われます。施工計画ですとか作業工程についてはですね、十分な検討が必要であるということを、ちょっとここで申し述べさせていただきます。

現段階でのですね、工事費の試算額については、公共施設工事費、施設建築物の本工事費合わせて約100億円となっています。最終の工事費のですね、決定は、実施設計段階における見積額を参考に計上するというふうにしていますけども、現在もなおですね、建設資材の高騰が続いています。建設業界誌によるとですね、2021年から24年までの3年間で、建設資材価格はおよそ30%上昇

し、労働者の賃金も大幅に上昇していると。過去36か月、いわゆる3年間で全体的な建設コストは15から18%上昇したということです。また、働き方改革です、人材不足などによる工期への影響もあるということでした。

このような状況の中ですね、今後この事業が順調に進んでもですね、工事着手は3年後の令和10年に予定をされています。さらなる建設コストの上昇が見込める状況であると考えますけども、建設コストの上昇に伴う資金計画についてはどのようにお考えなのか伺います。お願いします。

まちづくり課長 お答えさせていただきます。御懸念で頂きましたですね、物価高昇というのは本当に今、大変厳しい状況というふうに認識をしております。対外的にいろんな方のお話をお伺いするとですね、本当に今、建設をする、例えばゼネコンさんを探すのがもう厳しいと、どこも手を挙げてくれない。ということは、その金額というのが、コスト以上にさらに厳しい状況というふうなお話も聞いております。常にですね、この予測というものをどのようにするかということはあるんですけども、毎年度出されている公共の単価もあります。そこをさらに3年後…2年後、3年後という中でどういうふうに試算していくかというのは、しっかりと都度都度やってまいらねばならないと考えております。

資金計画という考え方でございますけども、補助金等のお話というのを町側からはさせていただきます。ただ、再開発のスキームとしては保留床の処分、この考え方が出てきます。ディベロッパーが新たに生み出される保留床を販売してこの事業計画は成り立つわけですけども、物価が上がるということは、この価格というものも当然に影響があるものと私は考えております。これがまるっきり軌を一にしてということかどうかはあるかもしれませんが、そういった情報も併せながら準備組合さんとの中でよく御検討していただき、町としての公共の補助金も含めて、また考えていきたいというふうには考えております。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございました。工事費が高騰してですね、全体事業費が膨らんでくると、土地建物所有者のですね、還元率にもこれ影響が出てくるのかなというふうに思います。先ほど課長の答弁にもありましたけども、保留床を

確実に売却する、これがですね、この事業成立のポイントであるとも思いますので、参加組合員であるですね、事業協力者にですね、ぜひ期待をしていきたいなというふうに思っております。

建設コストのですね、縮減と、あとは工期の短縮についてはですね、これはやっぱし事業費面で最大の課題であるというふうに思います。コスト縮減についてはですね、例えば設計段階からですね、施工者が設計に参画してですね、施工を前提とした設計をする。いわゆる技術協力型のですね、契約方法などもありますので、あらゆる面からですね、十分な検討をですね、お願いしたいと思います。

時間が残り少なくなってきましたので、ちょっと最後まとめに入らせていただきますけども。この事業はですね、答弁にもございましたように、多くの町民の要望がですね、多くの町民の期待と要望が高まっている最優先事業です。新松田駅はですね、駅前広場の整備による交通拠点の形成、安心・安全に暮らせるまちの形成、集約施設の整備による駅周辺ですね、賑わいの創出など、町ですね、中心市街地としての都市機能の向上、これが期待される松田町史上最大の重点事業であるというふうに思います。今後の事業展開においてはですね、課題が山積しているということですけども、事業の整備実現には地権者の方々や交通事業者などのですね、理解・協力が不可欠です。特にですね、地権者の方にはですね、合意形成に向けて丁寧な話し合いを粘り強くですね、重ねていつていただいて、事業スケジュールに沿って着実に事業が推進するよう要望して、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を終わります。

受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

12番 寺嶋 それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第2号、質問議員、12番 寺嶋正。件名、誰もが安心して暮らせる予算について。

要旨。1、芝生化された寄みやま運動広場の活用で、スポーツツーリズムによる新たな誘客を図り、移住・定住につなげる施策を伺います。

2、新松田駅周辺整備事業では、都市計画決定に向けて基本計画案の検討を行っているとのことですが、今後の市街地再開発事業に町民の意見をどう反映させていくのか伺います。

3、物価高騰に対する町民負担軽減策として、プレミアム商品券の発行事業や、学校給食費への補助を拡充するなどの考え方を伺います。お願いします。

町 長 それでは寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1つ目の御質問につきましては、令和6年度の町の主要事業として実施いたしました寄みやま運動広場人工芝生化新設工事でございますが、地権者や施工者の御協力により、令和6年12月末、地域や利用者に優しい環境配慮型の人工芝が完成し、令和7年1月11日、冬空の晴天の下、リニューアルセレモニーを実施しましたところ、公私ともに大変御多用にもかかわらず、議員の皆様方にも御臨席賜りまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

本事業は令和5年3月末に、地域住民等で構成されました寄地区の幼稚園・学校教育についての検討委員会から頂きました提案書を踏まえ、寄幼稚園と寄小学校の存続を主たる目的として、寄地区の活性化に向けた取組の一つであります。早速でございますが、人工芝生化事業の効果として、令和7年3月22日、23日の2日間、サッカー日本代表の久保選手が所属するスペインのクラブチーム「レアル・ソシエダ」が実施するジュニアジャパンキャンプの会場として、全国4か所のうち1か所に選出されております。当日は首都圏のみならず、全国から世界レベルを体験しようとする児童が参加する予定となっており、児童だけではなく、帯同する保護者にも寄地域の魅力を感じる機会の創出にもつながると期待しているところでもございます。

今後はこの自然豊かな環境の中に整備されたグラウンドを活用した後、スポーツ技術の向上を目指す子供や大人、子育て世代の移住・定住希望者に対して、町の重点施策である学校でのICT授業を受けることや、英語力の向上、地域のスポーツ活動推進事業における指導者体制の整備などを知っていただき、また買い物対策として新たな販売所の設置や、寄地区への移住・定住促進の一助となる寄地区移住奨励金、空き家の改修や解体費補助などについて継続的に

うことで、安心して暮らせる環境を整えてまいります。

さらには寄地区の魅力向上につながる新規事業につきまして、令和7年度予算に計上しているスポーツツーリズム推進拠点整備事業では、寄自然休養村管理センターのリニューアルや、駐車場などの受入れ環境整備、小・中学校の給食費無償化や、幼稚園の給食費補助の拡充、学童保育保護者負担金の無償化など、経済的な保護者の負担を軽減することで、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいりますので、これまで以上に移住・定住に向けたPRや周知活動を強化してまいります。

続いて、2つ目の御質問にあります新松田駅周辺整備事業において、再開発事業の都市計画決定に向けた町民意見の反映についてお答えをいたします。現在、同事業の施行主体である新松田駅北口地区市街地再開発準備組合では、これまで検討を重ねてきた事業の施行区域や施設の配置計画等を定めた基本計画案に基づき、組合員の皆様方へ個別に説明を実施しているところでもございます。本事業に係る町民の皆様からの御意見を伺うことに関しましては、平成27年に新松田駅周辺地域におけるまちづくり協議会を設立以降、新松田駅周辺整備基本計画・基本構想の策定、新松田駅北口周辺地域地権者検討会発足、新松田駅北口地区市街地再開発準備組合の設立など、約9年にわたって町民意見交換やパブリックコメント、ワークショップ、松田町商工振興会と共催した住民説明会のほか、毎年度開催しております地域座談会など、各団体において様々な意見を寄せていただきながら事業を進めてまいりました。さらには、先月開催いたしました住民説明会においても、これまで御出席されなかった方から貴重な御意見等を伺ったことができました。

今後につきましては、現在行っている地権者への個別説明後に、準備組合において都市計画案の意思決定がされた場合には、当該案に基づき準備組合から町へ都市計画の法的な手続を依頼されることとなります。この法的な手続に先立っては、町は準備組合とともに地元自治会や住民説明会を予定しており、その後当該案の内容を精査した上で、町都市計画審議会にお諮りすることとなります。そのほか法的な手続といたしましては、都市計画法に基づく意見募集、案

の縦覧、神奈川県との協議を経て同審議会にて結論を得ていくスキームとなるため、これまでに町民や各種団体等からの皆様方から頂いた御意見や御要望について、事業主体となる準備組合と相談しながら、可能な限りの範囲で反映させてまいりたいというふうに考えております。

3つ目の御質問にお答えいたします。本年度の予算にほとんど組み込んでるので、お答えするのもあれですけど、格好がつかないと思うので、はい。食料品やエネルギー関係等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きいと認識しております。こうした中、物価高騰に対する町民負担軽減対策といたしましてのプレミアム商品券の発行でございますが、物価高騰以前の平成26年度から11年連続にて実施しており、令和7年度につきましても町経済と商工振興、並びに生活者支援の両面による物価高騰対策を目的に、プレミアムつき商工振興商品券の発行事業を行う予定としております。プレミアム商品券の発行につきましては、プレミアム率20%、発行総額7,000万円…販売総額7,000万円、発行総額8,400万円と予定しております。

次に、学校給食につきましては、近年の物価上昇を理由に、令和6年4月より4年ぶりに値上げをしたところでございますが、今後も物価上昇は止まらず、お米、野菜類が高騰しております。町としましても物価高騰対策として、保護者の経済的負担を軽減し、また、移住・定住につながる政策として、最大月1,350円の補助金にて支援しておりましたが、さらに保護者の経済的負担軽減を図ることで、安心して子育てができる環境を整えるための一助として、令和7年度より小学校と中学校の給食費相当分の全額を無償化いたします。町立幼稚園は月額500円から1,300円に補助金の拡充を行い、さくら保育園等につきましては、新たに月額1,300円の補助を新規にスタートさせる予定でございます。

また、そのほか、松田中学校就学準備助成金といたしまして、新年度は制服のブレザーに係る値上がりが予定されておりますので、値上がり相当額を令和7年度限り助成し、物価高騰に対する町民負担の軽減ができるよう財政支援を行う予定でございます。

今後も物価高騰により、安心、安定した暮らしができない状況が予見された

場合、予備費を活用するなど、町民生活の支援を行ってまいりますので、その節には御理解くださいますようお願いいたします。以上でございます。

1 2 番 寺 嶋 それでは再質問を行わせていただきます。大きな1点目のスポーツツーリズムと移住・定住についてですが、おおよそ細かい、細部までね、一応回答頂きましたが、確認も含めてね、質問をさせていただきます。芝生化されたみやま…寄みやまグラウンドは、11人制サッカーのフルコートとして使えます。サッカーを中心にどのようなスポーツが利用可能か、まず伺います。

観 光 経 済 課 長 主たる用途は、子供から大人までサッカー、今の御質問のとおりでございますが、フットサルを予定しております。また、野球やソフトボールなど多目的な利用が可能となるようなグラウンドでございます。

1 2 番 寺 嶋 予算では予定として、自然休養村管理センターの屋根、浴場、トイレ等の改修が予定されていますが、使い勝手がね、よくなると思いますけども、どのように改修でね、どういうふうに使勝手がよくなるのかお伺いをいたします。

さらに…さらにといいいますか、合宿が、管理センターの2階では合宿が、50名ほどですかね、相当の方が合宿できるようになっているようですけどもね、そういうことを含めて、機能向上に向けた取組をお伺いします。

観 光 経 済 課 長 自然休養村管理センターのリニューアルを目的とするのは、観光交流拠点であります寄自然休養村をリニューアルしまして、寄地区に訪れるスポーツ団体、観光客の受入れ環境を整え、寄の里の駅として改めてスポーツツーリズム及び観光振興の拠点としての機能を復活させ、寄地区全体の観光消費額の増額を図ることを目的・効果としております。

どのような施設になるかということで、想定としましては合宿の対応というのが引き続き行いますが、ロッカー室の設置、窓口のカウンター及び事務室のスペースの配置変えとか、1階には浴室の拡充、サウナの新設、販売スペースの確保といったものを、計画ではそういうふうにしております。また、2階では客室の内装の更新や、照明のLED化、屋外トイレ兼情報コーナーの新築、また外装改修工事と外構工事を計画では予定をしております。そういった概要でございます。

1 2 番 寺 嶋 次にですね、みやまグラウンドの専用のウェブサイトができたようですけども、それで、スポーツを通じて様々な自然活動、経験学習、体験ツアー、ものづくりなどのスポーツ・イベント誘致による地域発信はどのように考えているのでしょうか。あと、スタッフの体制はどのようになっているのかお伺いをいたします。

観 光 経 済 課 長 みやまの里のデジタル利用誘客システムということで、これまでも予算を認めていただいたときに説明をいたしましたでしたが、目指していきたい理由としましては、地域内の多様な観光コンテンツの提供がばらばらで、常に行政が仲介に入るような状況でございました。そういったことで、予約受付を含めましてワンストップでの仕組みはございませんでしたので、この度、人工芝リニューアルしたということで、まずは人工芝、管理センターとグラウンド、テニスコートの予約を始めましたが、今後は御意見もありましたとおり、他の情報等も組み入れながら整備を、改善をして進めてまいりたいと思っております。

1 2 番 寺 嶋 それでは次にですね、今回回答ではみやまグラウンド、サッカー日本代表の久保選手等が所属するスペインのクラブチーム、レアル・ソシエダが実施するジュニアジャパンキャンプ場の場所として、1か所として選出されたということなんですけどもね、これと併せてね、サッカーを中心としたスポーツ団体等の交流で来訪者を増やして、それで観光産業を活性化させ、加工所とかの建設誘致、地場産品の開発と人材育成などの施策はどのように考えているのかお伺いをいたします。

観 光 経 済 課 長 波及効果につきましては、今、御質問のとおり、施設整備を行うことによりまして、その施設において子供から高齢者等までの健康増進や運動能力の向上、スポーツ選手の育成を希望する御家族等の移住・定住、及びスポーツ選手や団体、地元の皆様や新たな方々の御利用によりまして、寄地区への来訪者が増えるということで、飲食・宿泊事業者などの観光産業が活性化されることを期待するものでございます。また、事業者さんへ納品される地元の農産物等が安定的に利用されることで、地場産業のなりわいが継承され、さらには現在の森林や農地、既に耕作放棄地などになっている場所の開墾にもつながるなど、寄地

域全体に波及効果が広がり、若い子育て世代が寄地区において移住・定住するだけでなく、新規参入事業者として活躍されることを町としては期待しておるところでございます。具体的には年々見極めながら事業を進めてまいりたいと思っております。

1 2 番 寺 嶋 さっき質問したとこのみやまグラウンド専用ウェブサイトでですね、相当予約が入ってるようですけども、予約状況はどうなってるのか。それから、これを機会にサッカーを中心とした登録団体ですか。今も登録団体いると思うんですけども、今の状況、あるいはこれから今増えつつあるのかね。今後の登録団体の予約などの期待、希望っていいですか、そういうところを含めてね、お伺いをいたします。

観 光 経 済 課 長 現在の予約状況でございますが、土・日は全て埋まってるような状況。3か月前からですので、予約ですので、町のイベント、若葉まつり等を外した中で、この2か月は予約が埋まってるというような状況を確認しております。ただ平日はやはり苦しいもので、まだ予約があまり入ってないような状況はございます。あとナイターにつきましてもちろほらということで、まだ全ては埋まっておりませんが、そういった団体が利用できるように、今多くのところに働きをかけておるところでございます。スポーツ登録団体ということでございますが、教育課で行っておりますスポーツ登録団体に準じた形で、今みやま運動広場も受入れ体制を整えておるところでございます。

1 2 番 寺 嶋 登録団体どのぐらいあるのかというの、回答なかったんでね。これ、今、次の質問と一緒に答えていただきたい。

次にですね、寄地区への移住定住策についてなんですけどもね、これも結構詳細に回答がありましたけどもね。寄地区は人口減少が激しく、農林水産業が衰退しております。それで移住定住者の増加策としてね、空き家・空き地の利用等がね、ありますけどもね。実際松田町の空き家バンク見ますとね、ほとんど空き地が若干あるだけで、寄地区での空き地・空き家バンクの物件というのはほとんどないんですよ。その辺でね、やっぱりこれはそういうことも考えてね、町民の方が望むことは何なのかということのをね、寄地区で考えますと、

買い物の利便性をよくする、あるいは働く場所を確保する、さらに住宅・宅地を整備するなど考えられますけども、これは実際今どのようになって、これからどのようにするのか。お考えをお聞かせください。

参事兼政策推進課長 今の御質問にお答えをさせていただきます。まず全体的な空き家につきましては、令和5年度にですね、空き家の解体・改修という事業の補助金を開始させていただきました。当初はですね、周知不足というところもあったのかもしれませんが、改修が2件、解体1件という状況でございます。ここでですね、6年度の状況を見ますと、周知がある程度行き届いてですね、特に寄地域の方の空き家の改修がもう9件というふうに高まっているところでございます。その方たちに聞きますと、やっぱり情報的にはですね、今後活用していきたいという希望がございましたので、その制度に基づいて改修し、多くの方に貸すという状況がでございます。またですね、解体につきましてもですね、6件の現状で今進んでおります。それを踏まえてですね、令和7年度の予算の計上案ということで今作成をしてる状況でございます。

先ほどもちょっと御説明したと思うんですけども、まずですね、この人工芝の関係につきましては、寄幼稚園・小学校の存続という第1の目標がございます。そのために、まずは寄地域を知っていただくと、いわゆる交流関係人口を進めることによって、そこで寄地区のですね、先ほどスポーツ、サッカーだけと言いましたが、寄は自然豊かなものが、ハイカーとかドッグランとかいろんなものがあります。そういう観光とスポーツをつないでですね、多くの方に寄地域を知ってもらって、そこからですね、寄地域の魅力と移住のきっかけをつくっていくというところで進めておりますので、様々な意見、これから来訪者に聞きながらですね、もっとこうしたらいいんじゃないかということを並行に進めながらですね、寄地区の移住定住に取り組んでいきたいというふうには考えております。以上です。

12番 寺 嶋 それでは次、大きな2番目として、新松田駅北口周辺整備事業について伺います。現在、今回答にもありましたように、市街地再開発事業の都市計画決定に向けて、基本計画案の検討政策を行っているということですね、ありまし

て、検討案について準備組合の合意を得た後に手続を進めていくということでね、伺いますと、今後ね、現在行っている地権者への個別説明、後に準備組合において都市計画案の意思決定がなされた場合には、当該案に基づき準備組合から町への都市計画の法的手続が依頼されることとなります。そうした場合、手続に従って町がね、準備組合とともに地元自治会や住民説明会を予定していると、前者の回答にもありましたけども、ようすけどもね。それで、その後この当該案の内容を精査した上で、都市計画審議会にお諮りするということになると思います。それでですね、その地元地権者の説明会、それから住民説明会というのは具体的にスケジュールですね、それをお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。御質問の趣旨としましては、地元の自治会、また…や住民説明会、これをいつやるかという御質問かと思います。ちょっと繰り返しになってるかもしれないんですけども、今現在は準備組合さんの中での都市計画の案に係る意思決定をされている最中でございます。この見込みがですね、おおむね3月下旬から4月上旬にかけてかなというふうに今推測をしているところでございますけども、地元の自治会さんについてはですね、特に住民説明会のときも含めて、しっかり地元のほうに説明をするようにというお話がございました。昨年度も地元自治会さんとの説明会をさせていただいておりますけども、そのお話を受けてですね、当然開催させていただきますということで、今現在日程の調整を図っておる最中でございます。おおむね3月下旬を今目指してですね、日程調整をしているところでございます。これが地元自治会です。

住民説明会については、一つ都市計画の案ということを、準備組合さんの中で意思形成、合意形成が図られて、これに関して町に出てくるタイミングというのがございます。先ほど言った4月にかけてかなという部分なんですけども、これが出て提出がございましたら、町としてはその案というものをしっかり住民の方に御説明させていただきたいと。2月の6日ですかね、住民説明会をさせていただいたわけですけども、ちょっと近しくて時間的にはあれなんですけ

ども、改めて住民説明会を開催したいと考えています。以上です。

1 2 番 寺 嶋 2月に行われた住民説明会なんですけどもね、説明時間が結構長くてね、質疑応答がそんなに時間とってなかったように気がするんですけどもね。説明は短くしてね、質疑応答時間を十分とるようにね、今後の住民説明会においてはね、その辺を配慮していったらどうかと思います。

それで、今回答がありましたけども、準備組合から…都市計画決定をね、町に依頼するタイミングでのパブリックコメントね、それから住民説明会は4月から5月になるのかね。その辺のこともありましたけども、それで次にですね、町による市街地再開発事業の都市計画決定、これがね、されたら準備組合から県への組合設立認可申請がされ、本組合総会で本組合が設立されますけども、その本組合がね、設立されてもまだ、都市計画決定が決定されても、正式には本組合が設立されるまで、また相当のいろんな検討をね、されるようになると思うんですけども。そうした場合、これはあくまでも準備組合が検討するということで、都市計画決定がされて本組合が設立されたらね、これはその後の住民説明会というのは、ほとんどこれは行われなくなるのかね、その本組合でさらに検討をするのか、その辺のことについて今後のスケジュールも併せてお伺いをいたします。ちょっと質問内容がちょっと混乱しましたけども。

まちづくり課長 ただいま2点ほど頂きました。住民説明会、2月6日のほうには御参加いただき、ありがとうございます。その際ですね、ちょっと説明時間が短かったんじゃないかという、説明時間が長くて質疑が少し足りなかったという御指摘に関しては、確かに終わりの際ですね、まだ手を挙げてらっしゃる方が大勢いらっしゃいましたので、そういうところはしっかり改善していきたいなと考えています。

2点目ですね、今後のスケジュールに関して、その住民に説明をして、住民に対する説明会とか、こういったものがどういうタイミング、タイミングでという考え方をしたらいいかという御質問かと思います。答弁にもお話しさせていただいたとおり、都市計画決定は施設規模、施設配置含めた全体の、規模感含めた概要でございます。ここにもうきっちり配置が全て決まるとかそういう

話ではございません。一つ大きい方向性として決めていくのが都市計画決定で、本組合設立というのは、そういった今考えてる検討の案というのを、いやこれから事業性が見込みあるねと、しっかりやろうという意志がより強固になるタイミングとお考えください。そうしますと、この段階で本組合が設立されてるときは、都市計画決定として考えてたときよりも、当然詳しい内容になってきます。そうしてきますと、じゃあだんだん、住民の方の御意見はいろいろあるかと思いますが、それが全てじゃあ、がらっと変えるような話っていうのはなかなかやっぱり難しくなってきます。そういう面ではありますけども、ただじゃあ住民説明会開かないのかといったら、そういうわけではないと思います。やっぱりその事業の進捗に合わせて、今現在こうだよという情報共有というのはしっかり図らねばならないとは考えておりますので、そういった部分は準備組合さん、これが本組合さんになっていく段階の中です、しっかり御相談しながら進めていくものかなと考えています。

12番 寺 嶋 それでは、時間も残り少なくなって、まとめてお伺いします。先ほど前者の方、スーパーマーケットの誘致活動やってるような回答だったんですけどもね、どこが中心になってやってるの、活動してるのか。それで状況はどうなのかということをお伺いします。

それと公益的、公益系の施設、これ保留床をね、町が購入するような考えのこともあるかもしれませんがね。この公益系の施設に入る役場関係の機関、これを例えば子育て支援とか窓口サービスとか観光案内とか、こういうところの協議、あるいは住民の意見というのはどのように反映させるのかお伺いをいたします。

それから最後に、最後の物価高騰…プレミアム商品券の発行ということで回答ありました。これはですね、松田町内で使える店舗数というのはどのぐらい見込まれるんでしょうか。それをお尋ねしまして私の一般質問といたします。

まちづくり課長 それでは前段の2つほどですかね、町民が本当に望まれているスーパーの設置の誘致活動は誰がという御質問でよろしかったでしょうかね。こちらに関しては今現在、先ほど申し上げた事業協力者であるマリモがその誘致活動に動い

てございます。また町として委託の再開発の支援事業者として委託をしておりますコンサル、こちらもいろんなノウハウ、いろんなつてがございますので、いろんな可能性を併せて調査をしてるという状況でございます。

また公益的施設に関しては、先ほどお答えを言っていた部分かと思いますが、子育ての関連の施設を考えたいと検討しております。中に入れていくですね、公益的な機能というのは、基本構想・基本計画のときから考えて検討してきたものではありますけども、役場の例えば支所機能を全てあそこに置くとか、いろんな考え方あるかもしれませんが、やはり役場も近い、いろんなことを考えたときに、今現在は特に子育て支援ですとか、いわゆる緩く交流のできるたまり場的なもの、これもトレンドでございますので、こういったものを指向して検討を重ねておるところでございます。2点目までは以上です。

観光経済課長 3点目のプレミアム商品券の対象となる店でございますが、条件としまして町商工振興会の会員で、プレミアム商品券の登録をいただいている事業者でございます。令和6年度は町内外、町外も含めまして106件でございました。令和5年度が107件でございました。次年度も百何件、その程度になると思われます。以上です。

12番 寺 嶋 これで質問は終わります。ありがとうございました。

議長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩にします。 (12時01分)

議長 休憩を解いて再開いたします。 (13時15分)

受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

9番 井 上 それでは議長の許可が出ましたので、一般質問を行わせていただきます。

受付番号第3号、質問議員、第9番 井上栄一。件名、新松田駅周辺整備事業について

要旨。駅周辺整備事業説明会で再開発事業の説明がありました。以下について、町の考え方、町の今後の対応をお伺いをいたします。

(1) 駅周辺整備事業を再開発事業として都市計画決定の手続をする根拠は。

(2) 再開発事業の立面図・平面図が示されました。その中の公益的施設は

かの町財政負担は。

（３）現在再開発事業の区域に住む地権者が、「再開発で自分たちの生活が大きく変わってしまう。少数の意見でも丁寧に聞いてほしい。何度か個別に意見を伝えたが、その声が組合や開発側に共有されていない」と訴える方がいらっしました。再開発事業に反対の方たちへの町の対応は。

よろしく願いをいたします。

町 長 それでは井上議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず１つ目の御質問にお答えをいたします。法的な根拠として申し上げますと、都市再開発法において、都市機能の更新等の重要な役割を果たす公共性の高い事業として定められた市街地再開発事業は、その計画の遂行性や水準を確保して、円滑な事業推進を図ることを目的に、都市計画法に基づく決定が必要とされているため、本事業は都市再開発法にのっとり事業を進めております。これまでの経緯を申し上げますと、基本構想・基本計画の策定段階で設置いたしました新松田駅周辺地域まちづくり協議会の第５回の会議において、駅周辺整備の実現に向けた事業手法が検討された際、町の総合計画や都市計画マスタープランなど、上位計画との整合性や事業の進め方などについて審議がされ、当該地区の整備を再開発事業で取り組み、事業の実現性を高める観点からも、都市計画決定の必要性について方向性が示された後、関係する地権者の方々の御意向を伺った上で、市街地再開発事業での都市計画決定を目指す方針を約６年前の平成２１年に策定いたしました新松田駅周辺整備基本構想・基本計画に位置づけました。その後、地権者向けの勉強会の開催、地権者検討会、準備組合の設立と、段階的に理解を深めていただきながら現在に至るところまで検討を進めているところでもございます。

続いて、２つ目の御質問にお答えをいたします。現時点において施設建築物では、先月開催いたしました住民説明会の資料にもありますとおり、公益的施設は北街区、ＪＲの松田駅側に約１,６００平米、約３００坪程度の配置を検討されております。全体として住宅施設やスーパーマーケットを中心とする商業施設が計画される中で、町民が集い、憩い、駅周辺の賑わいを創出する観点から、準

備組合や事業協力者からの御提案もあり、検討を進めるところでもあります。

町の財政負担に関しましては、先月の説明会時に検討案を試算した内容でお示しをしたとおり、ペDESTリアンデッキを含む駅広場や道路の整備に要する経費を負担する公共施設管理者負担金として約15億500万円、再開発ビル内の通路やエレベーターなど、共用部分の整備に要する費用の一部を対象とした再開発補助金として約11億8,000万円、合わせて26億8,500万円を町負担額として試算をしております。公益施設の床の取得につきましては、先ほど申し述べた費用とは別に、今後必要な床の面積や保留床の価格について準備組合と協議しながら詳細に検討を進めてまいります。現時点の検討案に基づき取得した場合には、約7億8,000万円の費用が必要となり、国庫補助2分の1を活用した際の町の財政負担額は、その半分、約3億9,000万円となります。先ほどの説明に加えますと、合計約30億7,500万円となることを見込んでおります。

最後に3つ目の御質問にお答えいたします。区域に住む権利者の生活が大きく変わってしまうという御不安につきましては、地権者の皆様に共通するものと考えておりますので、少しでも不安を解消していただけるよう、丁寧かつ誠実な説明が必要であるというふうに心得ております。その一方で、個人所有の住宅やテナントビルなどの施設の老朽化や防災安全面による更新には多額の負担が発生することや、駅周辺にあっても買物する場所がなく、賑わいの復活といった積年の課題を解決することは個人お一人の負担だけでは将来的に不安を抱いていらっしゃる方もあるなどの背景から、新松田駅北口周辺の現状がこのままでよいのかという御意見も多数寄せられている中、本事業に御理解いただいている方々で取り組んでこられたものと承知しているところでございます。

また、少数の意見を丁寧に聞き、準備組合で情報共有をしてほしいという御意見につきましては、準備組合の理事会にて情報共有を図り、対応について審議を重ねておるところでございますが、個人情報に関する事柄については慎重に進めているというふうに伺っております。また、再開発事業に反対の方々への町の対応につきましては、現在準備組合として権利者に対し個別に面談をされてる最中であるので、御不安や課題について誠意をもって丁寧に説明を

尽くすことが肝要であるため、町といたしましても少数であっても反対の方々からの御意見を丁寧に伺い、可能な限り寄り添った対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

こうした状況を随時確認しながら、今年11月に予定している都市計画決定に向け、住民説明会や必要に応じた対応を進めてまいりたいとも考えております。以上でございます。

- 9 番 井 上 それでは再質問をさせていただきます。まず1点目のですね、都市計画決定の процедуруする根拠はについてでございます。今まで駅周辺整備事業の手法については、再開発事業で行うと言われてきました。その根拠はといいますか、駅周辺整備基本構想・基本計画が策定をされ、これについては新松田駅周辺地域まちづくり協議会の中で検討をされて成果が出てきたというふうに説明をされてきました。今の町長答弁の中にもありました平成30年3月に開催された第5回まちづくり協議会の資料では、資料の38ページの中で、道路・駅前広場の整備手法案として、資料の中で都市計画決定を行い、再開発区域を定め、市街地再開発事業で検討することが望ましいと考えられるという資料で説明をされていきます。

この第5回の協議会の議事録を見ても、全てが議事録に載っているかどうかは明確には分かりませんが、町の明確な再開発事業の可否についての意見も協議会の中では出なかったようです。そこで、これらからですね、再開発事業で行くと、新松田駅周辺整備事業を行う方向性はそうだとということが町から示されたということで、通常はですね、地元や商店街等からの意見、要望があると。ただ、今回の松田町の場合はですね、再開発事業で行うというのは、町から示されたというふうに理解をしますが、いかがでしょうか。担当とですね、あと副町長がちょうどそのときにですね、平成30年ですか、まちづくり課長であったというふうに出席者名簿の中にあったと思うんですけれども。それは…違いますかね。そうでなければですね、担当副町長にその根拠、法的な部分ではなく、再開発事業でいくということはやはり町からのですね、示されたものであり、協議会ではあまりそれに対する意見等が出なかったということで、こうい

った形で決まったというふうに理解しますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 御質問にお答えさせていただきたいと思います。今議員おっしゃられた地域まちづくり協議会、すみません、ちょっと全体の名簿として今準備はしてこなかったんですけども。地域の方々ですね、地元の地権者の方々も含めた、また有識者、あとは行政機関でいくと県等も含めたですね、協議会の構成としてはこういう中で議論を進めてまいりました。最終的には平成30年の7月ですかね、第7回まで協議会というのを行いまして、その中でいろんな議論を闘わせて、いわゆる方向性というのを考えてきている。その一つの形が最終的には基本構想・基本計画に落ちてきてございます。

議員おっしゃるように、御指摘のですね、この第5回の協議会については町のホームページでも御案内をさせていただいております。昔から出させていただいてると思うんですが。そのときの資料、またそのときの会議録も出ている中で、会議録の中からはなかなかその事業手法について分かりづらいというか、議論が深められてないのではないのかなという御意見かとも思います。ただ、このときにですね、やはりその整備手法というのは一つ大きい要素でございます。当然この協議会に御出席された方々がどの手法がいいのかというような決をとっている部分もあります。これがやはり最終的には再開発でということに後押しをする大きいものでありまして、いわゆる町が考えているから、じゃあそのままなし崩しにとか、そういう話ではないというふうに私は理解をしております。

その後ですね、じゃあこれがどのように落ち着いてきたかというのは、一つ基本構想・基本計画で大きい流れとしてはありましたけれども、その後令和4年ですね、地権者の方々へのまた説明会というのも開催をさせていただいております。そのときにもですね、この事業手法について再開発事業と判断したのは町のほうかというような御質問がございました。そのときも今私が申し述べたようなお話をさせていただいております。当然これが協議会の話、そして基本構想・基本計画の話、これを定めるためのパブリックコメント、様々な経過を経たものということで御理解いただければと思います。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。ただですね、協議会の中でそういうふうな説明を、資料説明を事務局としてして、そういった方向性が固まったということだと思います。ここでですね、確認をしたいのは、先ほど言いましたけれども、地元の要望で、地元の要望としては駅前広場への送迎の混雑、送迎の車の渋滞に対してですね、何とかしてほしいというふうな要望があったということは聞いていますが、それがそのままですね、じゃあ再開発事業でというふうにはつながっていかないのではないかなというふうに考えます。また、あそこはロマンス通り商店街ですか。地元商店街とかですね、自治会が駅前広場については整備を要望をしておりますけれども、全体、再開発、駅周辺整備事業を再開発事業として要望したのではないというふうに理解をしています。町がですね、新松田駅周辺整備事業を進めているということで、今までの答弁ではですね、かなり準備組合で検討、決定を先行しないと町のほうは態度としてはまだ確認できません。そういった方向性は、まずは準備組合の決定が先ですというふうな答弁を何回か頂いています。再開発事業についてこれを町が進め、方向性を定め、準備組合自体もですね、設立していったというふうに私は思っていますが、そうであればですね、町はもっと主体的に再開発事業に取り組んでいかなければいけないのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。担当と、町長のお考えあれば担当者と町長にお伺いをしたいと思います。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。今おっしゃったお話の中にですね、地元の要望は駅前広場だけかなというような御意見がございました。駅前広場に関する御要請というのは当然あるのは御案内のとおりだと思います。先ほど申し上げたプロセスの中には、当然住民、幅広に当然皆様からお伺いした御意見、また地権者様の皆様を、皆が一緒では当然ございません。それぞれの課題を抱えてる方がいらっしゃる中で御意見をお伺いしながら、この手法にたどり着いてきたものと私は理解をしております。先ほど申し上げたこの協議会、また地権者の検討会、勉強会、いろんなものを本当に重ねていただきながら、いろんな方向性、いろんなものをどこまでできるか。やっぱりそれを考えながら、この再開発の事業というものを選択したものと承知をしてございます。

そういった話が1つとですね、もう1点は、町としての主体的な取組がもう少しあるべきではないかという御意見につきましてはですね、この再開発事業の仕組みについてはもう議員も御案内かと思えますけども、組合施行という形で第1種の市街地再開発事業を施行を今予定して進めてきています。その中で、やはり町がいろいろ思い描きたいお話は当然ございます。あるけども、それを例えばまだ皆さんが、地権者の方がですね、お持ちのその権利に対して、その町の思いだけを先行させることは、この再開発事業というのはそれでは成り立たないと思っています。町としては、事業構想は基本構想・基本計画の中で、大きい方向性と枠組み、やっぱり目指したい姿というのは当然あります。ある中で、そこにしっかりフィットというか、検討していただいた中でですね、その方向性というのも御理解していただきながらお互いに進めていくものかなというふうに理解しておりますので、主体的にという意味では当然町は一緒に支援もしながらやってきてるというお答えもありますけども、まずはそのようにお答えを担当としてさせていただきます。

町 長 御質問ありがとうございます。ちょっと午前中あんまりしゃべってなかったんでね、よかったなと思ってます。御質問頂いたようにですね、この私が就任した11年とちょっと前、南口がそれからするとなかなか今でも進んでないという御質問も頂いているところでもございますけども、あのような状況になっちゃまずいというふうなのが、私の一番初めに思ったところです。それで事業手法について、やっぱり道路整備という事業手法をとってやられたというふうなことから、そういうふうにすることによって事業はやっぱり途中で止まってしまう。止まってしまうことによって県や国からの補助金などがなかなか持って来れないとかいうような、信頼性もなかなか難しいというふうなことから、区画整理だとか都市計画の決定だとかいろんな手法の中で、最終的には今の事業に決まったんだらうなというふうに思っています。そうしなきゃいけないという思いが皆さんあって。

そこでですね、基本構想・基本計画を作るに当たって、まちづくり協議会の中で、途中の経過の中で、座学でばかり話をしていたところですね、そろそ

ろどういうふうな構想でどういうふうになるのか立体的というか、絵を見せてくれというふうな話が出るまで、我々は絵を描くつもりが、絵を描かないようにしてました、どっちかといえば。というのが、今までの、井上さん公共にいらっしゃったから分かると思うんですけども、勝手に人の家の敷地に図面を描いてこんなふうになりますっていうやり方をやっぱりしてきてるのが公共のやり方かなと思うんですけど、それはどう考えても人の家に土足で上がるような話なので、それは絶対やるなと。そうすることによって腹がねじ曲がったときの後の態勢が大変だから、この件についてはそういうふうにはすることはなくて、きちっと皆さん方と議論をした後に、見せてくれと言ったところから、いいんですか、絵を描いていいんですかねっていった確認をとってから、基本構想・基本計画のこの絵を、イメージプランを作ったというふうなことで、私たちなんかは一つ一つ丁寧にそういった格好でステップを踏みながらやってきております。という感覚はいまだに持ってますから、当然ですけど地権者の方々の考えを尊重して進めていく。その進めていく中でのことですから、行政があまり先頭に立っていくことじゃなく、やるべきことはやります。当然補助金取りに行ったり何やったり、県との整合だとかいうのは我々先頭切っていきますけども、やはり今回の案件については組合さんにやっぱり尊重しながら、組合さんの意見を聞きながら、当然我々も意見をしながらお互いで作り上げていくものだろうというふうに考えてます。

ですので、町としては、私は町の代表として、全ての住民の代表として、準備組合さんとか組合さんとね、話もしますし、エリアはエリアの代表として理事長ほか理事の方もいらっしゃるので、今後はその辺の調整をしながら、歩調を合わせながら、やっぱり都市計画決定に向けて進めていくようなことになるというふうに私は考えております。以上です。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。町はもっと主体的にというのはですね、やはり現段階で今年ですね、都市計画決定の手続を開始すると。そういう局面の中では、町長が今答えられたようにですね、両方の立場なりをですね、踏まえて確認をとってから進めていくということということは理解しました。ただ、も

う今の段階です、これから再開発事業の区域決定をしていくと。そういった中ではもうかなり事業協力者、ディベロッパー側、準備組合側というものしていくとですね、やはり町はですね、やはり準備組合と、さらに地権者側へのですね、支援をしていくと。私は、ディベロッパーは、事業協力者というのは行政に協力をするというよりもですね、第一義はやはり企業は企業としての経営努力をしていくというところがあるかと思うんです。やはり行政は企業側ではなく、やはりそこは税金を納めていただいている人たち、町の住民、そういった者の側に立ったですね、立場の対応が必要ではないかというふうに考えます。先ほどの担当等の発言の中では、やはりディベロッパーっていうのは本当に協力者なんでね、そこは行政にも協力をしてもらえるとというふうに思うんですけれども、やはり行政は第一義的にはやはりそこに住んでるね、住民たちのほうを向いていかないといけない。その支援をですね、大切にしながら、かつ基本構想・基本計画の中で、一旦駅周辺整備事業を完遂していくという方向性が必要ではないかなというふうに考えます。それについてですね、回答があればお願いをしたいと思います。

またですね、ここで4月に、4月以降ですか、都市計画決定の手続を開始をするというとですね、もうここで再開発事業地域をこの3月の準備組合の総会の中でですね、決定をしてしまうというふうに理解をします。そこじゃなくて最終的に都市計画決定が行われた段階で最終確定なのか、ちょっとその辺は分からないですけれども、そこもですね、ちょっと2点目として回答をお願いします。

ただ、そういう形の中で、ここで都市計画決定の手続を開始をするとですね、もう再開発の区域が確定をしてしまうんだと。声の小さい権利者たちは、もうどうしようもなくなってくるのではないかと。そういうことがないようにですね、駅周辺整備を再開発事業の方式で進めるとしたのがですね、基本的には町であれば、やはり町のほうの対応策をここではっきりと示す必要があると思います。事務的なお答えはですね、担当者の方からですね、町のお考えは町長にお伺いをしたいと思います。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。担当からは事務的にというお話でございましたので、主に2点あったうちの1点目でございます。今議員がおっしゃったですね、事業協力者との距離感、地権者との距離感という御懸念かと思います。そのようにちょっと思われてしまっていたとすると少し努力が足りないかなというところあるんですけども。準備組合、事業協力者、その準備組合には当然地権者の方がいて、近隣にも住まわれている方がいらっしゃいます。どこかやっぱり歯車、全体がですね、一つ回っていく中では、欠けたり偏ったりしてはいけないものだというふうに思っています。

地権者様への支援というお考え、考えで担当として申し述べられるのはですね、再開発の事業、いろんなところでやってますけども、当町におきましては、ちょっと前者の説明の中でも少しありましたけども、その準備組合の活動、またなかなか町にノウハウもない中でですね、全額町が支援をしてやらせていただいています。これは例えば準備組合の段階でもその準備組合が全て御負担をなさってる組合もあります。そういう意味では町としてできる最大限の努力を。また準備組合のその事務局も今担ってるというのは、当然マンパワーもしっかりそこに集中をさせていただいています。こういったものもですね、外部にお願いするようなやり方もあるというふうに聞いてます。そういった意味では地権者様に寄り添ってですね、やらせていただいているのかなというのが一つ。ディベロッパーが企業だということは当然誰もが分かることになる話だと思います。やはりそこは事業として成り立つか成り立たないかというのは非常に大きい要素でございますけれども、ディベロッパー選定の経緯も前に申し上げたと思います。何十社もアンケート、ヒアリングをして、その中から本当に手を挙げてくれた本当に大事な相手だというふうに私は理解しております。やっぱり全てを尊重しながらですね、その歯車を全体として回していかなきゃいけないというのが担当の考えでございます。

もう1点が、都市計画の手続ですね。これがどのように考えるかという、段階ごとでということかなと思います。まずその都市計画決定の、都市計画決定という法的な主体は、冒頭申し上げたとおり町となります。町はその都市計画

の決定について、法的には都市計画審議会に諮って定めること、これが義務づけられております。その都市計画審議会での多分審議の中ではですね、この事業の実効性含めていろんな議論が尽くされると思っております。でも、その都市計画の案の主体はどこからという話になります。そうしますと、今、準備組合の中で合意を図っていただこうとしてる案というのがやはり出てくるわけですね。その内容というのが、区域も含めて全体的なものが出てきます。出てきたときに、先ほど言った事務的には法的な手続の中で町の都市計画審議会に諮っていくということでございます。なので、出たものがそのまま決まるかどうかというのも、この場でお話しするのがちょっとはばかられますので、差し控えさせていただきます。

町 長 井上議員のおっしゃるとおり、私の立場は全町民が対象ですので、業者の利益だとかそういうことではなくて、町益を考えなきゃいけないということだと思います。町益というのは幅広いのでね。個人的な人たちのために何とかやるというような立場じゃございませんので、そこは承知した中でやっているところですよ。全体の奉仕者ですからね。はい。

その中で、この間の住民説明会において、地元の方々への説明とかどうするのというふうなお話も頂いて、それに対するいつもディスカッションしてる、いつもじゃないですけど、定期的にディスカッションしてる中で、こういうふうな回答、要はこういうようなスケジュールでやっていきたいとかっていう話はあった中で、私なんかが見ると、やっぱり丁寧に説明をしていきながら進めていくといった割には、決まったことを何か話をするようなスケジュール感だったので、そうではなくて手前でもう少し住民説明会をちゃんとやるようにということと、地域の近くで言うと新松田自治会の皆さん方に対する説明をするということをして、理事会のほうにもその話をしていただいた結果、一応3月の末ぐらいにですね、話をするということに今、日程調整をしてるというふうに伺ってますので、そのときは当然私も行きますし、今後は事業者さんのお話も理事会、また理事長さんとの打合せ、理事会また組合員さんたちの3月9日に何かあるという話も聞いてますので、今後はですね、もうこういった状

況に来てますから、町の代表として私もちょっと足を運ばせてもらいながら丁寧にお話を聞いて、そのときに何か手法だとかやり方だとか拙速すぎるようなところなのであれば、そこは訂正しながらですね、それは組合の方々と話ししながら、一つずつ進めていきたいというふうに思ってます。

いずれにしろこの事業については町の一大事業であるとともに、やっぱり地域の方々にもやっぱり御理解いただきながら進めていかなきゃいけない事業になりますので、その辺はもうしっかりと丁寧に進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。ちょっと順番逆になりますけども、3月末ですね、地元の説明会。町長がようやく私の気持ちとしてはですね、ようやく出席をしていただけるということですのでね、これは地元ですので、地元の方たちだけの説明会になるかと思いますが、ありがとうございますということでお願いをいたします。

また、今の担当のほうのですね、ちょっと事務的な部分の説明を再確認ですけども。準備組合でですね、区域を決定をして、それから都市計画決定の手続に入るということで、じゃあその先にですね、じゃあもうそこで都市計画決定の手続が開始をされたらですね、都市計画決定が県のほうから決定されるわけですよ。それについて審議会でやるというところは理解できましたが、もう準備組合で出されたものというのは、そのまま区域が決定してしまうんだというこの理解でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 はい、お答えをさせていただきます。今議員お話を頂きましたとおり、その間には神奈川県との協議、回答、こういったスキームもございます。先ほど町長からも申し上げたとおり、住民説明会、地元説明会、こういったものもやらせていただきつつ、パブリックコメントもやりたいと考えてます。法的には当然スタートする部分というのがあります。これは今言った前段の話が整備がされて、都市計画審議会でより審議をしていただくことになりますけども、ただ都市計画審議会も、もう途中で大分いいところまで来てという話には多分なりませんので、まずは出てきたものを一度まず見てもらう等々をしながらですね、

御議論を深めていただく段階があろうかなと思ってます。議員がおっしゃってるのは、手続が始まってしまうとという意味合いが強いかなと思ってます。これに関しては、法にのっとり手続を進めるものでございます。先ほど来申し上げてる前段の話の整理というか、形の收拾がついた中で最終的に法定の手続、案の縦覧や公聴会、こういったものが法で定められている手続ですので、ここにしっかり入っていくと、そういう理解でお願いいたします。

9 番 井 上 ありがとうございました。じゃあ今の関連はですね、3点目のところにもありますので、2点目に移りたいと思います。

2点目のところでですね、公的施設ほかがここで明確になってきたということで、町の財政負担はということで町長からの答弁も頂きました。公益系の施設が1,060平米、3階、4階で530平米の2倍、1,060平米だということです。これはですね、保留床が坪、権利床のほうですとね、170万ぐらいというふうな説明があったんですけども、これはちょっとまた販売のほうの価格になるのでちょっと不明ですが。ほかの資料等でいくとですね、約7億8,000万になるというふうな理解をしてよろしいでしょうか。また、ここですね、公益施設というのが明確になってきました。これを含んだですね、町の財政負担。先ほど30億というのもありましたが、ちょっとほかの数字のほうではですね、町の負担が33億6,500万円という説明資料も頂いています。4年前のですね、新松田駅の周辺整備事業で説明された事業費、町負担がですね、当時は全体事業費が149億円で、町負担額は15億6,000万円だったと。ここで最終的に総事業費は147億6,000万円。これは多分自由通路とか橋上駅舎等が減った分、ほかの総体な事業費が増えた。先ほど午前中の一般質問の中では、ペDESTリアンデッキ等がですね、大分高額になったというふうな説明もありました。じゃあ、ただ、今のですね、この建設の坪単価等を2023年ということで、今からもう2年前のですね、建設の単価での積算だということで、説明会等でも説明されています。実際にこれから約3年後着工時、詳細設計から着工の時点というのは、またこれからもずれるわけです。2023年からやはりもう5年ぐらいたつとですね、大分そういった工事費等がですね、高騰しているのではないかなというふうに思

います。そうしますとですね、じゃあ町が負担をする再開発事業の事業費の中での町負担分、また完成後にですね、当然公共部分での維持管理費とか起債の償還額が将来の財政負担になってくるのではないかなというふうに思いますが、それらが数字的にですね、示されるのかどうかをお伺いをいたします。

まちづくり課長 ちょっと内容が多岐にわたった感はありますけども。まず1点目、公益系の施設についてについては、先ほどおっしゃっていただいた内容で答弁のほうにもさせていただいておりますけども、そういう御理解でよろしいかと思います。ただ、これは最終的にその保留床の処分価格も、これもおっしゃっていただきましたけども、今後若干動きがある中で、その整備する内容というのも例えば説明会のときには子育てやたまり場的なものというものを少し指向して今検討を重ねているという中で、その内装も含めてどれぐらいの価格が想定されるかというところは、より細かく詰めてまいりたいと考えております。

そしてですね、大きく言うと、全体での財政推計の話に行く前にですね、この再開発事業に係る費用負担、町の費用負担というものを、今現時点で、今準備組合さんで考えてくださっているその都市計画の案ですね。これに基づいて一定の数字をここでお出しさせていただきました。これが少しまた全員協議会での御説明もさせていただくことになりますけども、いわゆる6年前ですか、基本構想・基本計画案をお示しした、先ほど議員おっしゃった町負担が最終的15億という数字を出したときの表になぞらえて、少し見やすいように整理してお示しをさせていただきます。そうしますと、比較していただくと駅前広場を含めた費用が非常に大きく上がっているよ、だとかですね、逆に再開発のビルに関する町負担額も一定程度上がってます。また橋上駅舎の話ですね。橋上化の話についても、これも以前から御説明申し上げてとは思いますが、小田急さんとの協議の中でこの再開発の事業をやる期間の中では、橋上化についてはなかなか一緒に難しいというお話も頂いた中で、じゃあ駅前、どうつないでいくかというところでですね、橋上改札なんかも検討させていただいてます。

今もろもろ申し上げた要素を全体的に町の負担額として、今現在の案ではありますけども、やはり後年度のことを考えれば、その財政推計として全てを含

めて今検討しているというふうにお答えをさせていただきます。

9 番 井 上 それらの町の費用負担は現在検討中というお答えです。今定例会の中でですね、来年度予算審議にも入りますし、都市計画決定の手続の開始もですね、新年度から始まるという中で、では今、検討中の町の費用負担、今後の財政推計、財政負担。いつまでに町民、議会に示すことができるのか。私はですね、それらはこれらの財政計画等の明示はですね、やはり都市計画決定の手続を開始する前が適当ではないかというふうに考えますが、じゃあ一体どの程度ですね、町負担になるのか。それをいつの時期に町民や議会に示されるのか。担当、町長、お考えを、お伺いをしたいと思います。

町 長 先ほどの説明もちょっとね、うまかったというか、ちゃんと説明して。この後の全員協議会のところで資料を準備してあるんで、恐らくそこで説明するというのを多分言ってたんだろうなと思って今聞いてたものですから、そういうふうに御理解いただければいいんじゃないでしょうか。早々に多分おっしゃるとおりに、もう我々としてもかかるであろうなという推計というのは常に、随時変更しながらやってますから、そこは適宜説明をさせていただきますんで、そんなに遅くならないと思います。以上です。

9 番 井 上 じゃあ今の確認ですけれども、それはあれですか、起債等の償還も含めた財政推計も全協の中で示されると。ちょっと今のところ資料的には進捗状況等についてということでの資料が私たちには示されてるんですけれども、それにプラスもっとあるということであれば。

まちづくり課長 説明が足りなくて大変恐縮でございます。財政推計の今回全体の数値の中には今申し上げたオールパッケージで今検討している内容を反映させていただきます。先ほど議員もおっしゃられました駅周辺事業の進捗状況という題名ではございますけれども、今の当然進捗状況の御説明、今後の予定というのは御説明を申し上げた中で、最終的にここに係る費用というものをですね、より詳細に御説明することを全員協議会で予定しております。

9 番 井 上 それでは財政状況のですね、を示していただけるというのはですね、そういったことで、よろしくお伺いをしたいと思います。

それではですね、3点目の再開発事業に反対の方たちへの対応ということに移らせていただきます。今までのですね、まちづくり協議会や基本構想・基本計画案の中でですね、町は関係権利者の意向調査は実施してきたということは分かりました。この間の2月のですね、住民説明会の中でも、町は再開発事業に明確に反対をしてきたという訴えをされた方がいらっしゃった。私はそういった明確に反対をする人がいたのかというのは初めて知っていました。新松田駅の周辺整備事業を行う上で、なぜですね、そういった少数の方かもしれませんが、住民の主張に対応したですね、計画作りをなぜしなかったのか。今の段階となつては、先ほどですね、町民に寄り添った対応をという町長の答弁がありました。今回はどのようにですね、対応をしていくのか。どう寄り添うのか、もう少し具体的な回答を、お願いをしたいと思います。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。先日2月6日の説明会のお話からスタートもしてるということでございます。町といたしましては、この準備組合ができる前からですね、地権者の方々にいろいろお回りさせていただいて、お話を申し上げております。その段階でも様々な意向があります。その意向についても様々な変遷があります。そういった中で御説明を差し上げながら、ただ町がつくれといってできる話では再開発準備組合もございません。地権者協議会もございません。そういう中で大きい流れとしては動いてきてると。

その中で、じゃあ反対なさる方ということでございますけども。今申し上げたとおり全員がもろ手を挙げて賛成というお話では当然ございません。中には様々な事情でですね、やはり厳しいよという方もいらっしゃいます。今後どういうふうにして対話をしていくのかという話ですけども、まずは会ってお話をさせていただくということが一番大きいかと思ってます。やっぱりこのお話をさせていただくこともなかなかかなわない状況もいろいろありましたので、より説明というのがですね、この事業の説明もそうですし、抱えられてる事情また理由、こういうものに対してどういうふうはこの再開発事業が対応できるのか。こういうものもしっかり御説明を申し上げて、その上で御判断をさらにいただきたいなということが1番でございます。そういう意味では、仮に反対

といってもですね、じゃあ反対の理由をおっしゃっていただければ、じゃあそれに対して何ができるのか。これを少しでも考えることができると思っております。いずれにいたしましても、反対の方がいらっしゃってもですね、説明を尽くさせていただいて、少しでも御理解を得ていただくというスタンスは町として持ち続けなければいけないと考えてます。

9 番 井 上 例えばこの平面図の中でですね、一番当初の基本構想・基本計画の中で平面図で変わってきたというとはですね、私が一番感ずるのは小田急用地がですね、全く除かれてるんですよ。これは小田急さんはね、大企業ですけども、でもそこがですね、その例えは変電施設とか詰所ですよ、そこら辺は譲れないよということで、この2月の説明会資料のような平面図になったわけですよ。じゃあ個人で反対をしてのね、じゃあそこにはなぜそういった主張、意見を取り入れた形の対応にできなかったのか。これは、それは準備組合のほうでの対応だよと言われるかもしれないんですけども、でも町は準備組合ができる前からですね、そういった方たちの声を聞いてきたわけじゃないですか。その辺がですね、1点この平面図から見ても、じゃあなぜ小田急さんはもうそのままね、駅前広場は別として、そば屋さんとか詰所とかそういった施設部分は区域から除外をして、個人の部分は除外をされなかったのか。ということが大変不思議に私は思いました。その辺で何かお考えがあればお伺いをしたいと思います。

町 長 私のほうで回答しましょう。この件に関してはですね、基本的にここずれちゃいけないのがですね、この再開発事業をやるということになった。今度パートナーを今いるからそんな話ができることであって、いなかったらこの事業って成り立たないんですよ、基本的に。そのときにまずはディベロッパーさんが事業性を求めるに当たって、結局権利変換をしながら、各人たちに動いてもらったり、権利を譲ってもらうことに対する、権利変換をするに当たってのその辺の費用の負担もしなきゃいけないし、いろんなことを考える中で、小田急さんの土地が、一部必要なところは今回小田急さんのところのエリアは入ってますけども、この部分はなくても事業性が成り立つよね、成り立たないよねという検討の中で、成り立つといったところの中でこの事業が今現在進んでると

いうことになります。ですので、例えば今現在反対をされてる方々の中で、この人の土地はなくても大丈夫かねと、事業は成り立つかねというふうなことがなったときに、いやそれ成り立ちますという話になれば、そういったところでよっこいすることも当然今後の最終的な局面で出てくるかも知れませんが、それが成り立たない場合には、この事業は何も進まないというふうな状況になります。ですので、そこのまず起点をまず考えなきゃいけないのが一つ。

あとは先ほどからお話をされてるように、事業者さん、準備組合も含めて、事業者さんがやっていることに対して、我々が消極的だみたいなことを思われてもよろしくないのでお話ししますけども。大体今、雰囲気、個人情報があるんで細かい話はできませんけども、御存じのような感じの状況になってきているわけですから、町としても当然ですけどもね、うち今現在、町職員が行ってますが、そろそろというか、もう私が行って話をしていかなきゃいけない時期に来ているなということは、この間理事長ともよく話をしました。でも、そのくらいに町としてもやらなきゃいけないという思いと、やっぱり今反対というか、我々の思いとかも物理的なことも含めて、届いてない分であれば、先ほど課長が言ったように、まずお話だけでもまず伺って、我々がするんじゃなくて、まず伺って一つ一つ解消が、時間的な制限もあるかも知れませんが、最後までしっかりとやった上で、それはもうどこかでは判断しなきゃいけないことかも知れませんが、そこは最後まで寄り添いたい。先ほどお話ししたのは、そういった点ではしっかりとやっていきたいというふうに考えてます。以上です。

- 9 番 井 上 答弁ありがとうございます。今回権利者の中にはですね、今回の一般質問の3点目で出されたようにですね、反対をされてきたという方もですね、いらっしゃいます。またここですね、かなり権利変換の床の単価等が明確になってきてます。その中でですね、実際的には例えば新しい集約施設が、平均がですね、住宅面積が68平米だということで、説明会等で示されてます。そうしますとですね、床の評価額は坪で170万円です。土地だけを持ってる、ちょっと家屋はそれぞれの新しい古いというのがありますんで分かりませんが、例

えばこれは一例ですね。一例の中で土地を例えば200平米の土地を持っていた人が、200平米の人がいるかどうか分からないんですけども、例えば200平米を持っていた人は、ようやくですね、68平方メートルの権利床が等価で交換ができるんですよ。そうすると100平米の、約30坪ですね、の土地しか持っていない人は、もう44%、68平米の44%分しか取得ができないということになるんですね。そうするとですね、かなり何でこんなことが起きるかという、新松田駅前のほうの土地の評価額って、坪でですね、35万円から40万円ぐらいなんですね。それに対してもう今建設物価がかなり高騰してるんで、権利床のほうももう坪が170万円と、そこで大幅な開きがある。そうした中でですね、土地をですね、200平米以上持てれば、持っていてですね、ようやく68平米、約二十何坪ですか、それしかね、取得できないんですよ。そしたらね、かなりこれからですね、この事業に対して本当に賛同していくんですかと。そういった人たちがいっぱい出てきたときに、じゃあ町はどう寄り添うんですかと。それらも含めてですね、本当にこの事業が成り立つかどうか。先ほど午前中の一般質問の中では、半数を超える人は、地権者の中で半数を超える人は賛同はしてくれるというふうな回答があったように思うんですけども、でも、それが半数をちょっと超えただけでね、この事業が成立するとは私は思えないんですよ。だから、そこでじゃあいかにですね、町はそういった方々に、町の住民に寄り添っていくのか。ちょっとね、一つの例で出したんでね、いや回答ができないということであれば構いませんけども、多分こういう事例というのはね、かなり出てくるんじゃないかなと。私の想定ですけどもね、考えるんです。いかがでしょうか。

町 長 ざっと、ざっと計算すると2,400万ぐらいの計算ですかね。そこで言うと実際土地と今68平米の土地の話みたいな雰囲気と比較されてるから分かりにくいんですけど。68平米のマンションですよ。マンションの1室がもらえるということですからね。そこには建物の分まで乗っかってるから、そういうような計算になるということで、多分そういうことでしょう。マンションも実際のところ中間で4,500万というふうな聞いてて、下の分と上の分と階層で平均4,500万か

らの3LDKを考えてるというふうなことから始まっているので、その辺りはちゃんと明確にしながら説明していかないと、何かそこだけクローズアップされるとね、よろしくないのでお話ししておきましょう、ということです。

今後同じように、例えば土地を持ってる、要は借地だということで、お家は今現在ありますといった格好になった方々は、厳密に言うと建物だけの評価というふうになりがちですよ。その辺りがこれから権利変換の全体の金額の中で、そういった人たちにも御理解をいただきながらやっていくということもありますし、時にはですね、その方々の今後の将来設計的にこの駅周辺がいいのか、補助金をもらってまた違った環境のいいところに住みたいとか、いろんな意見があってもおかしくないと思うので、そういった面でも先ほどお話ししたように、いろんな意見をとにかく言ってもらって、それに対して我々がどこまで寄り添えるかというふうなの、その1本目もまだなかなかできてないような方々がいらっしゃるというような話も聞いてますから、そういった点では、なるほどそういうことかというふうなことになったときに、町がじゃあどういうふうな御支援ができるかといって、どうしても町がやらなきゃいけないという話になったときには、当然議会で御説明もしなきゃいけないだろうし。ただその手前で、当然そこっていうのは組合で全体的にやられてるところの中で、町としてもそんな人たちがいるんだから町民もうちょっと守ってよというふうなことは当然言わなきゃいけないところもありますから、そこは折り合いをつけながらですね、この事業がそういった方々に対しても御理解いただけるように進めていけるようには、我々としてもちゃんと説明しながらやっていきたいというふうに考えてます。以上です。

まちづくり課長　すみません、先ほど来の議論でですね、少し数字的な部分が出てるのは、あくまでもシミュレーションというか、例の一環ということで御理解をいただければと思います。以上です。

9 番 井 上　ありがとうございます。数字というのはね、本当に私、勝手に作った数字なんです。地下公示の金額とこの間示された坪単価の金額等からですね、出しましたので。そうですね、本当に町長言われるように、本当に借地権、地上

権しかない、地上権がある方はですね、やはり借地の6割程度ですか、は権利が出てくるのかなというところもあるんですけども。それにしてもですね、やはりそのマンションに住んでもいいよというふうなお考えの方であっても、持ち分が自分になっちゃうとね、ちょっとどうしようもないと。それ、1部屋を取得するには、やはりその残りをですね、権利床返還分の残りを出さなきゃいけないというところがなかなか実際問題として大変だろうし、やっぱり新松田駅前という住みやすいですね、居住空間から離れたくないという方も多いのではないかなというふうに思います。

最後にですね、今、町長のほうからもうどうやって町がやっていくのかということの答弁を頂いたんですけども。最終的にちょっと今と重なりますが、最終の質問を、再質問をしたいと思います。3月でですね、準備組合の総会で都市計画決定の対する会議が行われていきます。準備組合前からですね、意向調査等で地権者と関わっていた町はその総会の前にですね、先ほど町長が言われましたように、それぞれに寄り添った対応をしていただけるというふうに言われました。私はもうそうすべきだというふうに思います。やはり、この町の重大事業がですね、個人の財産とかそこに住まう権利、そういったものが再開発事業という名の下で行われてしまっは大変残念です。この町にですね、いつまでも住み続けていきたい人々を尊重していかなければですね、やはり松田町は住みやすいまちづくりはできないというふうに私は考えています。最後にですね、お考えを担当、町長にお伺いして一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まちづくり課長 担当ということで御指名いただきましたので、簡潔に申し上げます。基本構想・基本計画にのっとり、町民が本当に願うこの事業を実現させることが町の未来へつなぐ一番大事なことでと捉えて、担当として取り組ませていただきます。

町長 我々行政って総合計画に最低限載ってる事業はやらなきゃと思って各職員もやってますし、総合計画の審議会の方の先生からも言われてる事業なんですね。ですから、やはりそう言われてやったけど途中で事業が止まるというふうなこ

とは、さすがにやっぱり行政としても忍びないというふうなことから、最終的にはいろんなステップを踏みながら都市計画決定というか、都市計画ということで事業手法を選んで今進めているところでもあります。ですので、この事業が進む過程の中で、やはりそういったステップを踏みながらやっていくときには、必ず権利者の方々のやっぱり御了解をいただきながら進めていくということは当然あると思ってます。そういうふうな中での国から認められてるような事業手法の都市計画決定というか、開発の事業をやってる以上は、本当に地権者の方々に最後の最後までですね、当然期限があるにしても、やっぱり御理解いただけるように我々もしっかり努力した上で、最終的にはその時々判断をさせてもらいたいと思ってます。ただ、今の現状ではまだまだ反対をされてるという方々との意思の疎通がまだできてないような状況ですから、早々にそういった点を含めながら進めてまいりたいというふうに考えてます。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。よろしく願いをいたします。終わります。

議 長 以上で受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を終わります。

受付番号第4号、吉田功君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 吉 田 議長のお許しを頂き、一般質問をさせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第3番 吉田功。件名、松田町に係る道路の整備について。

要旨。本年1月27日、南足柄市と静岡県小山町とで、富士・足柄道路トンネル建設促進期成同盟会が発足しました。大井町では紫水大橋から国道255号への道路の工事が進んでいます。開成町では県道720号（怒田開成小田原線）の整備が考えられているとの声を聞いております。松田町では、将来に向けて、国や県と協力しながら、どのような道路整備を考えているかを、お伺いいたします。

1点、国道246号厚木秦野道路は、厚木から新秦野インターチェンジまでバイパス路線として計画されています。新秦野インターから先についてはどのようなお考えでしょうか。

2点、酒匂川左岸道路整備に関する進捗状況をお伺いいたします。

3点、駅周辺及び町内の道路整備について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

以上、御回答をよろしくお願いいたします。

町 長 それでは、吉田議員の御質問に、順次お答えをさせていただきます。

国道246バイパス厚木秦野道路につきましては、246号線の慢性的な交通渋滞を解消するとともに、災害時等に246号線を補完する機能を持ち、地域経済の発展に大きな効果をもたらすものとして期待される総延長29.1キロの計画路線でございます。現在、工事等の事業が開始されている区間は、そのうち13.6キロメートルであるため、早期開通に向けて、松田町を含めた3市3町1村で構成する国道246バイパス建設促進協議会にて、国への要望活動を年2回ペースで行っております。

それでは、1つ目の御質問にお答えいたします。246号との合流地点から以西への松田町内における道路事業計画に関する趣旨と思料いたしますが、当該地域について、河川や山などの地形上、新たな路線を設定することが難しいこと。さらに、蛇塚交差点及び寄入口交差点先の分岐から県道710号神縄神山線に出ることができ、246号と県道のダブルネットワークによる補完性は保たれているものと考えため、現時点では、町の町道整備計画等に位置づけられている計画路線はございません。ただし、令和9年度に全線開通を予定している新東名高速道や、御質問の246バイパス整備の進捗など様々な要因を踏まえて、さらなるバイパスの延伸についての構想や、246号の現道の拡幅などを含めた検討を行ってまいります。

続きまして、2つ目の酒匂川左岸道路整備に関する進捗状況にお答えいたします。小田原方面から北へ伸びる当該路線、県道711号は、県道708号線までは、本町区域において、以前、酒匂川左岸縦貫道路という名称で、足柄大橋東交差点から下原地区を通過して、川音川を渡り、酒匂川左岸を通過して山北に至る構想があり、都市計画決定に向けた検討を行うため、平成16年、17年度には、延伸の実現性に係る調査を実施いたしました。川音川への架橋、小田急線の立体交差、新十文字橋への高架での接続、さらには国道246号への効果的な

接続方法など、財政、技術、環境面等、様々な課題があり、早期の実現は困難という判断のもと、広域的な観点から計画を断念し、構想のままとした経緯ありました。

現在は、松田郵便局前から新十文字橋下を通過し、川沿いに山北町へ至る酒匂川左岸堤防道路として、町道整備基本計画に位置づけており、神奈川県と整備計画に基づき、河川占用等について調整しているところでもございます。また、新十文字橋下の見通しが悪い交差点区間については、すれ違いを容易にする改良工事を、令和7年度予算に計上しております。

3つ目の御質問にお答えをいたします。6年前の平成31年3月に策定いたしました新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の中で、町道3号線（ロマンス通り）、5号線（南口）、6号線（馬車道通り）の主要な道路や、新松田駅南北自由通路、JR南北自由通路など、関連道路の整備について位置づけています。駅周辺整備を中心とした基盤整備に合わせて、歩行者の安全確保や周辺のアkses道路の円滑化を図るため、再開発事業の進捗とともに、今後も検討してまいります。

また、町内の道路整備は、平成27年に策定いたしました松田町町道整備基本計画や上位計画であります都市マスタープラン等に基づき、東名高速道路や国道246号、255号、主要県道など、高規格道路が集中する本町の特性を踏まえ、国・県等との関係機関と連携を密にし、必要に応じた対応を行ってまいります。

以上でございます。

3 番 吉 田 丁寧な御回答ありがとうございます。特に1点目、さらなるバイパスの延伸についての構想や、246号線現道の拡幅などを含めた検討を行うという前向きな回答を頂いて、大変ありがたいと思っております。それでは、再質問に入らせていただきます。

今お話ししました246号のバイパスについて、今現在、新秦野まで計画され工事が進んでいるところでございます。この道路が、この先ですね、寄地区を通過し、トンネルによってこの松田山を抜けて、松田惣領地区の国道246号とつ

ながるようなことになれば、寄地区は新秦野インターから5分程度、渋沢駅から10分、新松田駅・松田駅からも10分程度の場所となります。これは、消防車・救急車等の到着が早まり、救急・救命の力が向上します。今現在、先ほど御回答の中にありましたけれども、湯の沢から籠場までの国道246号線と県道710号線は、過去の経験から、地震とか風雨災害のときに通行ができなくなる可能性があります。また、国道255号線、県道711号線ともアクセスできるようになれば、小田原市、南足柄市、開成町、大井町も新秦野インターにアクセスが容易となります。このようなことを考えると、松田町1つではなかなか難しいことではございますが、関係市町と協力して国や県に働きかけをする価値はあると思います。それも、もう本当に1年、2年という考え方ではなくて、それこそ30年、50年、場合によっては100年先を見据えたところで動き始めてもいいのではないかと思います、いかがでしょう。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。今、議員のおっしゃったですね、大きい、非常に大きい考え方にのっとった構想かと思います。答弁のほうでは、させていただいたとおり、技術面的な話はさせていただきましたけれども、例えばダブルネットワークになってる。でも、そこが災害時にはどうなのか。確かに、両方の県道・国道がですね、それぞれ被災したことがございます。おっしゃる部分はごもっともなんです、246のバイパスの、今の計画というのが、説明したとおり、新秦野インターチェンジというのが、仮称で計画はされておりますが、そこまでの、まだその事業化には至っておりません。もう少し秦野寄りというか、もっと東寄りというんですかね、そういうところで今、事業を進めていただいています。

大きい考え方すると、将来、30年、50年、100年という大きい思想の中では、まず東名がある、新東名がこれから通る。で、246、さらに県道もある。でも、それでも、どういうふうな道路の交通状況になるかというのは、なかなか読めない部分があります。当然その中では、いろんなまちづくりも場所場所によって変わってきて、交通の流れも変わってくることが想定されますので、大きい考え方として、何も考えを持たないのではなくて、やはりそういった考

え方も持ちながら、周りの市町村のお話もありますけども、どう連携を組むかというの、また広域的にも検討をしていく。常にそういう視点を持ちながら検討していくことは必要と、担当としても考えます。

3 番 吉 田 大変ありがとうございます。私も、簡単に実現するようなことではありません。ただ、もう本当に長いスパンを持って、そのように常に、これから先をどうするかというようなことを見据えて、考えておく姿勢というのは大切なことかと思います。どうもありがとうございます。

2 点目につきまして、酒匂川の左岸道路は、健康福祉センターのところまで来ています。かつては、今御回答にあったように、県道712号、新十文字橋にアクセスすることを計画されてたとも聞きますが、今御回答にあったとおり、様々な理由で計画が断ち切れとなりました。この酒匂川左岸道路が、せっかくあそこまで来ているのだから、その先のこともちょっと活用できるように考えていくのも一つ大切なことなのかなと思っています。この酒匂川左岸道路が国道246号につながるようになれば、さきに1 点目でお話ししましたが、本町のみならず、近隣市町の発展に大きな力となると考えております。そして、またその枝道路が、沢尻のあたりから新松田駅南口、町道5号線、南口のほうにつながり、県道711号とアクセスすることになったりすれば、新松田駅周辺の自動車の渋滞の解消とともに、集客量の増加も期待できます。近隣の、これもやはり本町だけでなく、近隣の市町と協力して、県に働きかけるというような考えはいかがでしょうか。

まちづくり課長 引き続き御提案を頂き、ありがとうございます。まずは答弁書にのっとった、もう少し細かいお話をさせていただきますと、議員がおっしゃるようなやっぱり考え方の構想ですね、以前はその縦貫道路として新十文字橋、さらに246というところを目指したものが計画化をしようとですね、いろいろ検討した経緯というの、今回、御質問頂いて、私もいろいろ勉強させていただきました。やはりですね、まさにおっしゃるとおりで、その駅前の話も含めて、全体のその道路網というのをいろいろ考える中で、ただ、先ほど申した、上がって行きますよね、そういう上がって行く、その1 丁目には財政的なお話も非常に

あって、これを単純に町道で整備できるわけがない。そういった中で県も含めてですね、国・県も含めていろんな調整、検討を繰り返していられてます。本当、古くは平成の1桁台でですね、いろんな検討をして、県ともいろいろ打ち合わせをした経過等々がございました。

そのような中、平成…答弁書にもお話しさせていただいたとおり、平成16、17年で、これが今まで構想描いているけども、実現に向けては、道路は構想から計画段階に入る、やっぱりそれがあると思います。その計画化ができるかというところで、この構想についての委託をしております。そうした中でですね、先ほどの答弁にもありましたとおり、財政的なものと、その費用対効果で、あとはその道路が、完璧に通過、要は全部通過しちゃいますよね、上で。そうすると、設置というのをまたアクセスでやると、また土地が削られる。いろんなもの、プラス全部がその道路でいった場合に、河川沿いが計画含めてどうなるのか。こういった環境も含めたお話があったようでございます。そういった財政面も非常に大きい話かとは思いますが、そういったものをですね、当時調査としては、北部延伸の整備の研究会というふうになづけてですね、山北町さんと一緒に検討した経緯もございました。ただ、この結果として、非常に難しいんだけど、やはり大きい、先々の考え方というのを先ほどもおっしゃっていただきました。全部手を下げたわけではないんですね。計画化は一度断念しています。ただ、構想として手を下げるのではなくて、今現在も、町の町道として整備ができてないんで、入ってないんですけども、例えば町の都市計画マスタープランとかを見ていただきますと、構想としての線は残してございます。今現在はそういう状況にございます。

3 番 吉 田 ありがとうございます。今、やはり現在、大きなそういう道路というものが、ちょっと松田の町なか停滞しております。そういうことでは、本当に長い目で見て、ちょっと松田町の構造をどうするかっていうようなプラン、まずは道路を中心につくり、その中でいろいろな建物ができていく、というようなことが大切なのかなと思います。先に建物ができてしまいますと、その後、道路をつくれといっても、なかなか道路はつくれませんし、道路をつくることによ

って、いろいろなインフラが整備されていきますので、今、課長がお答えいただいたように、ずっと心にとめていただきながら、プランのほうを立てていただけるとありがたいのかなと思っております。

それでは、3点目でございます。町道3号線の、新松田駅から松田小学校に抜ける道路ですけれども、町道3号線、町道3号の特に宮前・沢尻地区、今回の松田町の周辺整備の中では、新松田駅周辺整備の中では、ちょっと計画は立っていましたけれども、今後どのように進めていくように計画されているのかということです。これは、幅員が12メートル道路を今後計画されている、前の計画ではそのようになっておりましたけれども、そのように考えてよろしいのか。これはやっぱり、やはり10年先、20年先、30年先でいいんですけれども、例えば道路なんかをつくるときには、やはりそれぞれの地主さんの代替わりなどをきっかけに、いろいろと御協力いただくというようなこともあります。そういうことを考えると、かなり前から、そのときに向け、そういうときに向けて計画を依頼していくようになると思うんですけれども、ここもやはり12メートル道路と今考えててよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 ただいまのお話は、駅周辺の道路の計画というのを、どのように考えているか。これは基本構想・基本計画の中には定められておりまして、今おっしゃっていただいたとおり、主要道路として、先ほどおっしゃっていただいた、今、再開発の話もある真ん中を通る町道3号線、ロマンス通り、そのこのぶつかりのところを南北に通っている町道の6号線、また南口ですね、に走る町道5号線、こちらの路線についての位置づけは、幅員を12メートルを目指して検討していくということで、町としては整理をしております。

まず、直近といたしましては、これは再開発の事業に当然、絡む話なんですけれども、住民説明会等々をさせていただく中では、まず、このロマンス通りが再開発の区域から、その先も含めて、どのようになってしまうのかという御質問を多々頂戴しております。こちらについてはですね、そのときの説明会でも申し上げている内容にはなるんですけれども、当然、広がってところが急に狭くなってってということであると、交通に支障が起きます。そうならないように、

今、線形も含めて、物理的には絶対広げなきゃいけないですから、これを当然、12メートルっていうのを1つ目標にはやっていくんですけども、その用地の交渉も含めて、いろんな線形を検討しておりますけども、こちら辺についても、より、今の現段階でこうしますっていうのはなかなか申し上げられなくて恐縮ですけども、検討を深めさせていただいているということで御理解頂ければと思います。

そのほかの道路ですね、町道の5号線、先ほど南口やら6号線、こういった路線でございますけども、基本的には一定の拡幅、例えば南口の町道5号線なんていうのも、駅広を含めて今なかなか止まっている状況ありますけども、何とか少しでも前に進めていきたい、幅も広げていきたい。この考え方は当然、持って、事業化、予算化を続けております。町道6号線は一定程度の幅員はあるんですけども、これが、駅前も含めて、このまちづくりがいろいろ進んでいく中で、さらなる拡幅が必要な場所が、どういうふうにあるのか、安全面も含めて当然検討をしていかねばならないと考えています。

ちょっとずれる話だったら恐縮なんですけども、町道の整備に関しては、当然道路事業としてやっていく中で、都市計画決定という一つの手法がございます。その手法を、松田町でなかなか今、取ってきていないことは、道路としては事実です。再開発事業としては、今回、都市計画決定を行いたいという説明はしておりますけども、やっぱりこの松田町が道路として、いろいろ都市計画決定も含めて難しいのは、もう多分、皆さんお分かりだと思いますけど、この町域の中で平地が割合として非常に少ない。昔からやっぱり家が張りついている。その中に、鉄道があり、川があり、主要な道路がこれだけ通っている、それだけで、交通のインフラっていうのは非常に、ある意味、豊富な場所ですよ。そこにさらに都市計画道路としての決定をしてですね、やっていくのがどうかという、多分バックグラウンドあるのかなというふうには、私は、すみません、ちょっと個人的な話も踏まえて恐縮ですけど、そのように考えてます。いずれにしても、12メートルという目標を立てている中では、一気にはいきませんけども、順次整備を進めていきたいという考え方でございます。

3 番 吉 田 丁寧な御回答ありがとうございます。例えばですね、駅周辺のところをこうやって見渡しますと、県道711号線、文久橋のほうから来る道路ですけれども、そのＪＲ御殿場線のガードのところ、鍵和田歯医者さんのあたりからＪＲ御殿場線に沿って松田駅まで道路ができたとしたら、これは、県道から県道712号線へのつながることになりますけれども、道路ができたりすれば、駅周辺及び県道72号線、旧246号線の県道ですね、も含めて、その渋滞の緩和も期待できるのではないかと思います。簡単に言えば、こちらの御殿場線に沿って、道路が駅に向かって、ＪＲの駅に向かってできたとすれば、結構この前の旧246号の朝の渋滞なども解消できるのではないかと考えております。その場所というのは、鍵和田歯医者さんのところから、ＪＲの松田駅のところというのは、ほとんど住宅というのはいないんですね。町の駐車場と、ちょっと今使っていないＪＲの引き込み線と、そういうような場所なので、そんなところに道路ができれば、かなり渋滞などが解消できる、また利便性が大きく上がる道路と期待できると思っています。

このように、今度は松田駅側のところがですね、県道、それぞれの県道で囲まれてしまえば、今、課長が言われたような再開発っていうのも、なかなか、しやすくなるのかなと。本当に今日、明日の問題じゃないですけれども。それから、今、朝は、いわゆる金時座通りのところですね、農協さんの前の通り、石川肉屋さんから農協さんの前を通過して、松田駅に行く通りっていうのは、朝、通行止めになってますけれども、進入禁止になってますけれども、そういうところの逆側から、道があって入れるようになれば、結構あそこの駐車場なども使いやすくなるんじゃないかというふうに考えてます。そのように、課長がお話しになられたとおりですね、大きな意味で、それこそ何年、何十年か先までも見越した松田町のデザインっていうのも、ちょっと考えていくっていうのは必要なんじゃないかと思います。

それから、じゃあ、それでは次の、何かちょっと細かい、別の視点からの質問なんですけれども、松田町の家屋の新築状況っていうのは、増えているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。数字、幾つとかじゃなくて

結構です。という感覚は、僕は持ってるんですけども。

まちづくり課長　　すみません。じゃあ次のお話に行く前にですね、せっかく最後、御提案頂いたので、いいですか、1点だけ。御殿場線沿いにガードのところからというお話は、御提案として、ありがとうございました。まず、この駅前の再開発事業の中で、ガード下の話も、県と協議しながら進めているということは、今までも御案内のとおりだと思いますけども。これが、またJRのほうというのがですね、今回この新松田の北口が再開発として事業が推進された後に、さらにそのJR側のほうも、いろいろな土地利用というものの考え方は出てくる可能性は、十分にあると思っています。そういったまちづくりを考える際には、今おっしゃっていただいたようなお話っていうのも、検討材料として入っていくのかなと、担当としてこのように考えておりますので、ありがとうございます。すみません、別件ということで。

全体としての住宅の需要でございますけども、開発っていうのは年何件か、2件、3件来る中で、そこに10戸程度の開発物件で新築の区画は整備がされております。実際その開発の区域の中に全ての家が建っているかというところ、ここがなかなかちょっと厳しいところではあるんですけども、ただ、先ほどおっしゃっていただいた、その代替わりも含めて、新築の家が増えているんじゃないかという感覚は、見ていただいてのとおりですので、そのとおりだと思います。

3 番 吉 田　　大変ありがたい回答、ちょっとみんな町へのね、発展が、モチベーションが上がるような回答で、ありがたいと思ってます。松田町の、こうやって私もこうやって歩いてみると、かなり新築の家っていうのは、ここ増えてきてるんじゃないかと思います。ただですね、特に町屋のほうなどの上ですと、ところでは、かなり増えてはいるんですが、地権者がそれぞれの御都合で進められるようなので、それぞれ家が建ったエリア、それぞれの家が建ったエリア、新しく家を建てたのに道路と道路がつながってないと。それぞれの都合でつくってるんでつながってないと。せっかく新しく開発されていながら、行き止まり道路というのが多く見られます。このような開発について、道路に関して、協力してもらうような調整というのは行っているんでしょうか。

まちづくり課長 御指摘ありがとうございます。今おっしゃった開発っていうのが、先ほど私も少しお話させていただきましたけども、町内に特に南部地域のほうで開発が多うございます。その際は、まず都市計画法にのっとった開発協議というのは県のほうでしっかり審査をいただくわけですけども、その前段としてですね、松田町にはまちづくり条例がございます。これは平成10年、11年ぐらいのですね、いわゆる、バブル開発の、ある程度抑制、乱開発を抑制し、適正な開発整備を促進するみたいな、そういうもとの条例でございましたけどもそれに基づく松田町として協議をしております。その中で、当然道路計画等もいろいろ全体として見させていただくんですが、これは相手様との協議になります。先ほど申し上げたとおり、都市計画道路とか、法定としての大きい路線以外については、我々としてもどうしてもお願いベースは出ないんですけども、やはり町道整備計画として考えている、まちづくりとしての考え方として、我々も道路管理者として協議はさせていただいているということはお話をさせていただきます。

3 番 吉 田 ありがとうございます。今、やはりこうやって見ていて、こことこの道路と道路、家が建つ前につなげておけば、いろいろと合理的なのになとか、そういうのは思うところは多々あります。まだ、これからやはりちょっと今、僕は家を建てるのにはなかなかいい場所ではないかと、松田町は思っております。そういうことでは、その辺のところを、うまく調整していただければ、結構通りやすい道になると思います。ほかの市の話で恐れ入りますけれども、伊勢原市の中央信用金庫伊勢原支店から市役所付近につながる道路というのは、800メートルほどあるんですけども、着工から30年以上かかってます。それで、あと数十メートルで完成するようですけども、道路づくりというのはそのくらいの期間で考える必要があるのかなと思ってます。ぜひ長期の計画をもって、まちづくりを進めていただけたらありがたいなと思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第4号、吉田功君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。15時10分より再開いたします。

(14時56分)

- 議 長 休憩を解いて再開します。 (15時10分)
- 受付番号第5号、北村和士君の一般質問を許します。登壇願います。
- 1 番 北 村 議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。受付番号第5号、質問議員、第1番北村和士。件名、これまでの一般質問での回答を踏まえての来年度の予算及び事業計画について。
- 要旨。これまでの一般質問の中で、下記の項目について前向きな答弁を頂きました。それを踏まえて、来年度予算にどう反映されたのか、そして事業計画や具体的な取り組みはどうお考えなのかを伺います。
- 1、松田町の情報発信の強化について。
 - 2、人材バンクの運用について。
 - 3、松田小学校の早朝開門について。
- よろしく願います。
- 町 長 それでは、北村議員の御質問に順次お答えをいたします。1つ目と3つ目が私のほうから先に回答させていただきますので、御了承ください。
- 1つ目の情報発信の強化につきましては、職員一人一人が町の広報マンとなるよう、庁内横断的な組織として、情報発信推進委員会を平成元年12月に設置しております。若手職員が中心となり組織するこの委員会におきましては、情報発信の強化に向けた議論を深めるとともに、県主催のSNSの活用や地域プロモーションを学ぶ研修、県西2市8町広報担当者による研修や意見交換に参加し、町民をはじめ町外の方にも町の魅力はもとより、様々な課題に対応した対策について連携していけるよう取り組んでおります。
- その取り組みの一つとして、令和3年から始めた町のLINEにつきましては、令和6年当初では約2,400人の登録でしたが、令和7年2月現在で3,280人の登録者があり、年々、毎年増加傾向であります。まだまだ周知部素方となっておりますので、今後も町の災害情報や通報システム、イベント情報、広報紙など、町内をはじめ町外の方々にも様々な情報をいち早く伝えるよう、イベント情報からのクーポン券の付与などを含め、家族や友人、各種団体、民間企業等への登録周知を様々なツールを通じて情報発信の強化に取り組んでまいり

ます。

次に、3点目の御質問を先にお答えをさせていただきます。小学校の早朝開門いわゆる朝の子供の居場所づくりにつきましては、小学校の始業前に、子供たちが心豊かに健やかに過ごすことができる環境を創出し、安全・安心な朝の子供の居場所を提供し、保護者が子育てと仕事等の両立できる環境について、社会全体で支援していくことを目的としております。

実証実験の主な内容といたしましては、松田小学校での実施とし、対象学童は、児童は小学1年生から6年生の保護者が就労等による諸事情により、利用を希望する家庭の児童となります。利用時間といたしましては、7時15分から7時55分まで、児童は小学校の地域玄関から入室し、昇降口が開くまで音楽室等において自学自習や読書など、自由に過ごしていただく予定としております。

町では、現在まで実証事業を実施するため、事業内容の整理、学校との調整、見守りを行っていただく人、人材の確保など、利用できる体制を整え、2月21日と26日に利用希望を募りました。2月28日現在は利用申込みはございませんでしたが、4月から利用したいとの問い合わせが2件ありました。3月末までが実証事業の期間となりますので、申込みがあり次第、対応してまいりたいと考えております。

なお、本事業については、令和7年度新規事業として予算化をしており、松田小学校と寄小学校において実施することを予定しております。本事業を新たに展開することにより、本町の子ども・子育て施策をより一層充実し、小1の壁を解消していくため、朝の子供の居場所づくり事業を実施してまいります。私からは以上でございます。

教 育 長 それでは、2点目の人材バンクの御質問につきまして、私からお答えさせていただきますというふうに思います。

人材バンクにつきましては、令和6年9月の議会定例会におきまして、北村議員より御質問がございました。コミュニティ・スクール、放課後子ども教室、学童保育での活用の可能性や、情報発信の強化の取組などをお話をさせて

いただきました。御回答頂いてから約半年が経過しましたが、その間、文化・芸術に関する2件の人材バンクへの登録がありましたが、利用したいという申出は、2月末現在において残念ながらございませんでした。

制度開始から利用実績がない状態が続いていることから、教育委員会としても、人材バンクの運用の在り方や、あるいは周知方法を見直す必要があるなというふうに考えております。そのための具体的な取組についてですが、まず、4月から導入するコミュニティ・スクールで活用していこうと考えています。コミュニティ・スクールの導入に当たって、学校と地域をつなぐスクールコーディネーターの働きが重要になってくると思っています。スクールコーディネーターと学校がじっくりと話し合いを進めて、学校がどのような外部人材を必要としているのかを把握することから始めていこうと考えています。その際、スクールコーディネーターが、学校のニーズに合った人材を探す際に、活用するツールの一つに人材バンクがあると考えています。学校のニーズに合った方が人材バンクに登録していただければ、その方と学校をつなぐことができ、そのような事例が徐々に増えていって、初めて人材バンクの意義が生まれて、活性化が図られると考えています。

学校教育の現場以外では、例えば放課後子ども教室での人材バンク制度の活用についても、ニーズがどこにあるのかを調査をしていく上で、そのニーズに合った技術や能力を持った方を募集して活性化を図っていきたいと考えています。

最後に、新年度予算にどのような反映をしたのかという御質問ですが、人材バンクの仕組みを運用することに関しては、特に経費を必要としていません。していませんので予算計上はしておりません。しかし、令和7年度より、担当所管となる生涯学習係を生涯学習推進課生涯学習係として、町部局と連携をして、人員を増やすなど体制強化を図り、人材バンクの運用を図ってまいります。

1 番 北 村 ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。ちょっと、1、2、3で分けさせていただいてきましたので、1、2、3のとおりやらせ

ていただきますので、御承知おきのほど、よろしくお願いいたします。

まず、1点目ですね、松田町の情報発信の強化について伺います。昨年9月の定例会ではですね、情報発信推進委員会にて議論を深め、プロの方などを招待しながら強化するの答弁を頂きました。これは、あれですかね、来年度、プロを招く具体的な計画はあるのでしょうか。お願いいたします。

参事兼政策推進課長 御質問にお答えをさせていただきます。まず、プロというちょっと観点がちょっと私も分からないですけども、どういう方をプロというかというのがあるんですが、直近ではですね、広報担当者がですね、2月の3日に綾瀬市役所ではですね、読まれる広報紙ということで、どうやって皆さんに読まれるかという研修会には参加しております。現在ですね、このシテイプロモーションの広報ディレクターとしている方をですね、お招きをして、そういう方を中心にですね、その方をプロと言うか、ちょっと分からないですけども、町としては進めている状況にもあります。また、来年度の予算ということではないんですけども、専門的な方、元自治体の職員の方などを講師に招いてですね、自治体のSNSの活用や効果的な地域プロモーション等を学ぶ、いわゆるこれ県の主催の研修会に積極的に参加することや、県内2市8町、小田原市を含む広報担当部会というのがありまして、そこにもですね、積極的に研修会、意見交換会を行ってますので、そういう観点で、やっぱり読まれる広報やSNSの活用というところで、取り組んでいくことになっております。以上です。

1 番 北 村 そういったところで知識を高めつつ、知識と経験を高めつつ、改善していくというのは、強化していくということだと思います。ありがとうございます。それではですね、昨年9月、質問した以降ですね、情報発信推進委員会は、何回開催されて、ちょっとどのような議論が行われたのか、具体的に伺えればと思います。お願いします。

参事兼政策推進課長 昨年の9月ということで、令和5年の9月以降の情報発信の委員会の開催数というところだと思います。本年度はですね、3回実施…。

議 長 6年。

参事兼政策推進課長 ごめんなさい。令和6年の9月からにつきましては、本年度が2回開催して

おりますので、あと1回、3月に末にですね、開催をし、本年度については3回ということで、今進めている状況でございます。特に、その中の意見等につきましてはですね、まず、ホームページに古い情報が残っていないかの確認作業を皆さんでやろうということが、議論というか、協議をした内容でもございます。またですね、SNSの活用していくためのLINEの発信は、比較的簡単であって、どういうふうに、ほかのインスタ等をですね、進めていくかという議論もなされたところでございます。それとですね、ほかの自治体とで比較して、松田町の状況の確認をしながらですね、他の市町村の事例を見ながら、松田町に合ったものやっつけようというところでも協議が進められているところでございます。以上です。

1 番 北 村 かしこまりました。議論の中でですね、今後の情報発信の効果ををはかるようなKPI、SNSだと特に計りやすいんですけど、アクセス数やSNSのフォロワー数、問い合わせ件数などがKPIとしてですね、設定して、効果検証の方法とかっていうところは考えられましたでしょうか。お願いいたします。

参事兼政策推進課長 まず、KPIにつきましてはですね、総合計画等総合戦略という計画がございます。そこでですね、ホームページのアクセス数とですね、あとは町の公式SNSのみの登録者数という、データを分析するデータのKPIがございます。その辺につきましてはですね、担当課のほうで確認をしたところ、定期的に、その数を確認して、今後どうするかというような取組の協議はしているところでございます。検証としてはですね、ホームページのアクセス数、これはグーグルのアナリティクスでの確認の数を報告したり、各種SNSのフォロワー数の増減も確認をしております。また、問い合わせの件数につきましてもですね、現状チェックなどをしていこうということで、ここはチェックできてないので、ここはしっかりとチェックしていこうということで、議論のほうが進んでいるというところでございます。以上です。

1 番 北 村 かしこまりました。最近のSNSにはですね、分析ツールが備わっていて、例えば、公式LINEではですね、登録者、友だち数ですね、が日ごと、月ごとに、どれぐらい増減したかをグラフで確認できる、友だち数の推移だった

り、配信したメッセージが何人に届いたかを確認できるリーチ数、何%の人がメッセージを開封したかが分かる開封率、配信後にブロックされた人数も確認できるブロック率、メッセージ内にURLを入れると、何人がクリックしたか分かるリンククリック率など、細かくデータを確認できます。こうしたデータを活用してですね、例えばです、週次、月次でデータを共有する。そして増減要因を分析する。目標達成状況を見える化する。月1回程度の委員会で報告、改善といったですね、仕組みをつくれば、効果的に改善ができると思います。すけれども、年3回というところが限度なんではないでしょうか。よろしくお願いいたします。

参事兼政策推進課長 先ほど、会議自体は年3回でございます。定期的にですね、その情報について、データの分析につきましては、登録数の増減、発信数、発信内容を毎月集計して、これは町のほうの中で共有して、会議をしなくてもですね、こういう状況にあるということはやっております。あと、情報発信の予定につきましては、広報広聴の中でですね、主管課とですね、情報を共有して、そこもどういうものを発信していいかと表を作ってですね、LINE、インスタ等をですね、発信していこうというところのデータを作って、それが最終的に載ったかどうかというところまで検証し、それが何が課題だったのかというところまでは協議をしていくということになっております。あと、今後ですね、先ほどのセグメントの配信を導入してですね、登録者に欲しい情報をですね、設定してもらって、最終的にブロックの数もですね、数的にあるので、そこをどう食い止めとくかというところが、非常に課題になっておりますので、そこも協議の内容の一つとして挙がっておりますので、検討していくということになっております。以上です。

1 番 北 村 よろしくお願いたします。さてですね、令和7年度予算は特に、子育て世代にとってですね、魅力的な予算案となっており、移住促進やですね、定住促進にもつながると期待しています。ただ、どんなに魅力的な内容でもですね、伝わらなければ効果は半減してしまいます。予算成立後になりますけれども、町内外への情報発信は、どのように計画されているのでしょうか。よろしくお願

いします。

参事兼政策推進課長

そうですね、マンパワーというのも非常にあるんですけども、予算成立後の対応というところだと思います。既存にですね、町内のほうに発信するものにつきましては、広報紙をはじめ、先ほどのLINEやホームページなどでも積極的に周知をしてまいります。さらにですね、町としては、政策的なものの事業や、新たな7年度予算につきましてもですね、地域座談会または懇談会あるいは子供カフェなどを通じてですね、積極的に発信をしていくこととしておりますので、その辺はですね、再度確認をしながらですね、必要な内容、どの辺のものがですね、最終的に、地域懇談会でもですね、そこまでの情報をどう伝えていくかという伝え方の方法もありますので、その辺は協議をしてですね、よりよい形で町民の皆様に発信していきたいというふうには考えております。

また、町外への発信におきましては、SNSやエクスプレスっていうのがあって、新聞記者のほうにざっと流すんですけども、そこも表を作ってですね、その事業について発信したかどうかというのを検証しております。それと同時にですね、これは定住のほうでやっている町のプロモーションというところがございます。主に、移住フェスタでの出展や移住セミナーに参加してですね、これは東京の有楽町にて、県の主催で行っているものなんですけども、そこに積極的に発信をして、令和7年度松田町の子育て世代の事業等をですね、口頭で、対面でですね、発信していくということや、小田急のファミリーファンフェスタなどにも参加している状況でございます。また紙ベースにつきましてはですね、移住ガイドブックを作成しておりますので、そういうものをですね、外にどんどん発信していきたいというふうには考えております。そのほかですね、これは町の貴重な財源となる、ふるさと納税や企業版ふるさと納税についての周知を行うことによってですね、そのときの内容に町の施策、もちろん7年度事業内容を伝えながらですね、多くの方に発信していくということがございますので、そうした観点で、この情報発信委員会という中のだけに限らず、全職員がですね、一人一人が広報媒体となる自治体を、に向けてですね、積極的に7年度以降も取り組んでいきたいというふうには考えております。以上で

す。

- 1 番 北 村 ありがとうございます。それだけ、町内、町外もう既に計画を立てて、進められるということでしたら、安心いたしました。やっぱり伝わらなければ、どんなにいいもの作っても意味がございませんので、しっかりと伝えていただければと思います。所信表明、最初のほうにありましたけれども、2040年度1万人っていうところ、やっぱりもうぎりぎりのところまで来てるのかなっていうようなところが、やっぱり感覚としてはございます。そういった意味では、やっぱり、せっかくいいものつくったので、しっかりと伝えていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、人材バンク、2点目ですね、人材バンクの運用について伺います。昨年の9月の定例会では、ホームページやSNSに紹介動画を掲載して周知を図るとの答弁でしたが、今回は運用の見直しが必要との答弁に変わりました。当時の方針を実行した上での見直しなのか、経緯を伺います。

- 教 育 課 長 当時の方針というのが、ホームページやSNSに紹介動画を掲載して周知を図るというような例を挙げさせていただいております。まず、今回の答弁ですね、内容として、運用の見直しということで、人材バンクの制度の理念であるとか、方向転換をするものではないというふうに我々としては認識しております。そういったことで理解をしてほしいなというふうに思っております。現在は、教育長答弁にもございましたけれども、登録はあるけれども、活用がないという、そのニーズが合致していないという状態でございますので、今回、利用したいというニーズが把握しやすいであろうコミュニティ・スクールに焦点を当てて、ニーズを適合させていこうというもので、そういう取組を始めていくというものでございます。9月に御説明した、そのSNSとかでの紹介動画の情報発信については、ちょっとまだ不十分なところがございますので、そういったところも改善していったら、経緯としては、成果を上げるための取組がまだ不十分なので、改善を図ることにしたいということでございます。

- 1 番 北 村 運用の方法は…じゃあ、すみません。ごめんなさい、ちょっと分かりにくかったので申し訳ない。具体的に、周知の強化っていうのはホームページやSNS

Sで紹介動画を掲載するっていうことはしなかったけれども、周知の強化っていうのは行ったんですかね。行ったっていうことでしたら、具体的にどのようなことを行われたか、ちょっとお聞かせください。

教 育 課 長 周知を図ることにつきましては、生涯学習センターであるとか、庁舎に案内のチラシの掲示ですとか配架をしているほか、9月の御答弁の後に、令和6年の11月の広報の中に掲載をさせていただきまして、周知と募集をしているというところでございます。繰り返しになりますけど、9月議会で例を挙げましたその動画による登録団体の紹介につきましては、他自治体におきまして、同様な取組をしているところがございますので、ちょっと手法を含めて、今後対応をしていくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1 番 北 村 ということは、動画については今後やる可能性はあるということで、よろしいですかね。ちょっと、9月の定例会のときの回答をね、町民の方にももちろん共有しておりますので、多分、人材バンク登録者の中にはですね、動画公開っていうのを楽しみにしている方もいるかもしれないと、僕は思うんですよ。そういったところ何の説明もなくですね、いや運用を見直すよっていうと、あれって、やっぱり思うと思うんですよ。そういったところではですね、細やかな対応が、町民との信頼関係強化につながると考えますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

次に、コミュニティ・スクール導入の中で、人材バンクを活用するためにはスクールコーディネーターの働きが重要とのことでした。スクールコーディネーターが学校のニーズに合った人材を探すとのことですが、今後のスケジュール感、どんなような形でお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

教 育 課 長 4月からコミュニティ・スクールのほうを導入させていただく予定でございます。コーディネーターの方というのは、学校の先生方と信頼関係をつくりつつ、学校のニーズ、どういったところに学校のニーズがあるのかというようなものを、時間をかけて探り当てていくというか、情報を得ていくことになるというふうに考えております。教育長答弁にもございましたが、人材バンクは、そのコーディネーターの方が、学校のニーズを、何ていうんですかね、充足さ

せるための人材捜しのツールの一つであると。目的はあくまで地域人材の活用だというふうに我々としては考えておりますので、アセスメントをですね、これからスクールコーディネーターの方が行っていまして、そのアセスメントで、どういうニーズがあるかと。スクールコーディネーターの方が、自らの人脈を活用して探しきれない場合には、当然そのツールの一つの人材バンクがありますので、そこで、こういったニーズがある、こういうニーズがあるので、提供してくれる方いらっしゃいませんかというような募集の仕方をして、そこに応募があれば、当然その方にお願いをして、学校のニーズを満たしていくという、そのような手順とスケジュール感になります。

- 1 番 北 村 コミュニティ・スクール、来年4月からということで、初めてのところで、ちょっとスケジュール感出すのって、すごく難しいだろうなとは、僕も思ってるんですけど、そういう手順で、スクールコーディネーターの方が地域人材を、学校のニーズに合って連携していくという形で、人材バンクに限らず、地域人材の方を学校との連携できるような形には、来年から始まるけれども、ある程度、その下地、またその進捗がどうなってるかについて、都度都度また確認をさせていただこうと思いますけど、人材バンクっていう制度じゃなくても、地域人材を活用できるっていう流れがしっかり出てきていただければ、いいかなとは思いますが。ただ、人材バンク登録してねって、登録されてる方も、もちろんいらっしゃいますので、そういう何ていうんですかね、住民の自主的なやる気っていうんですかね、そういったところを、ちょっとそがいたくないなっていうようなところもございますので、十分御留意の上、その都度都度、会議の中でですね、人材バンクのこういう人がいますよとかあったり、お時間あるときは、その人材バンクの方々とスクールコーディネーターの方々がね、何かつながれるような、話ができるようなタイミングを持っていたりとかっていうようなことで、フォローしていただければと思います。ありがとうございます。

その次にですね、昨年9月、また昨年9月の話ですけども、子育て健康課長のほうからは、学童保育と人材バンクの連携については、教育委員会と連携

して検討をするとの答弁を頂きました。そちらについては、その後いかがなっておりますでしょうか。よろしくお願いします。

教 育 長 すみません、北村議員、申し訳ございません。先ほど、うちの課長の答弁の補足でお話しさせていただければなと思ってるんですけども。人材バンクの活用の部分で、一番理想的なのは、例えばうちの自治会でこんな講演をやりたいと。そのためには、じゃあどんな人が、誰かいい人いないかなといったときに、あ、そうだ、町に人材バンクがあるわと。じゃあ、町に行って、その人材バンクを見せてもらおうと。その中から、この人いいねといって、その人に連絡を取って、その人に実際に自治会に来ていただいて、講演をやったりとか、あるいはいろんな活動してもらったりとか、それが本来的な人材バンクの活用が一番理想的な方法かなというふうに思っておりますけども、今現在ですね、正直なお話しさせていただきますと、やっぱりその周知不足と、北村議員おっしゃられてましたけども、周知不足というのがまずあるなというふうに感じています。それと、もう1点がですね、じゃあその人材バンクを仮に知っていたとしても、どうやって活用していいのかなということが、まだ分かってない方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っています。その辺をですね、もう一度丁寧に、いろいろな部分を通じてですね、周知していくのがまず、最初かなというふうに感じていますし、もう一つは、やっぱり町民のニーズをもう少し把握していかなきゃいけないなというふうに思ってます。

それとですね、コミュニティ・スクールのことについて、北村議員のほうからお話が合ったかなというふうに思うんですけども、確かに人材バンクっていうのは、あくまでもツールだと思うんですね。大きな目標は、地域人材活用だと思っています。地域人材を活用するための一つ的手段として人材バンクがあるというふうに思います。今現在、じゃあ松田町どうかなというふうに考えていったときにですね、例えば放課後子ども教室があります。放課後子ども教室で、例えば数学、英語を教えてくれている方がいらっしゃいます。それも外部人材です。それから、松田小学校に行きますと、図書館でボランティアをやっている、図書室をコーディネートするボランティアをやっている方がいらっ

しゃいます。それも外部人材の活用です。そういった部分では、人材バンクは活用されてない部分はあるかもしれませんが、松田町、それなりに少しずつ、令和2年のコロナからですね、どうしても地域の方が学校に入らないと、交流しないという方向で進んできましたので、ここでもう一度ですね、その辺を、見直しをして、より一層、コミュニティ・スクール始まりますので、地域人材活用という部分で、しっかりやっていきたいなというふうに思っていますし、先日ですね、コミュニティ・スクール導入推進委員会の最終回がありました。そのときに、文科省のCSマイスターの竹原先生っていう方に、ずっと関わっていただいております。その方のアドバイスでですね、やっぱり一番やっちゃいけないことは、登録したにもかかわらず、その方が活用する、その方が働ける機会がないと。それは、やっぱりやる気をなくしますし、そういうことは、そういうことにならないように、じっくりやりましょうねというふうに言われました。なので、先ほど課長答弁にありましたけども、まずスクールコーディネーターが学校の教員とかと、じっくり話をして、どんなニーズが学校にはあるのか、あるいは町の中にどんな人材がいるのかということについて、やっぱり調査することからじっくり始めたいなというふうに考えています。

子育て健康課長 昨年9月の答弁で、学童保育を人材バンクの活用について、教育委員会と連携して活用していきますという答弁をさせていただきました。その後ですね、子育て健康課として、学童保育の現場の支援員さんにですね、どういった方が必要でしたかとか、そこら辺をちょっと相談させていただきまして、今時点ではですね、その登録されている方が、その学童保育で活用できるようなマッチングできる方が登録されていないということで、今現状としては活用に至っていない状況となっております。以上です。

1 番 北 村 現場の支援員さんと、そういうお話をされたということですが、具体的にどのような人が学童保育のほうでお探しなんでしょうか。お願いいたします。

子育て健康課長 お聞きした中ではですね、例えば低学年の子が多いんですけども、そうい

う低学年の子に対して、体を動かしたり、それとかですね、昔遊びとかできる方とかですね、そういうことを、遊びを教えていただける方が必要ですという話はお聞きしております。

1 番 北 村 ちょっと、ニーズというところで、支援員さんのニーズなのか、子供のニーズかっていうのは、すごい難しいとこだなとは思いますが、まあ入り口としての支援員さんのニーズっていうことでは理解しました。その対象が分かっているところで、こういう人が募集っていう話を教育課との調整はされてるんでしょうか。よろしくお願いします。

子育て健康課長 そのニーズ調査を踏まえまして、そのことにつきましては、教育の担当のほうとですね、連絡を取り合って、こういった方が必要ですとか、そういう要望を、こちらのほうからもさせていただいております。

1 番 北 村 そうなってくると戻ってきます。そういう、じゃあ要望を受けて、教育課としては、今後どのように募集をしていくおつもりでしょうか。お願いします。

教 育 課 長 すみません、支援員の、学童保育の運用の中で、支援員さん、子供のニーズ…ニーズ、ちょっとすみません、

1 番 北 村 松田町がね、本当によりよくなればっていうようなところだけです。なので、進んでる進んでないとかっていう話は、僕にとっては、どうでもいいっていう言い方はあれですけど、これから進んでいただければ、それで結構ですので、この場で取り繕っていただくぐらいだったら、これから一緒に頑張りましょう。御存じのとおり、学童保育の利用者の大半はですね、低学年の児童です。2月にちょっと視察に伺ったときも、1、2年生が30人程度、3、4年生が15人程度、5、6年生が数人という状況でした。こうした子供たちにですね、より多くの機会を提供するためにも、人材バンクとの連携を、早急に進める必要があると思っています。子育て健康課長、もう少しスピード感を持ってですね、臨んでいただけるとありがたいんですけども、お願いできますでしょうか。

子育て健康課長 スピード感を持って進めていきたいと考えております。実際ですね、その学童保育の支援員の方のお話を聞きますとですね、そういった登録してあって

も、やっぱり細かい部分で活用できないというところがありまして、細かい話になってしまうんですけども、その支援員自体にですね、御負担がかかっていけないというところもありまして、そういったところは、町のほうとしても、どうしても現場で働いてる方がですね、第一ですので、そういう方ですね、御意見は尊重してあげないといけないところもあります。確かに、活用できる方はいらっしゃれば、スピード感を持って積極的に活用していきたいとは考えておりますので、よろしくお願いします。

1 番 北 村 なかなか、多分これからもそうだと思うんですよ。ニーズに合った方が見つかって、なかなかすんなり、がっちりね、空いてる穴にしっかりとハマるピースって、僕、ないと思うんですよ。でも、どうにかして、子供たちのために前向きになるって思うんだったら、それをどうやって変えてはめるかっていう、多分もう考え方になるだろうなと思っていて、いつまでたっても、穴にしっかりとハマるピースばかり探してたら、僕はちょっと、ハマることはないんじゃないかなって。どこかでやっぱり一踏ん張りをしなければならんじゃないかななんて思いますので、その姿勢というかですね、気持ちを忘れずに進んでいていただければと思います。

最後、3点目になります。松田小学校の早朝開門について伺います。まずはですね、早急な受入れ体制の確立、本当にありがとうございます。今年度の希望者がゼロというのは、とても残念なんですけれども、今年度の保護者は既に生活スタイルを整えている可能性が高く、本番は来年度からと考えています。現在、確立していただいた人員配置は、どのようにお考えでしょうか。何人で見守りしてというような配置ですね。お願いします。

子育て健康課長 早朝開門の件なんですけれども、今予定しているですね、人員配置なんです。松田小学校で実施する場合は2名配置、寄小学校の場合は1名の配置を考えております。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。ちょっと、寄1名が、ちょっと心配は心配かな。突然来れなくなっちゃった場合とあって、そういったところがちょっと心配かなと思いますけれども、まあ、急にですね、体制を確立していただいたという上

では承知いたしました。1月の広報で、見守りボランティアの募集をされていましたがけれども、応募状況、申込み状況というのはどんな感じだったんでしょうか。2名と1名だよってというようなところですけど、毎日同じ人っていうわけにはいかないと思うので、その母体というんですかね、がどのぐらいの数字だったのかなっていうのを、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

子育て健康課長 1月の広報で見守りボランティアの募集をしたところですね、応募された方は4名の方が応募をされておりました。以上です。

1 番 北 村 なるほど、じゃあ母体は4名の方の中で回していくみたいなイメージですか。お願いします。

子育て健康課長 1月のもですね、広報で、見守りボランティアということで、実証事業ということで募集をかけておりますので、実証事業として実施する際の応募状況としては4名ということでございます。

1 番 北 村 ということは、見守りをされる人数については、それプラスいろんなところを使ったり、で、もう少し数はいると捉えてよろしいでしょうか。お願いします。

子育て健康課長 そうですね、こちらのほうから声をかけたということでは、ほとんどないんですけども、そうですね、こちらのほうから、そうです、やりたいということで、ボランティアやりたいということで募集がありました、応募がありました。

1 番 北 村 見守る人員についても、もう少しいるということで、ちょっと少し安心いたしました。来年度の申込みも2名いらっしゃるということなんですけど、これ松田小学校ですか、それとも寄小学校、また学年とか、言える範囲で結構ですので、情報頂ければと思います。お願いします。

子育て健康課長 来年度の申込みをしたいという方は2名、確かにいらっしゃるんですけど、それは松田小学校のほうなんですけど、その方は来年新1年生と来年2年生に上がる児童の方が、問い合わせがございました。

1 番 北 村 だんだん増えてくると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

まず行動というですね、姿勢に本当に感謝いたします。ありがとうございます。先日、小学生の保護者からですね、転職で出勤が早くなるため、本当に早朝開門ありがたいていう声を直接頂きました。これもですね、やっぱり皆様が迅速に動いてくださったおかげです。K P I 設定とかですね、伺いたいことはあるんですけども、まずはスタートしたことに感謝してですね、その点については、将来に期待することとしてですね、質問を控えることでエールに代えさせていただければと思います。

さて、町政全般に言えることなんですけれども、この、まずは行動という姿勢はですね、これからの時代で、もっと重要になるようなポイントだと思うんです。というのも、2022年からですね、日本はインフレに突入してます。今年1月に発表された日本の国内物価指数は4%の上昇となり、また、給与も増加傾向にあります。世界の中央銀行の多くは2%のインフレを目指していることも考慮すると、インフレの流れは続くと推測できます。ここまで、日本は失われた30年と呼ばれてデフレとなっていました。デフレからインフレに変わった、ここって大きな転換点です。インフレとデフレでは考え方が全く異なります。デフレではですね、様子を見る戦略が有効になることもあるため、慎重な検討で時間をかけることが有利な状況を生むこともございました。しかしインフレ時にはですね、時間がたてばたつほど、人件費や物価が上昇し、必要な物やサービスが品薄傾向になるため、先手を打つ、早めの行動が得策になる傾向にあります。流れが変わったことでですね、ここまでの30年での経験則が役に立たないことも多くあると思います。最も強い者が生き残るのではなくて、最も変化に適応した者が生き残ると、進化論を表したダーウィンも言ってますけれども、町も同じです。時代の流れが違うのですから、前例踏襲ではやっぱり生き残れないんですよ。まずは挑戦してみよう、その姿勢が必要です。そしてですね、私も議員として、その挑戦に対し、皆様を信頼してですね、ある程度、おおらかに許容することで、最大限に協力することを約束しますので、ぜひ積極的な挑戦をですね、よろしくお願いいたします。最後にですね、町長から一言御意見あれば、よろしくお願いいたします。

町 長 多分、挑戦についての話かなと思いますけども、今年はへび年ですしね、やっぱりいろんな面で挑戦しなきゃいけないこともあると思います。先ほど、うちの子育て健康課長のほうから、何かスピード感という、そのスピード感のないようなスピードで回答しましたけども、それも多分、彼の変化がこれから見られるのかなと思います。我々職員もですね、今までやってたことが当たり前だということは、毎年毎年の予算編成の中で話をしてきておりますし、今年に関しては、特に課長を中心として予算編成をさせて、私との折衝をしてきましたので、そういった面では、今後の、これから特別委員会があつたりとかする中では、一つ変化があるようなことだと思います。そういうふうに、常に議員の皆様方から御指導、御鞭撻頂きながら職員が頑張っていけば、当然この松田町はよくなるというふうに思ってますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

1 番 北 村 前向きな御意見ありがとうございます。これにて一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第5号、北村和士君の一般質問を終わります。

受付番号第6号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第6号、質問議員、第10番 南雲まさ子。件名、災害対応強化のための施策を問う。

近年、自然災害は頻発化・激甚化していて、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生し、今後は南海トラフ等の大規模災害も予想されています。松田町でも昨年8月には、震度5弱の地震や大雨による道路の陥没等被害が発生し、災害対応を強化していく必要があると考えます。そこで次のことを伺います。

1、浸水被害に備えるため土のうステーションを設置するお考えは。

2、大規模災害が発生した場合、職員の手が限られるため、町民自ら避難所を開設できるようにファーストミッションボックス、避難所開設キットを設置するお考えは。

3、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準の導入等、避難所の環境改善についてのお考えは。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目についてお答えをいたします。土のうステーションとは、住民が自由に使える土のう置き場のことで、一般的には自治体や自主防災会が集会施設などに設けております。土のうは、大雨などの浸水防止のために、住民自らが土のうステーションから自宅などに運んで設置するなど、活用されております。平時には、住民や自主防災会が置き場の掃除や清掃や使用した土のうの補充など、維持管理を実施されております。現在、松田町では、公共施設に関連する浸水箇所や過去に浸水した危険のある箇所に対応するため、土のう置き場として、松田地区に1か所、寄地区に1か所設けております。その土のうの活用は、自主防災会からの要請など、必要に応じて町の車両に土のうを積載して浸水箇所に移動、設置するなど、機動的に事前災害対策を行っております。

土のうステーション、いわゆる土のう置き場の新たな設置につきましては、現状の活用状況を再確認した上で、設置場所や自主防災会の管理負担、地区の特性などもあることから、各自主防災会の御意見や要望を確認しながら、必要に応じて個々に対応し、来年度は土のう置き場の問題のみならず、土のうの詰め方や積み方などを、消防団員や役場職員、自主防災会、希望する個人の方々などにも広く知っていただくよう、訓練の場を設けるなど、実効性のある災害対策の強化を行ってまいります。

続いて、2つ目にお答えさせていただきます。ファーストミッションボックスとは、避難所運営キットとも呼ばれ、誰でも避難所を開設、運営できるよう、初めにやるべきことを記載した避難所運営マニュアルと開設に最低限必要となる物品を入れた箱のことです。町では、指定避難所の3か所、松小、生涯学習センター、寄小を迅速に開設するため、筆記用具、ゴミ袋、各種掲示物などをはじめ、マスク、消毒液、非接触型体温計などの感染対策物品を各種施設の中の防災倉庫の1か所にまとめています。現在、町の指定避難所は、役場職員が主体となって開設するよう計画しておりますが、集会施設など

の小規模な避難所は自主防災会による開設、運営をお願いしているため、ファーストミッションボックスの設置については、有効な手段だと考えています。今後、各自主防災会の要望や設置についての必要性を確認し、個々に対応しまして、各自主防災会と町が共有することで、スムーズな避難所の開設、運営ができるよう、防災訓練などを通じて連携してまいります。

続きまして、3つ目の御質問にお答えいたします。スフィア基準とは、平成10年に国際赤十字組織が難民や戦争の被害者のために定めた、人道憲章と人道対応に関する国際的な基準のことです。内容は、給水、衛生、1日1人15リットル。食料、栄養、避難所、避難先の居住、1人当たり3.5平米。医療などの基準を定めております。

国は、避難所環境の向上のため、平成25年災害対策基本法を改正し、市町村長による指定避難所の指定制度、指定避難所における生活環境の整備を規定するとともに、平成26年に定めた避難所運営ガイドラインの中で、スフィア基準を紹介してあります。

町の避難所環境に関しては、松田町避難所運営マニュアルにおいて、発災直後から3日間は速やかに指定避難所を開設して、避難場所の確保を最優先し、備蓄食料や水、毛布など、避難所での生活に必要な最小限の環境を整え、3日から1週間はテントや電源、簡易トイレなどを逐次配置するとともに、1日の食事に1回は温食を提供するようになり、1週間から1か月間は入浴、洗濯、冷暖房、事後の住宅の確保など、日常生活を目標として避難所の環境を向上させるよう計画しております。

町は、スフィア基準に準じる避難所環境を充実させるべく、8か所の公共施設を指定避難所とし、国へ登録しております。また、神奈川県孤立化対策備蓄資機材緊急整備事業に選定され、避難所用の各種資材を受領しました。令和7年度は、大型発電機設置による非常用発電の強化など、指定避難所の環境強化を図るほか、国の地域防災緊急整備型給付金により、食事、衛生、電気、設備など、避難所環境の改善に向けて、各種の充実を図る予定としております。今後ともスフィア基準を参考に、あらゆる災害に対応しても、健在で快適な生活

環境が確保できるような避難所を目指してまいります。以上でございます。

10番 南 雲 御答弁ありがとうございました。このたびの岩手県の山林火災により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と一日も早い鎮火をお祈り申し上げます。

1番目の土のうステーションの設置についてから再質問をさせていただきます。近年、ゲリラ豪雨と言われる短時間で局地的に降る大雨や大型台風などによる被害が全国的に増加傾向にあります。現在、町では土のうを松田地区に80袋と、寄地区には雨水期前に準備し、必要に応じて事前に浸水想定箇所に土のうを設置してとのことですが、今まで町民から土のうの御要望は何か所あったか伺います。

安全防災担当室長 質問にお答えします。場所のくくりによるんですけれども、令和6年度と寄地区で約100、松田地区で30の要望がありました。以上です。

10番 南 雲 寄地区で100ということで、かなり多くの御要望があったように感じます。来年度は自主防災会や希望する個人の方に土のうの詰め方、詰め方などの訓練の場を設けるというすばらしい取組をしていただけたとのことでした。寄地区には雨水期前に土のうを準備し、常時置場に置いてないとのことですが、いつでも土のうが提供できるように、地域に土のうステーションを設置し、町民自ら活用することで防災への意識向上につながると考えられます。また、いつでも取りに行ける土のうステーションがあることで、町民の安心感につながると思います。災害時に行政ができることには限りがあり、浸水被害が出そうなとき、土のうの要望を受けてもすぐに対応できないことが想定されます。設置場所や自主防災会の管理負担など課題もありますが、ぜひ訓練の場で理解を深めていただき、必要と感じる自主防災会等に設置できるように対応を進めていただくことを要望いたします。前向きな御答弁でしたので、次に移らせていただきます。

2番目にファーストミッションボックスの設置について伺います。大規模な災害が発生すると、避難所を開設するために多くの準備が必要となります。しかし、職員は多くの業務を行わなければなりません。そのため、最初に集まっ

た人たちが迅速かつ的確な初動対応を行えるように考えられたのがファーストミッションボックスです。このファーストミッションボックスは危機管理教育研究所と飯田市が合同で考案し、NHKでも取り上げられ、様々な自治体で取り組まれています。動画配信もされていて、私も視聴しましたが、避難所運営を進める上で大事な取組だと感じました。ファーストミッションボックスに入ってる行動指示書には、避難所の開設や運営など、経験がない人でも運営協議本部の設置や衛生管理、居住スペースの組み割りなど、落ち着いて進められるように順番が記載されています。また、手順書、円滑に進めるために必要な紙や筆記用具などの事務用品、中心者が一目で分かるゼッケン、眼鏡も入っています。現在指定避難所3か所、松小、生涯学習センター、寄小學校に迅速に開設できるキットがありますが、集会施設などの避難所は自主防災会により開設・運営するため、ファーストミッションボックスの設置は有効との御答弁でした。各自主防災会の要望や設置の必要性を確認し、スムーズな避難所の開設・運営ができるように連携していくとのことですが、さらにファーストミッションボックスを通して自主防災組織や地域住民とともにプレ訓練を行い、住民が参加することで避難所の開設・運営まで流れを体験していただくことが大事だと考えますが、御見解を伺います。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。そのとおりと考えています。特に、私もよく知ってるんですけども、最初小さな避難所だと、鍵の取扱いだとか、開けて電気をつけて、要はその体制を取るまでに非常に過去混乱をして、鍵の保管者がいなかったり、開けること自体に非常に混乱したんですよ。そのために、そのような決まりを、鍵の保管者は誰、もしその人がいなかったときここに置く、それで開ける。そういうところがファーストミッションボックスの特徴だと思うんで。そういった考え方は集会所とか、そういった会場開設に直結する問題ですので、自主防災会の現状を確認するとともに、訓練等で点検できれば、そのような開設訓練というのは有効だと考えます。以上です。

10番 南 雲 体験を通して住民の防災意識も高まると思いますので、また共助の意識も高まることにつながると思いますので、よろしくお願いいたします。

前向きな御答弁でしたので、多くの自主防災会に設置され、スムーズな避難所の開設・運営ができるように対応を要望いたします。

続きまして、3番目の避難所環境改善について移らせていただきます。昨年1月1日、お正月元旦の午後、皆さんがくつろいでいる時間に能登半島での大地震が発生し、多くの方が被災され、いまだに避難所生活を強いられています。災害による直接死をどこまでも最小にし、さらには発災後の関連死なども最小にしていくことを目指す避難所運営が非常に重要だと考えます。避難所での生活の過酷さは災害関連死の要因にもなります。国土強靱化基本計画には、新たに避難生活における災害関連死の最大限防止の文言が書き込まれました。東日本大震災の災害関連死は、津波被害を除くと65%の方が、そして熊本地震では犠牲者の8割が災害関連死でした。能登半島地震では本年2月12日現在56%で、直接死を上回っています。スフィア基準は基本理念として、被災者には尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利がある。また、苦悩を軽減するため、実行可能な手段が尽くされなくてはならないといった2つを掲げ、人道支援における考え方や最低限満たすべき基準を記載しています。

2011年の東日本大震災を踏まえ、国の避難所運営ガイドラインで参考にするべき国際基準としてスフィア基準が明記されました。政府は昨年12月に避難所の運営方針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れました。御答弁に8か所の公共施設を指定避難所として国へ登録していただけるということですが、8か所の避難場所を伺います。

安全防災担当室長 お答えします。生涯学習センター、松田町体育館、松田中学校、松田小学校、松田幼稚園、寄幼稚園、寄小学校、健康福祉センターの8か所です。

10番 南 雲 この8か所のうち松田小学校と生涯学習センターと寄小学校の3か所の指定避難所の開設は役場職員が行うということでしたが、ほかの5か所の避難所の開設はどのように行うのか伺います。

安全防災担当室長 お答えします。基本的には全て当初町の職員を派遣して開設します。指定避難所はですね。ただし、今言った8か所というのが、その災害によっては当然開く、開かないのが出てきますので、開くべき指定避難…指定避難所の中で開

設避難所というのを指定するように、示すようになっていきます。その示した避難所に関すれば、当初の開設においては全て町のほうで実施しようと考えてます。以上です。

10番 南 雲 開設される避難所には職員が対応するということで承知いたしました。県から避難所用の各資材を受領されたとのことですが、どのような資材をどのくらい受領されたのか伺います。

安全防災担当室長 お答えします。県から孤立化対策備蓄資機材緊急整備事業費というところで物品を買っていただいて、我々の町のほうに物品を頂きました。再来週入る予定なんですけれども、ポータブル電源とソーラーパネルが7、7ずつ、携帯用トイレがダンボールで200箱になって、これ2万回になります。折り畳みベッドが25台、あと避難所用テントが400張、以上の物品を頂きます。以上です。

10番 南 雲 非常にたくさんの携帯トイレや折り畳みベッドとかテントとか、非常に貴重なものを頂けたという…頂ける予定だということで、その中で、本町はテントの備蓄もかなりしてると認識していますけれども、テントの備蓄はどのくらいあるのか伺います。

安全防災担当室長 同じく400持っていると。合わせますと800になって、最大の避難者数が基本的に1,500を想定した場合、そのぐらい必要なのではないかとということで、今回400張という数を頂いたところです。以上です。

10番 南 雲 テントを、やはり場所をある程度、スフィア基準でやりますとある程度個数が限られるということで、パーテーションの役目も果たしますので、活用方法としてですね、登山家の野口健さんは2016年に起きた熊本地震の際、岡山県総社市などと協力して、車中泊する人たちを受け入れるテント村を熊本県益城町の総合運動公園内に設置いたしました。最大値で571人が入居し、視察に来た専門家からスフィア基準にマッチしていると言われ、約1か月半運営し、テント村から救急搬送される人はいなかったそうです。テントの活用方法の一つとして、このようなテント村で活用する避難場所の一つと考えられますが、いかがでしょうか。

安全防災担当室長 質問にお答えします。ただいま議員がおっしゃられたように、体育館とか限

られたスペースにだけテントを使用する必要はなくて、広域避難場所だとか校庭だとか、もちろん天候にはよるんですけども、同じような考え方で避難者の場所を確保していく。足を伸ばして寝れるスペースを確保するというのが災害関連死を防ぐところで大切なところだと考えています。以上です。

10番 南 雲 テントの活用もよろしくお願いいたします。

大規模災害時の避難所環境改善では、TKB、トイレ、キッチン、ベッドの早急の整備が大事だと言われています。一般社団法人避難所・避難生活の植田代表理事は、命を守るTKBの整備を訴えています。そこで、TKBについて伺います。最初にトイレについてですが、能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命に関わるトイレの問題が顕在化しました。トイレが不足することにより、特に高齢者は飲食を控え、体力が消耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど、二次災害が懸念されます。今回本町では新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用してトイレトレーラーが導入され、快適なトイレが提供されますが、トイレトレーラーはどうしても屋外に設置する必要があります。高齢者や障害のある方などは屋内のトイレが有効となります。既存のトイレの災害時のトイレ環境の改善は、災害関連死を防ぐために不可欠な取組であります。携帯用トイレを初期に使用すれば、通常使用しているトイレが安心な環境で携帯トイレを使用し続けることができます。逆に、携帯トイレの備蓄がないと、発災直後には水が使えず、便が漏れてすぐに通常のトイレが使用不能になるといったことが能登半島地震でも多く見られました。そうすると、携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければなりません。そこで、能登半島地震の教訓を踏まえ、今後の災害に備えて携帯トイレの備蓄を考えていく必要があると思いますが、現在の携帯トイレの備蓄状況を伺います。

安全防災担当室長 質問にお答えします。その携帯トイレというのが既存のトイレにかぶせてやるようなものであるならば、先ほど申しましたけど、松田町で今、800回分あります。そして、県から2万回分、合わせますと2万8,000回。ざっと見ても1,000人が1日6回やったとして、5日近く、今、備蓄できることになって、非常に環境は改善…よくなるのかなと思ってます。あと、併せまして、今回の

ところでトイレの、トイレカーですね。機動的に使えるトイレカーというのを来年度購入予定するということと、その携帯型ですね、トイレも購入するということで、環境は著しく来年度よくなるのではないかと考えてます。以上です。

10番 南 雲 何か今伺いまして、すばらしい備蓄環境だなというふうに認識いたしました。この通常のトイレが使用不要とならないように、発災直後に適切な携帯トイレの使用方法等を各避難所の運営マニュアル等に記載していく必要もあると思いますが、お考えを伺います。

安全防災担当室長 お答えします。そのとおりだと思います。ああいった機材というのは1回自分で使ってみないと分からないところがあって、防災訓練とか、自治会の協力してもらったところもあるんですけども、自分で1回携帯電話を…あ、訂正します。携帯トイレを使用してみるとか、そういったところで理解が深まる場所があって、携帯トイレって大体どれも同じなんですよ、使用の仕方が。そういう部分では、マニュアルに示すだけではなくて、実際自分でやってみるとか、そういったところを実践していきたいなと思います。以上です。

10番 南 雲 実際にやはり使用してみるということで、そのプレ訓練みたいにするのもすごい重要なことと考えます。

それで、キッチンについてですが、大規模災害時に被災者に素早く温かい食べ物を提供できるようにするために大事な取組となっています。避難所の食事はおにぎりや菓子、菓子パンなどの炭水化物に偏りがちで、ビタミンやたんぱくが減少すると誤嚥性肺炎のリスクが高まるなどします。多様な食事が提供できるようにすることが大事となります。本町では新しい地方経済・生活環境創生交付金を利用して…活用して、松田小学校に災害時のセントラルキッチンが導入されます。炊飯設備2台、洗米機1台等が設置されますが、災害時すぐに調理に取りかけられるように、誰でも調理器具を操作できるようにマニュアルを作成し、セントラルキッチンを所有するところに貼っておくことが必要だと思いますが、お考えを伺います。

安全防災担当室長 お答えします。町長の答弁にもありましたが、発災してから時間がたった

ときですね、携行食ではなくて、温食を1日1回配食すると。そのための強化の部分なんですけれども、やっぱり温食というものはすごくその人間の気力を上げるとともに、その栄養管理上、どうしても1週間携行食を食べ続けると便秘になったり、非常に健康な人でも不健全になったりするんですね。そういう中で指導されてる温食というところの強化の一環なんですけれども、今申したとおり、確かに災害時になるんですけれども、どちらかというと災害が落ち着いて平常の状態になって、車の運用だとか食事のほうが機能するという段階になったときに、そういったセントラルキッチンの方で配食、あるいは外からの弁当等を導入をして温かい飯を渡すと。今言ったとおり、誰でも使えるようにというのは、そのように当然、もちろん資格持ってないとできないところはあろうと思うんですけれども。そういう中で、そのような利便性を高めるように考えていきたいと思います。以上です。

10番 南 雲 資格等がいるということは新たに認識させていただきました。どうもありがとうございます。

次にベッドについて伺います。町の避難所運営マニュアルにはベッドではなくマット、2メートル×1メートルが用意されるようになっていますが、マットの備蓄数を伺います。

安全防災担当室長 マットの備蓄数は400です。あとはですね、その足りない部分は現在のところ、毛布あるいは寝袋、こういったものでカバーしようと考えてます。以上です。

10番 南 雲 マット400個ということですが、高齢化が進んで、ベッドを必要とされる方も多くなってくると思われます。床に雑魚寝することで低体温症になることは避けなければなりません。有効と…段ボールベッドが有効と言われていますが、備蓄するための場所があるとの課題もあります。段ボールベッドについてはどのようにお考えか伺います。

安全防災担当室長 お答えいたします。要配慮者の部分につきましては、なるべくベッドを準備をして、そういう意味では一般の避難者と少し差別化を考えてます。段ボールベッドもうち幾つかある…段ボールベッドもベッドも幾つかはあるんですけれども、そういった配分先というところで、要配慮者にいたしまして。あと、さ

つきマットは400と言いましたけれども、そういったところは通常の避難者というふうに今のところ考えてますが、段ボールベッドとかベッドの数も併せてですね、逐次増やせればなと思ってるところです。以上です。

10番 南 雲 段ボールベッドに関しては、箱根町や南足柄市では段ボール事業を手がける事業者と協定を締結し、災害時避難所生活となり、要請を受けた際、組立ての、組立て式の段ボールベッドを避難所に必要数を優先的に出荷する協定を結んでいます。また、内閣府では、民間企業4社と段ボールベッド組立て支援に関する協定を締結しています。被災地の避難所において段ボールベッド等の設営に関する体制が困難な場合、内閣府の要請を受けた各社によって設営業務の支援が可能になります。このような対応の調査研究をしていく…して対応していく必要を感じますが、いかがでしょうか。

安全防災担当室長 今おっしゃられたとおりだと考えてます。段ボールベッドが決して無駄だと言ってるわけではなくて、避難の当初の段階とか、長期にわたらない場合、当面对処をして、段ボールベッド等はその支援、あるいは長期的滞在が見込まれたときに納入しようと思ってたところもあるので、そういった協定とか購入…協定等を含めて、こちらのほうでも確認して、積極的に取り入れていきたいと思います。以上です。

10番 南 雲 御対応よろしく願いいたします。

能登半島地震を…あ、ごめんなさい。ごめんなさい。女性の視点での避難所の在り方が着目されています。本町では早くに生理用品や液体ミルク、使い捨て哺乳瓶等を備蓄品として用意していただきました。避難所において女性職員の役割として、生理用品や下着などの配布、プライバシーに配慮した部屋づくり、性犯罪やDV対策や防犯対策、避難者からの情報収集など、多岐にわたってあると思います。女性職員の避難所の配置と、女性職員の避難所対応の研修が行われているのか伺います。

安全防災担当室長 お答えします。我が町では基本的に町民福祉部というのを立ち上げることで、うちの税務課、町民課、子育て健康課、福祉課が主体となって、避難所を設営・運営していただいています。そのときに60%以上が女性職員というところで、

あえて女性職員を交ぜるという感覚での、むしろ主力でやってもらってるのが現状です。また、その女性に対する…あと、避難所のほうが長期期間がたつていくと運営委員会が立ち上がって、町のほうからそういった避難所に避難してる人、あるいはその地域の自治会の人とかで運営されてくようにシフトされていくんですけども、そのとき副会長以上に女性をつけるように避難所運営マニュアルで定めてますので、そういった補給品の配布のみならず、その避難所運営の中でも女性の意見が反映できるように、令和3年度の段階から計画で定めてるところです。以上です。

10番 南 雲 女性が60%ということで、すごく安心いたしました。

次に、キッズスペースの設置について伺います。政府の避難所運営ガイドラインでは、当初キッズスペースの設置は発災後、1週間後までに検討となっていました。昨年12月、ガイドラインが改正され、キッズスペース設置は初動段階、発災後、真っ先に検討すべき項目となりました。災害で心に傷を負った子供にとって、キッズスペースはただの遊び場ではなく、平常心を取り戻し、回復力を高めるためにとても大事なものと言われていると思います。限られた空間で場所の確保は簡単ではないと思いますが、子供を守ることは非常に大事なことで考えます。そこで、キッズスペースの設置についてのお考えを伺います。

福祉課長 それでは、御質問にお答えいたします。福祉避難所の運営を担当する福祉課からお答えをいたします。議員おっしゃるとおり、内閣府で策定しました避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインが6年12月に改正されまして、良好な避難所生活環境を提供する観点から、学習スペースとかキッズスペースの設置など、避難所のレイアウトの配慮が求められていることは承知しております。また、町の避難所運営のマニュアルの中で、要配慮者の定義として、高齢者、障害者、乳幼児などとしておりますけれども、一般的なキッズと呼ばれる方々の年齢というのはですね、6歳から8歳ということで、小学校で言えば低学年の方ということもありますので、要配慮者に含まれるものと思われですね、現在、避難所において要配慮者のスペースを重度要配慮者と軽度要配慮者に分けて確保しております。キッズスペースにつきましては、軽度の要配慮者のス

ペースとして考えておりますので、こちらで利用していただければと考えております。

10番 南 雲 考えていただいてるということで、承知いたしました。

学校には女性・男性の着替え場所や授乳室、下着を干す場所、キッズスペース等、多くの部屋も必要となりますが、被災したときも大事な学びの場所となる学校です。各学校とあらかじめ使用できる教室等を協議しておくことも大事だと思いますが、お考えを伺います。

安全防災担当室長 お答えします。当然被災してその避難所が開設されたときも避難者が優先するところになってくると思う…当然なんですから。学校のほうも応急教育というものもしていかなければならないというところで、その設置をまず図っていくということと、そのために、そういった教場を事前に決めておくという必要性はあると思います。例えば全場所全てを避難者が収めるという可能性は当然あるところで、その中でどうやって開校していくかという。能登半島でも体育館のところが避難者がいて、学校の応急教育が再開しているという状況が続いている学校が所々見られましたので、そういったものも参考にしつつ、その、何ていうんですか、混在した部分、そのところの状況を私のほうも確認をして、どういったのが一番スムーズにいくか、こちらのほうとそういった部分も含めて検討したいと思います。以上です。

10番 南 雲 やはり能登半島でもそういう事例があったということで、ぜひ協議をしていただきたいと思います。

次に、町民から、指定避難場所では町民全てが避難できないけど、どうすればいいと言われることがあります。地区の避難場所の利用や他の避難方法等の理解が進んでないと思われます。地震や土砂災害など、大規模な災害が発生した場合、また今回の岩手県の山林火災など、多くの住人が避難所生活を余儀なくされ、報道等でそういった場面を目にすることが多くなりました。こういった状況を見て、避難所の運営を実際に経験していく必要性を感じている方も多いと思われます。各地区の地域集会施設等で防災備品や非常食等の説明や、実際に、先ほど御答弁にもありましたけど、トイレの設置方法や避難所の運営

方法などを体験する訓練の実施をすることで、自分たちの地域は自分たちで守るといった意識が醸成されると思います。このような訓練の取組に対しての御見解を伺います。

安全防災担当室長 お答えいたします。最初にあった、全員避難できないのではないかというのは、単純に考えて多分一番そこが不安になるところだろうと思います。現実的に全国の自治体で、その自治体の人数分、避難所を確保してるなんていう自治体は多分皆無。東京とかだともう全く避難できない、数%ぐらいしか避難できない。その中で、松田町は公共施設を使って、大体1,500から2,000は多分避難できるのではないかなと。参考までに、阪神・淡路大震災の神戸市で15%、最大の避難者数が。あれ、震度7の規模で大体15%。そうすると、それを参考にしているところはあるんですけど、一応それを最大数と見込んでいます。しかしながら、現在の富士山溶岩とか、ものに…火災もそうですけれども、当然半数とかそれ以上のが考えられる。その中で、やはり公共施設を全部使い切るのもそうですけれども、併せまして広域避難。他のところにですね、避難する。そういうのを組み合わせて、全員が安全なところを確保するというのが前提になって、当然避難所に来たのにもう入れませんというスタイルは絶対取らないようにだけ考えてるところ。それで、防災訓練時とかも、ですから、自宅避難というよりも、まず避難所に集まってもらうというのを原点にしてもらって、うちのところでは、工夫の仕方で3分の1から4分の1できるんじゃないかな、あそこの開放の仕方ですね。さき、さっきテントの設置言いましたけれども、校庭とか広域避難場所、そこを有効に活用すれば半数以上の町民も可能ではないかなというところで、併せてそういったところも検討していきたいと考えてます。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。詳しく御教示いただきました。災害時では公助には限界があって、自助・共助が非常に大事になります。避難訓練時だけでなく、日頃から自主防災会等で防災のプレ訓練を行って、これを繰り返すことで自助・共助の意識やコミュニティーの形成ができ、防災意識が高まっていくと思います。

そこで、最後に町長に、この自助・公助・共助、非常に大事ですけど、難しい課題となっていますが、このことについての御見解を伺いたと思います。

町長 非常に大切なことだというふうに思っていますが、「が」というのはですね、大切なんですけど、それがなかなかその…自助はやっぱ意識を上げてもらえればいいかも分かりませんが、共助といった部分で、その意識があってもなかなか、ほかと一緒に助けられないとかというような。要は高齢者が増えているとかというふうなこととか、あとはやっぱり子ども会がなくなって、要は地域とのやっぱり交流が少なくなってるだとかいうような状況があるのは、もう非常に危機感を持ってるところでもあります。災害が起きたときにばかり絆というふうな言葉でやってますが、ね、なかなか自治会に入っていない人は、じゃあ、なかなかその災害時のそのときに行きにくいだとか、何かそういうふうに意識をされてるんじゃないだろうかという心配をしてる話を今しました。ですので、やっぱりそういうことがないよというようなことの中から、自主防災会というものにはやっぱり皆さん加入していただいて、災害が起きたときにというよりも、起きる前から本当はそのコミュニケーション取れるような環境をつくっていただきたいというものもありますけど、なかなかね、そういったところは難しいところがあるというふうに伺ってますけども、それを何とか改善していけるようにですね、町としても自主防災会の方々に対する、何ですかね、支援といいましょうかね、というのをやりながら、そういった環境をつくっていただけるように我々も働きかけていきたいというふうに考えてます。以上です。あ、あと公助も大切だと思ってます。しっかりやります。

10番 南 雲 以上で一般質問を終わります。

議 長 以上で受付番号第6号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

本日予定しました日程の全てがこれで全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

(16時45分)